

平成二十八年度 博士学位論文

中国における児童福祉と子育て支援に関する  
基礎研究

—日本の現状を参考に—

東北福祉大学大学院 総合福祉学研究科

博士課程 社会福祉学専攻

齋 少傑

# — 目 次 —

## 序章

第1節 問題意識と研究目的	1
1. 児童問題の深刻化と児童福祉制度の限界	2
2. 子育て環境の変化と育児の矛盾化	2
3. 児童福祉に関する研究の不十分と研究課題	2
4. 本論文の目的と意義	2
第2節 研究方法	4
第3節 本論文の構成	6

## 第1章 中国における児童問題と児童福祉制度の対応

第1節 中国における児童の問題	7
1. 児童人口の減少	7
2. 出生性別の不均衡	9
3. 要保護児童の増加	10
第2節 中国における児童福祉施策の展開	18
1. 児童の権利保障	18
2. 児童福祉制度の展開過程	22

## 第2章 中国における子育てを取り巻く社会環境の変化

第1節 家族と地域環境の変化	35
1. 家族形態の変化	35
2. 都市化の進展と人口移動	38
3. 離婚率の上昇	39
第2節 中国における少子化の進行	42
1. 人口構造の変化	42
2. 合計特殊出生率の低下	43
3. 少子化が社会に与える影響	47
第3節 少子化の要因	49
1. 人口抑制政策の実施	49
2. 晩婚・晩産の進行	51

## 第3章 女性の労働と子育て環境

第1節 女性の労働環境とライフの変化	54
1. 女性の労働力率	54

2. 女性の就業率	55
3. 女性の職業構造	57
4. 女性の雇用形態	60
第2節 男女の家事と育児時間	62
1. 男女別の仕事と家事時間	62
2. 男女別の家事役割分担	64
3. 男女別の育児分担	65
第3節 育児負担と親族の育児サポート	67
<b>第4章 中国における子育て支援体制の現状と課題</b>	
第1節 保育サービスの現状と課題	70
1. 保育体制の展開過程	70
2. 保育サービスの形態と規模	72
3. 保育に関する行政と財源	76
4. 保育者の位置づけと役割	78
5. 保育体制の課題	80
第2節 子育ての経済的支援と育児休暇制度	83
1. 出産・育児の経済的支援	83
2. 出産休暇・育児休業制度	84
<b>第5章 考察と今後の課題</b>	
第1節 総合考察	86
1. 中国における児童福祉制度の方向	86
1. 中国における少子化の深刻化と子育て支援の必要性	86
1. 日中比較の重要性	87
第2節 本研究の限界と今後への展望	89
<b>引用・参考文献</b>	90

## 序 章

### 第 1 節 問題意識と研究目的

#### 1. 児童<sup>1</sup>問題の深刻化と児童福祉制度の限界

2014年に発表された「中国家庭発展報告書」によると、1950年代以前には1世帯あたりの家族数が5.3人、1980年代以降、世帯規模の縮小が急速に加速し、1990年には平均世帯人数は3.96人、2012年には3.02人にまで減少してきている。世帯数は4億3000万世帯と世界全体の約5分の1を占め、うち核家族世帯が全体の約70%にあたる3億世帯に上る。さらに、単身世帯や夫婦2人世帯が急速に増加し、2010年には、この2つの世帯の合計は約1億6000万世帯となり、全体の40%近くを占めた。こうした家族形態の変容に伴い、近年、児童と子育て家庭をめぐる社会環境は大きく変化し、児童や家庭をめぐる課題は複雑化、深刻化してきている。さらに、家庭養育機能の低下や様々な家庭問題などの影響で様々な問題を抱える児童と児童問題が年々増えつつある。

すべての児童に良質な養育環境を保障し、児童を大切にできる社会の実現が求められているなか、障害のある児童、保護者による適切な養育を受けられない児童（遺棄孤児）や農村留守児童などが増加している。また、児童労働、児童誘拐、児童の虐待事件などの問題の顕著化、児童の権利保護に関する社会の関心が高まってきている。こうした深刻な児童問題のなか、近年、中国の児童福祉に関する研究では児童福祉関連法と児童福祉制度体系の整備を求める声が高まりつつある。

しかし、実際に、現段階の中国の児童福祉事業の重点は狭義の児童福祉に置かれており、児童福祉の対象はまだ全社会の児童を含める段階には達していない。つまり、困難な状況下にある孤児、障害児、遺棄児童、浮浪児などに限定される。中国の狭義の児童福祉事業のなかでは、児童養護施設—「児童福利院」と「里親養育制度」が中心的な役割を果たしている。現実的には児童福祉制度における要保護児童の養護施設などの児童福祉サービスだけでは、児童福祉問題の解決には至らない。

#### 2. 子育て環境の変化と育児の矛盾化

中国の子育ての現場では、近年の家庭を取り巻く環境の変化・不安定化による児童の成長・発達の遅れや歪みなどさまざまな問題が現れ、不安や悩みを抱える保護者が増加している。このように、児童だけではなく、親・保護者への支援も求められている。たとえば、都市部では共働き家庭が多いため、入園年齢未満の児童は祖父母に預けられることが多い。核家族化と都市化の進行により、祖父母から育児支援が受けられない家庭が増加し、育児問題が深刻になりつつある。女性の就業は家庭の育児機能との対立し、矛盾が顕在化している。

---

<sup>1</sup> 本研究では、児童を「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」第1条の定義に従い、18歳未満のすべての者を指す。

2010年の「中国女性社会地位調査」によれば、0～6歳の子どもを持つ18～29歳の都市部女性のうち、以前は仕事していて、現在は仕事を辞めている方の割合は26.3%である。また、現在0～10歳の児童が3歳未満の時、昼間に主に母親が世話をした割合は46.3%、現在11～20歳の児童が3歳未満の時、昼間に主に母親が世話をした割合は49.3%である。つまり、10年間で昼間に母親が3歳未満の児童の世話をする割合は20年前に比べて若干減少しているが、それでも約半分の母親が昼間に3歳未満の子どもの世話をしている。さらに、家庭構造の変化は出ている世代間育児にもある程度の影響が出ている。加えて、一人っ子家庭の保育の問題と子育て問題も顕著になり、公的支援サービスが求められるようになってきている。つまり家庭の育児機能が発揮できない時に、社会的な子育て支援（保育サービス等）の需要が高まる。夫婦の共働きが一般的認識としている背景の中で、社会保障システムははまだ完全に整備されておらず、児童福祉制度の対応においても、日本と比べても家族・児童向けの社会的支援がまだ十分に重視されていないことが分かる。育児期に就労する女性にとって、仕事と育児の両立が大きな課題となっている。

### 3. 児童福祉に関する研究の不十分と研究課題

近年の中国における児童を取り巻く社会状況の変化や児童のニーズを把握し、児童福祉に関する政策課題や、子育て支援体制のあり方を検討した研究は非常に少ない。これまでの研究の多くが児童福祉制度サービス、特に施設養護および里親制度に関する研究として報告されている。また「児童福祉研究論文」において、その大半は海外の児童福祉関連制度・政策の紹介という段階にとどまっている。つまり、社会環境の多様化の中で、児童福祉ニーズを踏まえ、新たな児童問題に対応可能な児童福祉制度についても十分な議論がなされていない。

中国の児童福祉制度が諸外国と比較すると、まだ発達・整備されていない状況について、数値的な側面から検討するのだけではなく、児童福祉問題の背景の推移や中国の社会的・文化的要素を踏まえた児童福祉のあり方などを明確にしていく必要があると考えられる。そして、支援を必要とする児童とその家庭の背景や状況を十分に把握することは、児童の健全な発達環境の改善を進めていく際に必要不可欠となることは言うまでもない。一方、近年の社会環境の急変化に伴い、家庭機能と家庭構造の変化は家庭の社会的リスクが高く、留守児童、貧困児童、障害孤児などの要保護児童問題を発生する大きな要因と考える。以上述べた要保護児童の家庭生活環境を保障するため、完成度の高い家庭政策を含め、児童福祉制度・支援の在り方はもっとも重要な課題となる。さらに、乳幼児期の子どもの保育保障を含め、社会全体の子どもを支援する子育て支援の福祉体制の構築も要請される。そこで、持続的な社会保障制度の構築とともに、子育て世代への支援制度を検討・整備することは喫緊な課題と考えられる。

### 4. 本論文の目的と意義

本論文は、中国の持続的発展にとって大きなリスク要因とされている少子化問題を取り上げ、未来を支える次世代の児童を健全に育成できる環境の整備を前提とし、中国における児童福祉の現状と課題を明らかにすることを目的とする。また、中国における子ども・子育てをめぐる社会環境の変化、政策対応のアプローチや考え方の特徴について、隣国の日本との比較から明らかにすることである。最後に、中国における児童福祉体制の構築を検討する際の基礎資料とすることを目的とし、同じ少子化問題が深刻している日本の育児・子育てに関連する児童福祉政策の既存研究をレビューするとともに、中国への適応の可能性を考察する。

## 第2節 研究方法

本論文では、多様な政府統計および資料を収集・整理して、日中の比較可能な統計を用い、両国における児童福祉政策と子育ての環境の変化を定量的に把握し、比較制度分析の観点から分析を行った。本研究では、文献調査、統計データ分析、国際比較分析の研究方法を使用する。分析方法は公式社会調査データの二次分析を中心に行う。質的データの二次的利用・二次分析には、主に6つの方法があるといわれている(武田, 2015)。第一はオリジナル調査データを歴史的・一次史料として用いる方法、第二は比較研究の素材として活用する方法、第三はオリジナル調査の時期には登場していなかった新しい概念や視点で、調査データを再解釈する方法、第四はオリジナル調査の設計・調査方法の再評価、第五はオリジナル調査の分析内容の妥当性の検証、第六はオリジナル調査データを教材として活用する方法である。既存のデータを利用することの利点として「質の高い優れたデータ・セットを利用できること」「調査のバックグラウンドとなる資料・情報の収集が済んでいること」「オリジナル調査データの追加・補足調査が可能であること」「比較研究の素材になること(歴史的, 時間的, テーマ的)」「リサーチ・デザインや調査方法について示唆を得られること」などである(武田, 2015)。本研究で用いる主な社会調査は以下のとおりである。

### 【中国人口センサス】(中国全国人口普查)

中国の人口センサスは1953年に始まり、1990年以降は10年ごとに実施し、直近の2010年人口センサスは6回目に当たる。調査は、中国国務院の下に実施本部が設置され、統計局・統計局地方支部を通じ、約700万人の調査員により調査が行われる。中国では、季節労働者などの移動者が多いため、普段住んでいる場所で把握する「常住地」方式を改め、2010年人口センサスでは、調査時点にいた場所で把握する「現在地」方式に変更しました。今まで6回の調査は1953年、1964年、1982年、1990年、2000年と2010年である。調査は全国を550万以上の調査区に分け、第6回調査は2010年11月1日零時を調査基準時として行われた。公表した調査データによれば、2010年11月1日の時点で2010年センサスによると、中国の総人口は13億4千万人で世界第1位(世界総人口に占める割合は19.4%)となっている。

### 【中国女性社会地位調査】(中国婦女社会地位調査)

1990年、2000年、2010年に中国全国婦女連と中国国家統計局が共同で3回の「中国女性社会地位調査」を行っている。調査から中国における女性の教育、健康、労働、家庭、政治参加などの状況及び変化を知ることができる。この調査は、全国30の省、自治区、直轄市所在の404の県、市、区において実施された。地域と住民を分析の基本単位とし、調査対象者は男性が8875人(45.6%)、女性が10574人(54.4%)であった。調査対象者の年齢は18~64歳であり、調査方法は主にアンケート調査を中心とし、インタビュー、討論、資料調査等といった補助的な方法も取られている。この調査の指標体系は、象徴指標、説

明指標、修正指標であり、①経済、②政治、③教育、④婚姻家庭、⑤健康、⑥生活様式、⑦法律、⑧社会的に男女区別に対する視点、以上の8つの分野を包括している。第1回の調査で被調査対象は41556人、そのうち男性が20770人で全体の49.98%、女性が20786人で全体の50.02%を占めている。また、都市部が20669人で全体の49.74%、農村部が20887人で全体の50.81%を占めている。第2回調査で被調査対象は19449人、そのうち男性は8875人で全体の45.6%、女性は10574人で、全体の54.4%を占めている。また、都市部が9827人で、全体の50.5%、農村部が9,622人で全体の49.5%を占めている。第3回の調査で被調査対象者は26171人、そのうち女性が51.6%、男性が48.4%、都市部が52.4%、農村部が47.6%を占めている(宋、2013)。

### 【CHNS】(中国栄養調査)

China Health and Nutrition Survey (CHNS)は、Population Center at the University of North Carolina at Chapel (CPC)と Chinese Center for Disease Control and Prevention (CCDC)の機関である National Institute of Nutrition and Food Safety (INFS)が国際共同プロジェクトとして行われているオープンコホートであり、中国での社会的・経済的変化が、栄養や健康状態にどのように影響するかを明らかにすることを目的に1989年に開始した大規模社会調査である。調査対象は9つの省から都心部を含む15地域における0歳以上の4400世帯の19000人である。調査方法は栄養、公衆衛生、経済学、社会学、中国研究、人口統計学の研究者を含む国際チームによって3日間の面接である。2011年までは質問用紙を用いて自記式で調査を行われていたが、2015年からは Computer Assisted Personal Interview (CAPI)を用いて実施している。調査項目は、仕事(就業状況、職業)、所得、家事と育児(家事時間と6歳未満児童の世話の時間)、身体活動、保健サービス利用率、健康保険や医療保険利用率、健康状態、食事と運動の知識などを含めている。

### **第3節 本論文の構成**

#### **序章 問題意識と研究目的、研究枠組みと全体構成**

序章では、まず、中国における児童福祉問題を取り上げる意義を検討するため、本研究の問題意識を述べた。つぎ、先行研究などから得た知見より、本研究の目的を定めた。最後に、本研究の目的を達成するために行った作業（研究方法）を述べたうえ、本論文の全体構成を示した。

#### **第1章 中国における児童問題と児童福祉制度の対応**

本章では、中国における社会環境を前提において、中国の児童問題を概観しながら、要保護児童に注目し、中国における児童福祉制度・体系を明らかにした。また、中国における児童福祉の理念と今後の方向性を考察した。

#### **第2章 子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化**

中国では最近、家族の崩壊が指摘されるようになり、さらに、核家化、晩婚・未婚化、離婚率の上昇、少子化などの家族の基本的な構成を変化させる現象は数多い。本章はこうした子ども・子育ての環境に関する社会状況の変化を明らかにした。また、中国における少子化の実態、発生要因と政策の動向を考察した。

#### **第3章 女性の労働と育児の両立からみた子ども・子育て環境変化**

日本では、高度経済成長以降、女性の労働が質的に増大し、夫婦共働き家庭が一般化したことから働く女性の勤務時間や時間帯、職種などの勤務形態が多様化した（『国民の福祉と介護の動向』2013/2014）。一方、これらを背景に保育需要は増加し、従来の保育所の通常保育だけではなく、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育などの多様な保育サービスに対する重要が発生した（『国民の福祉と介護の動向』2013/2014）。一方、中国の経済社会の成長が進むにつれ、女性は益々大きな就業負担に直面し、仕事と家庭の間のあつれきも日増しに顕在化している。仕事と家庭のバランスを欠くと、女性の就業の質に影響が及ぶだけでなく、家庭の安定、高齢者の世話、育児などにも影響を与える。伝統的な育児は家庭の中で行い、養育者は特に母と祖父母となる。しかし、近年の社会変化により、女性の就業は家庭の育児機能との対立を形成して、矛盾が顕在化している。本章は統計データを用いてマクロ視点から、「中国女性社会地位調査」などのデータを用いて、今日における中国の女性の労働環境と生活の変化を通して、中国における育児環境について考察した。さらに、子どもを持つ女性の就労と親世代の育児参加などに着目して分析を行った。

#### **第4章 中国における乳幼児子育て支援体制の現状と課題**

本章では、日本における子育て支援サービスの現状を概観しながら、中国の保育体制を中心に考察した。中国の保育の歴史を振り返りつつ、乳幼児教育・保育の動向と課題について検討し、今後の研究課題を明らかにした。

#### **第5章 総合考察、本研究の意義と今後の課題**

本章では、中国における児童福祉制度の方向、少子化の深刻化と子育て支援の必要性和日中比較研究の重要性の三つの側面から今後の課題について検討した。最後に、本研究の限界と今後への展望を述べた。

# 第1章 中国における児童問題と児童福祉制度の現状

## 第1節 中国における児童の問題

### 1. 児童人口の減少

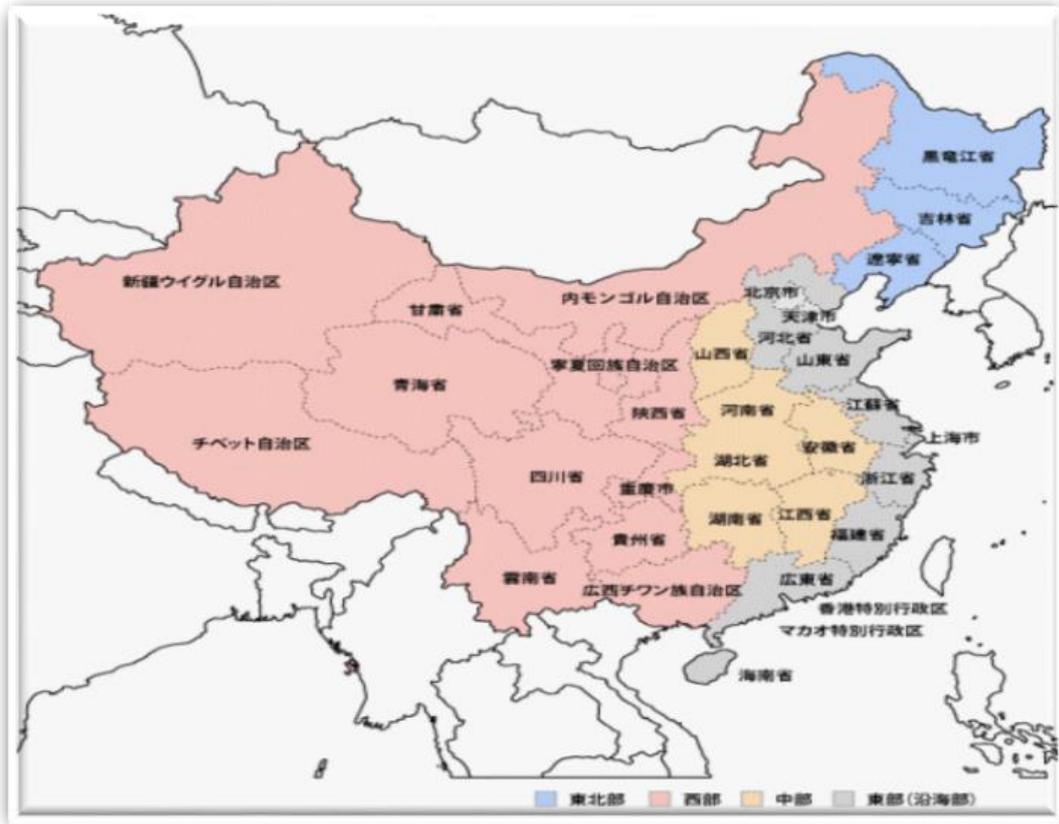


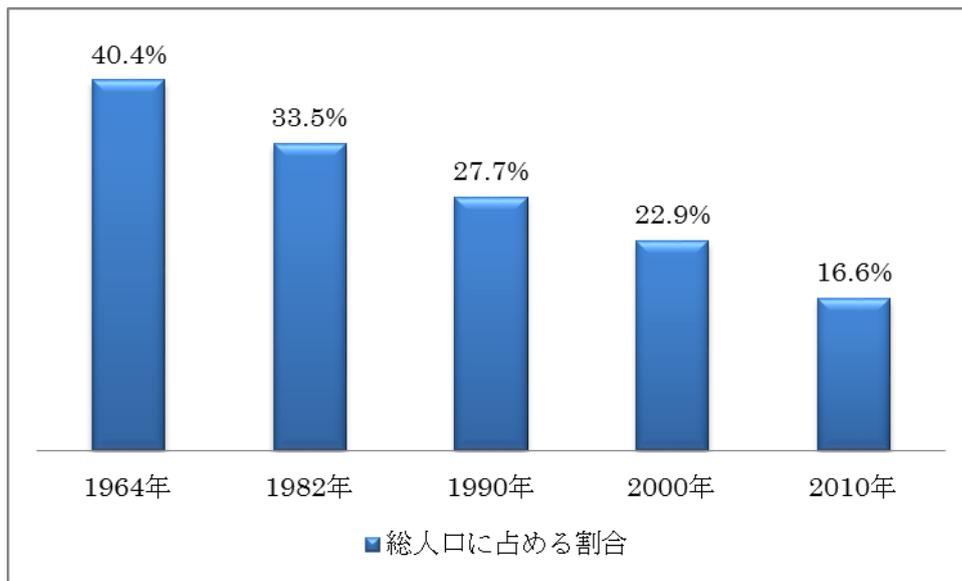
図 1-1 中国の東，中，西部分布図

現在、中国は総人口の約四分の一が18歳以下の未成年者を抱えている。0歳～14歳の児童については、中国国家统计局の統計によると、1982年から児童人口は減少する傾向に転換された。1982年に0歳～14歳の児童人口は33725万人となり、総人口の33.45%を占め、1990年に31300万人に減少、総人口の27.7%となっている。1995年に33062万人、26.7%に、2000年に28979万人、22.89%まで減っていた。2010年に実施された中国第6回全国国勢調査結果によると、0～14歳の年少人口は2.22億人で総人口の16.60%であり、前回2000年の調査時の2.89億人で総人口の22.89%と比べると、児童人口の減少は加速の一途を辿っている。

表 1-1 中国の 0～14 歳年少人口の現状

人口国勢調査	調査年	0～14 歳年少人口	総人口に占める割合
第 6 回	2010 年	22,245 万人	16.60%
第 5 回	2000 年	28,979 万人	22.89%
第 4 回	1990 年	31,300 万人	27.70%
第 3 回	1982 年	33,725 万人	33.45%
第 2 回	1964 年	28,067 万人	40.40%

出所：中国人口センサス統計資料より作成



出所：中国人口センサス統計資料より作成

図 1-2 中国における年少人口 (0 歳~14 歳) の推移

また、経済的格差の影響から、地域により児童人口の割合については表 2 のように、中部地区における児童人口が最も多く、西部地区は最少である。児童人口の地区分布は明らかな相違がない。しかし、表 2 から、中国は経済の発達していない地域の児童の生存の状況がもっと改善しなければならないと見られた。(尚暁援, 2011)

表 1-2 中国・地域により年少人口指数と GDP

地域	0～14 歳人口割合 (%)	年少人口指数 (%)	1 人当たり GDP (元)
中部	32.95	23.54	16435.1
東部	34.86	19.25	40935.1
西部	32.19	29.01	15124.3

出所：『中国児童福利政策報告 2011』 P2

年少人口指数 (15 歳未満人口/15～64 歳人口×100)

1 元当たり日本円約 16.48 円, 2017 年 1 月現在

出生率について、中国の合計特殊出生率を国連の統計で見ると、1970～1975年平均で4.86、1975年～1980年平均で3.32であったものが、1980年代以降は急速に低下し、1990年～1995年平均で1.92、2000年～2005年平均で1.83となっている。こうした児童人口急速に減少する一つの理由は、人口抑制政策（「一人っ子政策」）の実施である。中国では、1970年代に、世界一の人口を踏まえ、将来にわたって安定した経済社会とするために、国をあげて人口増加を抑制する必要性が出てきた。そうした中、1979年から、「晩婚」、「晩産」、「少生」（少なく産む）、「優生」（子どもの質を高める）を主な柱とした「計画出産」を行う政策（「一人っ子政策」）が実施されてきた。その政策の結果は、1982年の児童人口は増加する傾向から減少へと逆転することとなっている。

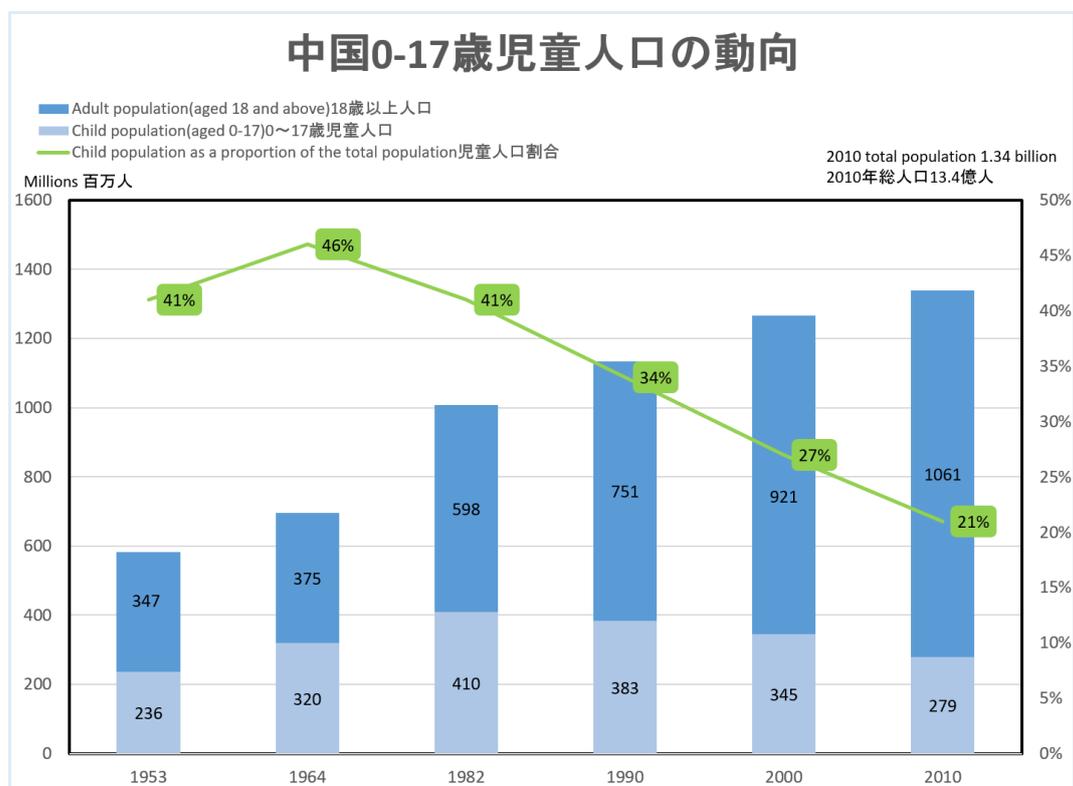


図 1-3 中国における 0～17 歳児童人口の動向

## 2. 出生性別不均衡

出生性比（sex ratio at birth）とは、一定期間（通常は1年間）における男児出生数と女児出生数の比である。通常、女児100人に対する男児の数で表している。一般的に女児100人に対して男児105人前後は人口の諸指標の中で安定な数値であり、大抵104から107までは正常値範囲と見なされている。中国の出生性比について、1982年の人口センサス結果によれば、中国の出生性比は107.6であり、女児100人に対し、男児は107.6人である。その後、1990年の人口センサスでは、出生性比は111.3となり、2000年の第5回人口センサス結果ではさらに高くなり、全国の出生性比は119.9に達し、130を越える地域も現れた。

さらに、2010年の第6回人口センサスによると、全国の出生性比は121.2に上昇している。つまり、1980年以降の約30年間に中国の出生性比は急速に上昇し続けたのである(尹豪, 2013)。主な原因について、①農村の主要労働力は男である。②伝統的に男が両親の面倒を見ると考えられている。③男女の社会的地位の不平等などが挙げられる。この問題の拡大にもたらされた影響は、長期的には、深刻な結婚難をもたらす。結婚年齢に達した男性の一部は、配偶者を得ることができない。独身男性の増加、結婚外の性的需要の増加、女性の誘拐・売買などの社会問題も引き起こすと予想される。

### 3. 要保護児童の増加

日本では、要保護児童とは、児童福祉法第6条の3によれば、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童」と定義されおり、保護者が死亡、保護者が長期療養中、拒留中である場合、保護に遺棄された児童、虐待などで児童に必要な監護が行われていないと認められる児童が含まれる。

表 1-3 日本における要保護児童の定義

- ・要保護児童：
  - ①保護者に監護させることが不適切であると認められる児童（児童福祉法第6条2第8項）
  - ②保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条2第8項）
- ・児童扶養手当の対象児童：
  - ①父母が離婚した②父又は母が死亡した③父又は母が一定程度の障害の状態にある④父又は母が生死不明である⑤その他これに準じるもの⑥父又は母に遺棄されている児童⑦父又は母が一年以上拘禁されている児童⑧母が未婚のまま懐胎した児童⑨孤児など

出所：筆者作成

第二次世界大戦直後の混乱した状況のなかで、児童福祉は貧困や親の死亡などにより保護を必要とするようになった子どもを施設に入所させ、保護・養育することを中心としてきた。近年では、少子高齢化と核家族化の進行、地域連帯の希薄化によって家族のなかでさまざまな問題を抱え込むようになってきており、そのなかで子育て機能が崩壊し、養育拒否や児童虐待に至るケースが増えている。児童相談所の相談内容から要保護児童の実態をみると、児童相談所に寄せられ子どもにかんする相談内容は多岐にわたっているが、おおむね「養護相談」「育成相談」「障害相談」「非行相談」「保健相談」「その他の相談」に分類されている。厚生労働省「平成21年度（2009年）社会福祉行政業務報告」によれば、2009年度に児童相談所が対応した相談件数は37.2万件であり、うち「障害相談」が51.7%と最も多く、次いで「養護相談」が23.6%であり、「育成相談」が13.9%となっている。「養護相談」は児童虐待、棄児、保護者の家出・死亡・離婚・傷病などであり、家族環境の間

題が多くを占めている。また、同報告によれば、児童相談所に附設されている一時保護所では、年間2万人前後の子どもを一時保護している。(千葉, 2011)

一方、現在の中国において、様々な児童問題が注目されている。本論文では諸問題から、要保護児童を着目し、現状について次のように整理した。しかし、中国においては、要保護児童という言葉はまだ一般的に使われていないが、本論文における要保護児童は家族環境または社会的環境から養育を必要とする児童に焦点を絞る。中国社会における要保護児童は、孤児、貧困地域の農村部等から都市に流入した浮浪児、障害児<sup>2</sup>と出稼ぎ労働者の子どもなどを含めている。近年、エイズ発病者の残留孤児及び未成年エイズ感染者対策が重要課題となっている。また、親の病気や薬物使用などを理由に実の家庭で養育困難な子どもも増加している。

表 1-4 中国・要保護児童の基本分類と施策状況

児童類型	定義	対象範囲	人数規模	主な要因	保障施策	行政機関
孤児	定義明確	棄嬰、親の養育困難	総人口万分の4.44(約71万)	複雑	施設入所、里親制度	民政部
貧困児童	標準多様	貧困家庭	貧困人口 1/3	自然経済	経済的支援	扶貧機関
誘拐児童	定義明確	離婚家庭など	不明	家庭の崩壊	なし	不明
留守児童	定義明確	農民家庭	約5800万人	人口移動	就学支援	教育部
浮浪児	大体明確	都市部における浮浪児童	15万人以上	家庭の崩壊	収容施設	民政部
障害児	定義明確	障害を持つ	2006年まで約380万人	遺伝、事故	施設入所、里親制度	民政部
被害児童	定義不明	事故、災害などの被害児童	不明	事故、災害	なし	不明
エイズ孤児	大体明確	孤児	不明	親のエイズ感染	なし	政府保護
病気児童	定義不明	難病を持つ児童	不明	遺伝などの病気	なし	衛生部

出所：『国家責任と児童福利』2010より作成

### 3.1 増える孤児

孤児は一般的に、両親・親戚などの保護者のいない未成年（18歳未満）の者である。狭義では生みの両親が死別、または行方不明となった未成年を指す。日本では特に戦争で戦闘や空襲による多くの成人が死亡したため、両親を亡くし、孤児となった未成年者が続出した。このような孤児は戦災孤児と呼ばれている。また、救護法時代の児童は、孤児、貧児の収容施設で孤児院時代といわれていたが、最近では純粹の孤児と称せられるものは僅少となり、大部分のものは環境上養護を必要としている児童が多くなっているのが現状である。

<sup>2</sup> 日本では、障害の「害」の表記については、その漢字のもつ否定的なイメージから障害者の人権をより尊重するために「障がい」とひらがな表記を積極的に使用することが多いが、本論文では法令で使用されている表記を用いる。

表 1-5 中国・児童総人口と孤児の人数の比較

	第 5 回 (2000 年)	第 6 回 (2010 年)
児童総数	2.89 億人	2.22 億人
人口総数	22.8%	16.6%
孤児の人数	57.4 万人 (2005 年)	71.2 万人 (2009 年)

出所：『世界の福祉年鑑 2012』, P419

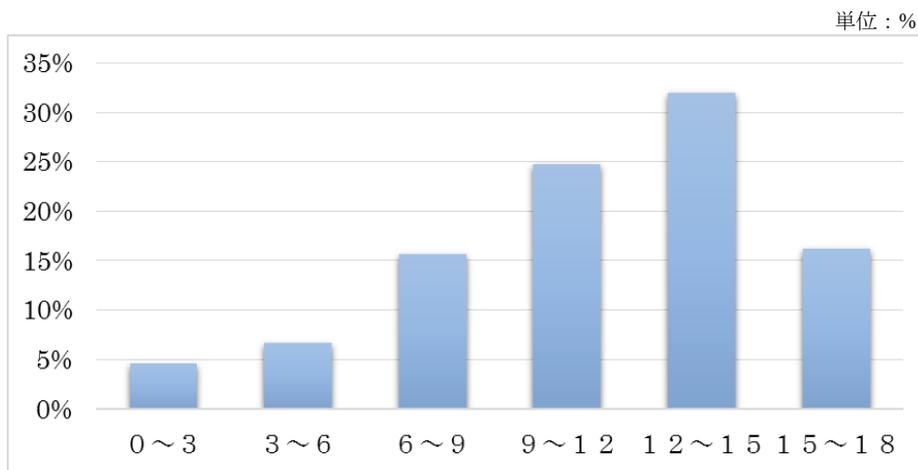
中国における「孤児」の概念は様々な定義があるが、近年の孤児生活保障制度の構築においては、概ね 2 種類の概念が見られる。①「孤児基本生活保障費」で孤児の対象者は、両親を失った児童、または両親が行方不明の児童となる。②「孤児の救助事業に関する意見書」において、救助対象は、両親を失った児童、事実上扶養者のない児童と指摘された。

表 1-6 中国・孤児保護の現状

	2009 年	2010 年	2011 年
孤児人数	71.2 万人	65.5 万人	50.9 万人
児童福祉施設数	303 ヶ所	335 ヶ所	397 ヶ所
入所孤児人数	7.1 万人	10 万人	10.8 万人
社会に分散居住孤児人数	64.1 万人	55.5 万人	40.1 万人

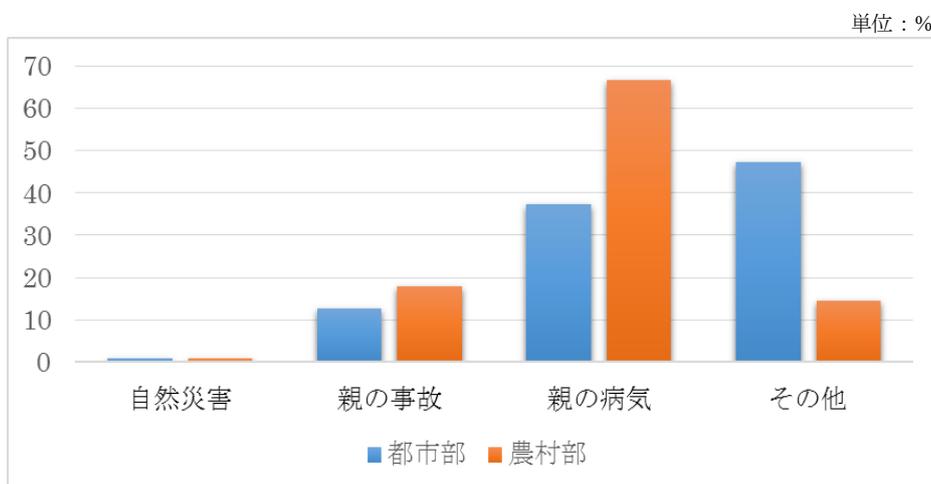
出所：中国民政部「社会服務發展統計公報」により作成

中国民政部 2010 年の統計によると、民政部に登録されている孤児の人数がここ数年で増加してきている。2009 年の孤児の人数は 2005 年の 57.4 万人から 15 万人近く増え、71.2 万人に達している。また、民政部 2005 年「全国孤児調査」の結果により、経済的発達していない地域の孤児の割合が高く、農村部における孤児の人数は孤児総数の 86.3%を占めているようである（尚、2011）。中国の内陸である河南省、山東省等の人口が多い省では農村世帯の孤児は当該省の孤児総数の 95%以上を占める。一方、北京師範大学中国公益研究院が 2013 年に発表した「中国児童福祉政策報告」によると、中国は毎年約 10 万人の児童が遺棄されていることが分かった。現在の中国で児童遺棄の抑制や罰則体制が整備されていないのが、児童遺棄が減らない原因の 1 つと指摘された。また、遺棄された児童とりわけ障害を持つ孤児への支援制度も不十分であるといえる。この調査において、中国における孤児の年齢はその大部分が 6～15 歳を占めている (71.5%)。孤児問題の発生理由については、親の病気により養育不能や遺棄などの養育放棄が多く見られる。孤児の養護形態については、児童福利院に入所させ、施設内養護と養育里親など家庭的養育である。



出所：中国民政部 2005 年「全国孤児調査」の結果により作成

図 1-4 中国・孤児の年齢構成



出所：中国民政部 2005 年「全国孤児調査」の結果により作成

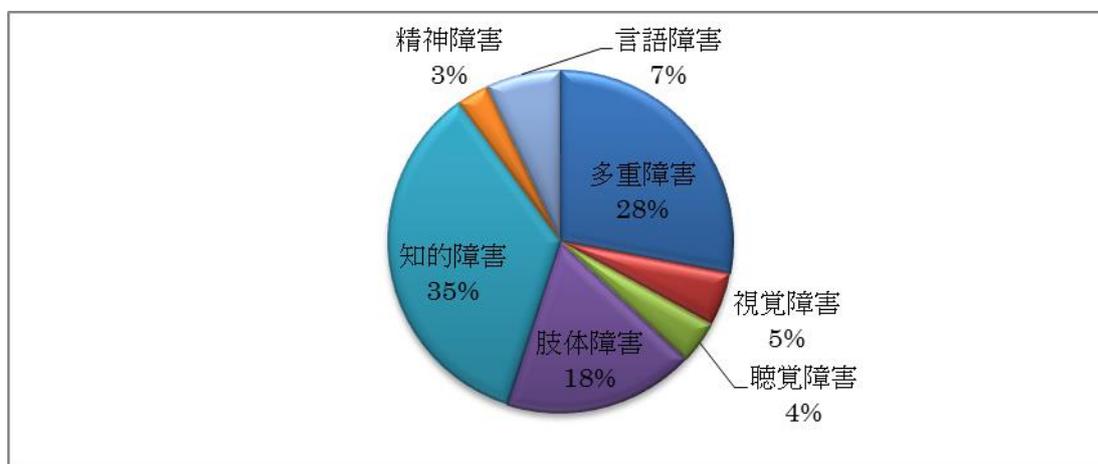
図 1-5 中国・孤児問題の発生理由

中国では、2006 年まで孤児問題の緩和・解決に焦点化した政策的関心は薄く、それに伴い児童福祉施設・里親家庭など対応も未整備な状況である。2006 年 3 月民政部「孤児救助に関する意見書」の発表に伴い、孤児の基本生活保障や支援などを方針や施策は、多くの「見解」や「通達」が出ている。これらの文章において、生活環境の改善や資金の増額など、積極的に孤児の福祉の充実を図るよう示されている。2010 年 11 月、国務院が「孤児を対象とする児童福祉制度の強化に関わる意見書」を発表し、孤児の扶養、基本的な生活、教育、医療、就職や住宅などの保障を含む政策の強化を求めた、これは、孤児を対象とする福祉制度への整備を意味している。中央政府はまた、孤児の生活費に充てる経費を 25 億元（2011 年まで 36 億元）捻出し、特に中国東部、中部と西部地区の孤児に、毎月定額の生活費を補助することを決定した。現在の基準は、児童養護施設に入所している孤児に都市部や農村部に問わず 1 人当たり 1000 元が支給される。

### 3.2 障害児

日本では、障害児の定義について、「児童福祉法」では「身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法第2条第2項）」（第4条第2項）と定めている。身体障害には、視覚障害、聴覚・平衡感覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害があり、障害の程度が最も重い1級から7級までの等級がある（千葉，2011）。厚生労働省が5年ごとに行う調査では、2011年12月現在、18歳未満の障害児では、0歳～9歳が39800人、10歳～17歳が32900人と推計されている。性別については、男は50.4%であり、女は49.1%となっている。一方、2005年に厚生労働省が行った「知的障害児（者）基礎調査」では、知的障害児とは「知的機能の障害が発達期に現れ日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者」とされている。2011年12月に厚生労働省が行った「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」によれば、0歳～9歳の在宅知的障害児は59000人であり、10歳～17歳の知的障害児は92900人となっている。

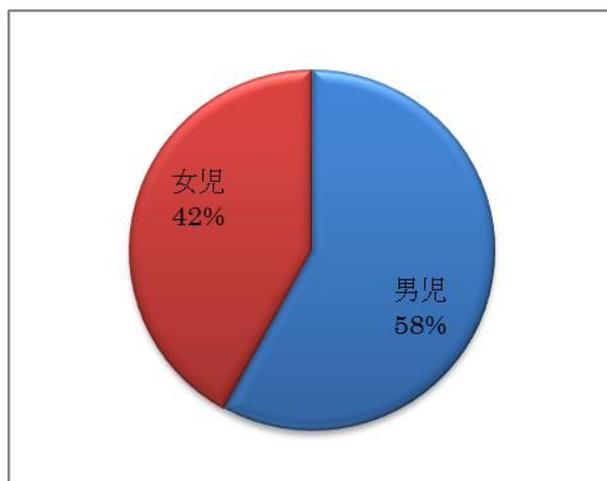
一方、中国の「全国第2回障害児調査」の結果によると、2006年4月1日まで、0～17歳までの障害児童は総数504.3万人であり、障害者総人口の約6.08%を占めている。また、0～14歳までの児童は386.78万人であり、0～14歳までの児童総人口の4.66%を占めている。また、障害種別については、図1-6のように知的障害、多重障害、肢体障害などが多くを占めている。



出所：『中国障害児現状分析と対策研究』2008より作成

図1-6 中国・障害児の障害種別状況（2006年）

また、障害児の男女別については、男児58%と女児42%と構成され（図4）、1987年の第1回全国障害者調査の男児56%、女児44%との差は顕著ではない。（1987年の障害児男女比は126：100）



出所：『中国障害児現状分析と対策研究』2008より作成

図 1-7 中国・障害児の性別構成状況（2006年）

### 3.3 浮浪児の増加

中国では、都市化の進行、人口移動、収入格差などの原因によって、路上の浮浪児の数が増えつつある。中国民政部の推計によると浮浪児は15万人を超えている（沈潔 2007：40）。浮浪児の実態について、広東省の児童保護センターは年間1000人以上の浮浪児を保護している。同センターが実施した調査によると、浮浪児になった原因でもっとも多いのは「家庭の問題」であり、割合は約48%である。「家庭の問題」はさらに「貧困」、「両親の離婚」、「両親の不仲」、「虐待」に分類できる。「家庭の問題」以外の理由により浮浪児になった児童は調査全体の22%である。「仕事をして金を稼ぎたい」、「世間を見てみたい」などの理由となっている。その他、約1割の児童は「道に迷った」、「誘拐された」などの原因で家に帰れなくなり、浮浪児として生活している。調査対象である浮浪児の年齢は主に14歳と15歳である。また、子ども達の知能は正常であるが、半数以上は小学校の中学年レベルの学力であり、読み書きが全くできない児童も存在している。

表 1-7 中国・浮浪児と児童保護センターの実態

	施設数	入所定員	年間保護児童数
2011	241	0.8万人	17.9万人
2010	145	0.5万人	14.6万人
2009	116	0.4万人	14.5万人

出所：中国民生部「社会服務発展統計報告」により作成

このような子ども達は、義務教育を受ける権利があるが、実際のところ、生きていくことにさえ問題があり、勉強とは無縁となってしまう。現在、臨時措置として路上生活の子どもが多い都市に240あまりの児童保護センターを設置し（表1-7）、路上の子どもの生活保護を行う一方、学校教育も行う。しかし、児童保護センターは、一時保護の機能しか果

たさないため、保護した子どもたちは児童福利院や里親家庭で養育されることもある。現在、色々な原因で路上生活を強いられた子どもの人数が国連の統計によると、増加する一途を辿っている。さらに、色々な犯罪に巻き込まれ、路上生活の子供を利用した犯罪が日々増加している。浮浪児による万引き、窃盗、暴力事件などが相次いでいる。(沈潔 2007: 40)

### 3.4 農村地域における留守児童

中国農村部では、両親が出稼ぎに出たまま家になかなか帰らないという事情から引き起こされる、「留守児童」問題が深刻化している。中国の農村における「留守児童」とは、農村で両親が他の地域いわゆる都市部へ出稼ぎに行き、祖父母や親戚のもとに預けられたまま育つ子どもを指す。留守児童になる要因については、①親の仕事が忙しくて面倒を見きれないこと②都市部での生活は出資がかさみ、子どもの養育費は農村の方が安い③農村から都市部へ戸籍を自由に動かせないため、出稼ぎ先で子どもの就学に大きな制限があることである。中国の2010年第6回国勢調査資料のサンプルデータから計算すると、中国の留守児童数は6102万5500人であり、農村児童全体の37.7%を占め、全国の児童全体の21.88%を占めている<sup>3</sup>。2005年の全国1%抽出調査で計算したデータと比べて、この5年間に全国の農村で留守児童が約242万人増えている。彼らは、肉親の愛情や平等な教育が十分に受けられないなどの様々な課題を抱えている。2013年5月全国婦女連合会が発表した『全国の農村の留守児童、都市と農村の流動児童の状況に関する研究報告』によれば、205.7万人の留守児童は独居状態である。

2010年5月に中国の全国婦女聯合会の『農村留守児童家庭教育活動調査分析報告』によると、①出稼ぎ期間が1年以上の保護者が60%以上占め、保護者と留守児童とを結ぶ主な連絡方式は電話であった。連絡を取る頻度は、毎日1回が32.9%、毎週1回が39.9%、毎月一回が21.1%、毎年1回が4.9%、全く連絡がないが1.3%であった。②父母が身近にいないことで、41.5%の留守児童は孤独を感じ、26.9%の留守児童は勉強を見てくれる人がいないと考え、15.4%の留守児童は誰も世話をしてくれる人がいないと考えている。これらを総合すると、父母の愛情と保護が長期にわたって不足しているために、留守児童たちは深刻な愛情不足に陥っている。③20%の父母は留守児童が1歳になる前に出稼ぎに出ており、そのうちの30%は留守児童が生後1カ月の時に出稼ぎに出て行っているため、相当数の留守児童は母親不在で十分な授乳を受けておらずその成長発育に影響が出ている。

### 3.5 「エイズ」被害児童

エイズ孤児とは、本人は感染していないが、両親のどちらか、あるいは両方がエイズで亡くなった児童のことを指す。この他、「エイズの被害を受ける児童」には、HIV陽性の児童や準エイズ孤児などが、含まれる。HIV陽性児童とは、母体からの感染や輸血などの医

---

<sup>3</sup> 2013年5月9日に中国・全国婦女連合会が発表した『全国の農村の留守児童、都市と農村の流動児童の状況に関する研究報告』に基づく

療行為によりエイズに感染した児童を指す。中国では、父親か母親をエイズで亡くした 15 歳以下のエイズ孤児が 7.6 万人に達している。エイズウィルス感染者の増加に伴い、エイズの被害を受ける児童の数も増えている。現在、中国ではエイズの感染が拡大しており、感染者の多くが子どものいる年齢になっている。そのため、感染者数よりさらに多い数の児童が、エイズにより間接的な被害を受けていることになる。国連児童基金会の研究結果によると、2010 年までに、約 49.6 万人～89.9 万人の児童がエイズ被害児になると予測している。今後、エイズの被害を受ける児童に目を向け、差別や蔑視をなくして、社会の支援体制を確立することが必要である。

## 第2節 中国における児童福祉施策の展開

### 1. 児童の権利保障

表 1-8 児童の権利に関する国際的動向

年別	動向
1601年	「救貧法」制定（イギリス）
1801年	「使徒の健康と徳性を守るための法律」制定（イギリス）
1834年	「新救貧法」制定（イギリス）
1884年	民間組織の児童虐待防止協会設立（イギリス）
1889年	「児童防止並びに保護法」制定（イギリス）
1908年	「児童法」制定（イギリス）
1909年	第1回ホワイトハウス会議（アメリカ）
1922年	「児童保護法」制定（ドイツ） 国際連盟「世界児童憲章」
1924年	国際連盟「児童の権利に関するジュネーヴ宣言」
1930年	「児童憲章」制定（アメリカ）
1946年	「要養護児童に対する処遇に関するカーチス報告書」（イギリス）
1948年	「児童法」成立（イギリス） 国連総会「世界人権宣言」採択
1959年	国連総会「児童の権利に関する宣言」採択
1960年	脱施設化運動（アメリカ）
1978年	ポーランドが国連人権委員会に「子どもの権利に関する条約草案」を提出
1979年	国連総会「児童福祉年」採択
1989年	国連総会「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」採択
1990年	子どものための世界サミット
1994年	国連総会「国際家族年」採択 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を日本が批准
1996年	「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」開催
2000年	国連総会「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択
2001年	第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議開催
2002年	国連子ども特別総会
2005年	「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を日本が批准

出所：千葉喜久也『児童・家庭福祉論』第2版，2011，P37より作成

児童の権利に関する国際社会の動きをみると、1924年には、国際連盟によって児童の権利に関するジュネーヴ宣言として知られる5か条からなる児童の権利宣言が採択された。その後、1959年には、児童の権利に関するジュネーヴ宣言と1948年に国連によって採択された世界人権の流れを踏まえた「児童権利宣言（児童の権利に関する宣言）」が採択された。その後、1989年11月の第44回国連総会で“Convention on the Right of the Child”が採

扱われた。日本政府は「児童の権利に関する条約」と翻訳したが、“Child”を「児童」と訳したことに異議が唱えられ、現在では子ども自身の立場に立つ「子どもの権利条約」とも呼ばれ、国もその使用を認めている。「子どもの権利条約」は18歳未満のすべての子どもを対象とするものであり、子どもの人間としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目標としている。「子どもの権利条約」制定の動きは、1979年に国連の国際児童年が決まったことを契機として活発化し、草案審議が国際連合ワーキンググループにおいて開始された。その後、約10年の検討期間を経て、1989年に最終草案が提出され、国際総会で採択された。日本は1994年5月、158番目に批准している。条約では、子どもの養育及び成長・発達に対する第一義的な責任者は保護者にあり、保護者が養育責任を果たすために、国の援助や家庭環境の重視、子どもにとって最善の利益などが協調されている。(千葉, 2011)

一方、中国政府は幅広く議論した上に、1992年に、「子どもの権利条約」を批准した。「子どもの権利条約」に従い、中国政府は「90年代中国児童発展綱要」を発表し、中国においてはじめての児童を主体にする国レベルの計画綱要になっている。「90年代児童発展綱要」に「児童を最優先」にする理念を明らかにした。その後、2002年12月に「子どもの売買及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書」、そして2008年2月に「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利条約選択議定書」を批准した。

表 1-9 中国における児童の生存・発達状況

	2000年	2010年
嬰兒の死亡率	32.2%	13.1%
5歳以下の児童死亡率	39.7%	16.4%
妊産婦死亡率	53.0/10万	30.0/10万
就学前教育入園率	35.0%	56.6%
小学就学率	—	99.7%
中学課程就学率	—	100%
高校課程就学率	—	82.5%

出所：『世界の福祉年鑑』2012, P419

中国「90年代児童発展綱要」は「児童を最優先」の理念を明らかにし、母子保健・衛生と教育などの法制整備に関する具体的な数値目標が設定された。具体的な内容としては、人口・計画生育、乳児・妊婦保健と栄養、生活環境の改善、義務教育の普及、地域・家庭政策、困窮児童の保護と児童権利の保障の7つの領域で主な目標とそれぞれの施策を示された。この計画が発表されて約10年が経過した2000年、中国はこれまでの経緯を踏まえ、改めて「中国児童発展綱要2001-2010」を発表した。この新しい綱要に児童を最優先にする理念をより明確・具体化され、児童の生存、発達、保護および児童の利益を優先にする

ことが、基本理念として明記されている。さらに、この 10 年間に主に児童の健康、教育、保護、環境整備という 4 つの分野において、具体的な達成目標が提示された。また、主な児童問題（児童生存・発達の地域格差、児童貧困、移動人口の児童の教育・保護、エイズ児童など）を取り上げ、とくにより効果的な対策をとっていく必要があることが強調された。「中国児童発展綱要」の発表により、児童の生存・発達を保障することを実現しただけではなく、中国における児童福祉施策の設計・実施に大きな意味を持っている。21 世紀に入ると、特に 2003 年以降、中国の各級政府は里親養育、義務教育、未成年の思想・道徳構築、出稼ぎ労働者子女の義務教育保障、孤児・障害児のある児童の支援、孤児の救済、エイズ児童の支援、服役者の子女の支援、少年・児童の人身安全と心理的健康等、児童の生存・発達に役立つ一連の法規や政策文章を集中的に公表した。こうした児童福祉政策の着実な改善により、中国の児童福祉事業の制度化の水準は向上し、実際に多くの児童の福祉を保障、健全な発達を促進した。

その後、2011 年には「中国児童発展綱要 2011—2020」を公表され、21 世紀初頭の 10 年間の児童問題を取り上げた。主に児童生存・発達の地域格差、義務教育の地域格差、幼児教育資源の不足、新生児障害率の増加、出生人口性別比のアンバランス、貧困家庭児童、孤児、遺棄児、障害児、浮浪児の救助、児童の権利保護などが強調された。また、2011 年からの 10 年間、児童の生存・発達を保障することに加えて、健康、教育、福祉、社会環境、法律保護の 5 つの発展分野および各分野においての主な目標と計画的な対応が取決められた。「90 年綱要」においては、単純に児童に関する 7 つの方向的な目標と施策を提示されたが、「2001—2010 綱要」は児童健康指標の向上、都市部高校教育の普及、児童の保護に関する法的整備、児童の発達の環境の改善という基本目標の上に、児童と健康、児童と教育、児童と法律、児童と環境という四つの分野に具体的な目標と施策を示された。「2011—2020 綱要」はさらに、①児童の合法的な権利を法において保障する、②児童権利とニーズを考慮して公共資源を最優先にする、③児童の心身の発達および児童の利益を最優先にする、④児童の平等な権利と機会を保障する、⑤家庭や文化活動、社会において児童が参加できる環境を作るという 5 つの原則を打ち出した。「90 年綱要」と「2001—2010 綱要」において、児童の権利を保障するという基本理念は明記されたが、具体的な施策はなかった。「2011—2020 年綱要」では、児童の権利保障を原則の一つにし、より明確な児童参与権（意見を表明する権利、表現の自由）を明記され、児童の生存、発達、保護される権利とともに、重視すべきと強調された。最近の動向については、2011 年『2011～2020 児童発展綱要』によれば、新たに 2011 年からの 10 年間、児童の生存・発達を保障することに加えて、「①児童の合法的な権利を法において保障する、②児童の権利とニーズを考慮して公共の資源を優先的に活用する、③児童の心身の発展および児童の利益を最優先にする、④児童の平等な権利と機会を保障する、⑤家庭や文化活動、社会において児童が参加できる環境をつくること」を基本原則に、児童福祉の充実を図ろうと考えていく。しかし、現在の児童の権利に関する法規では、子どもの権益を保護する具体的な条項と規定が存在していない。また、抽象的な権利を強調し、具現性に欠けている。

## 1.1 遺棄孤児と「未成年者保護法」

中国の要保護児童や施設入所児童の多くは遺棄児童（捨て子）である。1979年から人口規制のために始まった中国のいわゆる「一人っ子政策」により、都市部では比較的浸透したが、農村部では働き手として男児を重んじる傾向が強く、女児や障害児が捨てられるケースが多発している。近年の新聞記事からも、警察や駅、バス停、果てはゴミ箱に乳児を捨て、母親が産院に置き去りにする事件が度々掲載されている。特に障害児の多くが捨てられている。中国の刑法によれば、自立能力のない未成年、高齢者、病人に対する扶養義務を放棄する者には、5年以下の有期懲役を科すると定められている。子どもの権利を守る法律としては「中華人民共和国未成年保護法」があり、1992年から実施されている。未成年（中国は18歳で成人）の心身の健康と権利を守るための法律である。遺棄児童については、「親や保護者は未成年者に対して保護・養育の義務があり、虐待・遺棄をしてはならない。」と規定され、特に「女の子や障害児を差別したり、嬰兒を溺死させたり、遺棄したりしてはならない」（第二章、家庭保護）と定めている。

表 1-10 中国・孤児保護に関する主な施策

実施時間	行政機関	名称
2010.11.26	民政部、財政部	“孤児の基本生活保障費”に関する通知
2010.11.16	国務院	孤児保障に関する意見書
2009.10.20	民政部	全国孤児養育基準施行状況に関する通達
2006.3.29	民政部・他 15 部	孤児救助に関する意見書 発表
2004.5.15	民政部	エイズ患者、家族、エイズ孤児の救助の通知
1997.1.21	民政部	孤残児（孤児、障害児）福祉事業に関する通知

出所：中国『民政部社会サービス発展統計報告』により作成

## 1.2 養子縁組制度（養子縁組法）

中国は、1992年に子どもの権利条約を批准し、同年に「中華人民共和国養子縁組法」（以下養子縁組法）を実施した。また、近年中国の子どもを引き取る国際養子縁組の希望者が増えている。1992年に批准した子どもの権利条約の前文に掲げられた「子どもの家庭環境の中で成長する権利」の理念に沿って、1999年に養子縁組法は次の2点を中心に改正された。一つは、養子縁組条件が適宜緩和されたことである。従来の規定では養子縁組をする人は子どもがいない人に限定され、また養子にできるのは一人だけに限られていた。改正法では、より多くの要養護児童の家庭で暮らす権利が守られるように、「孤児や障害児及び社会福祉施設が養育している親の行方が分からない児童を養子とする場合は、養子縁組をする者に子がなく、養子とする児童は一人限られるという規定を受けない」とされている。改正法の二つ目は、養子縁組届け出の手続きが統一されたことである。また、「外国人

の中華人民共和国における養子縁組実施規則」の修正が加えられ、養子縁組の手続き、管轄、証明についていずれも具体的かつ明確に規定された。養子縁組法の改正にともない、民政部は養子縁組の手続きの規範として、同年に「中国公民養子縁組登録方法」の通達を出した。さらに、国際養子縁組について、国が責任を持って管理することを定めた「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」（ハーグ条約）に2005年に批准した。

表 1-11 中国・養子縁組の実態

単位：件

	2011	2010	2009*	1996
養子縁組数	31424	34529	44260	18896
国内養子縁組	27579	29618	44260	15002
国際養子縁組	3845	4911	4459	3894

出所：中国『民政部社会服務發展統計報告』により作成

\*2009年の養子縁組ケースにおいて、障害児2692人、女児25203人

### 1.3 障害児童権利

中国における障害児童に関する法律・条例は主に「中華人民共和国憲法」，「中華人民共和国障害者保障法」，「未成年者保護法」，「中国児童發展綱要」，「中国障害児事業發展綱要」，「障害者教育条例」である。障害児童の権利は多くの法律に守られているように見えるが，各法律に障害別名称の表現や指定された障害の範囲・等級が一致せず，系統性もないため，障害児の権利を侵害された時に必ずしも障害児童に適切に対応できるとは限らない。2009年，中国障害者連合会は障害児に関する法律や条例の改善・制定や障害児の社会生活への復帰を促進するために，障害児の発育，発達，教育，リハビリテーション，人権を中心に，全国レベルの障害児童の現状およびニーズ調査を行った。調査によると，75.5%の障害児童は就学手続き上に問題（差別）があると認識している。また，中国には就学支援制度がないため，障害児童の入学で最も問題になっているのは自閉症を持つ児童の就学問題である。現在中国では，自閉症児童は特別支援学校と通常学校両方に拒絶されている現状である。

## 2. 児童福祉制度の展開過程

### 2.1 中国における社会福祉の概念

中国の児童福祉を考察するには，まず中国における社会福祉の概念を整理する必要がある。中国の社会福祉の定義は，「政府と地域組織があらゆる社会的弱者及び困難を抱える地域住民の基本的な物質，文化のニーズに応えるため，福祉的な社会サービスと社会保障を提供し，実施する事業体制」である（沈潔，2007：20）。現行体制下で，社会福祉を管轄するのは，政府の民政部門と労働部門である。労働部門に管轄された福祉制度には「職工福祉」，つまり企業福祉という固有の概念が設けられ，企業福祉事業とされてきた。他方，民

政部門の管轄に属する部分は「社会福祉事業」と称されてきており、「社会福祉事業」は、中国では民政部門が管轄している社会福祉のサービスの総称である。民政部門の管轄している社会福祉の内容は、①社会福祉施設、②都市部の社区サービス（社区服務つまり、地域福祉サービス。）、③社会福祉企業、④義手・義足の科学的研究と生産である。

一方、中国の児童福祉概念をみると、その理念または目的概念に関しては、児童の幸福の状態を意味するよりも未来社会の担い手になる子どもに、よい生活環境を与えようというのが特徴である。実体概念に関しては、「児童のニードを充足するために行われている活動を意味する」という意識、つまり、福祉追求の過程を重視するという意識が極めて薄い。児童福祉の政策及び活動は、国益に、社会の政治改革、経済改革のニーズに従わなければならない立場に置かれている（沈潔，2007：31）。

## 2.2 児童福祉施策の展開過程

新中国成立（1949年）前には中国には本当の意味での児童福祉制度は存在しなかった。新中国成立後（1949年後）の比較的長期間にわたり、児童福祉の対象は「三無」状態の未成年が中心であり、実際の業務は主に福祉施設の孤児、遺棄された児童、農村の「五保」扶養の対象にあたる孤児が対象であった。経済と社会の変化に伴い、中国の児童福祉事業はいくつかの異なる発展段階を経てきた。1949年～1958年は児童福祉の初期段階であり、この時期の政府の児童福祉分野における主な施策は少数の児童を対象とした政策と福祉サービスの提供始であり、児童の基礎教育、女性・乳幼児の保健、婚姻・家庭、孤児・障害児等の分野にとどまっている。1958年～1966年は児童福祉の基本的な発展段階にあたり、中国経済の水準向上に伴い、中国の児童の生存と発展の状況が改善され、児童の心身の健康面での状況は以前に比べて向上した。1966年～1978年は児童福祉の停滞の段階であり、「文化大革命」によって、児童福祉事業は後退の状態に陥った。1978年～1990年は児童福祉の回復・再建の段階であり、民政部・全国婦女連合会等の組織の業務機能の回復に伴い、児童福祉業務は徐々に向上してきている。1990年～2010年は児童福祉の急速な発展の段階にあたる。1990年代に中国は「障害者保障法」（「残疾人保障法」）（1990）、「未成年人保護法」（1991）、「養育法」（「収養法」）（1991）、「母子保健費」（「母嬰保健費」）（1994）、「未成年犯罪予防法」（「予防未成年犯罪法」）（1999）等の一連の法律を相次いで公布・実施し、また民政部・財政部等6つの部の委員会が「児童福祉事業の一層の発展に関する通達」（「關於進一步發展兒童福利事業的通告」）（1997）等の法規を公表した。特に2003年以降、中国の各級政府は里親養育、未成年の思想・道徳構築、留守児童（出稼ぎ労働者の子ども）の義務教育、孤児・障害のある児童の保護、孤児の救済、エイズ被害児童の支援、懲役者の子どもの支援、児童の人身の安全と心理的健康等、児童の発達に役立つ一連の政策文書を集中的に公表した。

こうした児童福祉政策の着実な改善により、中国の児童福祉事業の制度化の水準は向上し、多くの児童の福祉を保障、増進し、健康な成長を促進した。中国の民政部は「児童社会福祉施設の基本規範」（「兒童社会福利機構基本規範」）（2001）、「里親養育管理暫定規則」

（「家庭寄養管理暫行弁法」）（2003）を制定し、「孤児救済業務の強化に関する見解」（「關於加強孤兒救助工作的意見」）（2006）を發表した。さらに、労働・社会保障部が「障害児童看護員の国家職業基準」（「残疾兒童護理員國家職業標準」）（2007）を公表した。2010年11月の「孤児保障の強化に関する見解」（「國務院弁公庁關於加強孤兒保障工作的意見」）の公表は、孤児の基本的な生活に対する保障が「児童福祉施設」から社会全体と個人に拡大され、実物による救済から現金救済へと転換した。こうした一連の動きを踏まえ、2010年は中国の「児童福祉元年」と呼ばれている。現段階中国の児童福祉事業は社会保障制度改革とともに、救済型から福祉型へ、閉所型から開放型へと転換しつつあり、児童の立場から見た福祉を優先するようになってきた。児童福祉の対象はまだ全社会の児童を含める段階には達していないが、困難な境遇にいる孤児、遺棄児童、障害児を対象とする児童福祉サービスはますます進展しつつある。また、社会の変化、家族の多様化、家族機能のさらなる脆弱化、新たな児童福祉ニーズを顕在化させ、それに対応する新たな児童福祉施策が求められるようになった。表 1-11 のように、90年代に入って中国の児童福祉に関する政策は次々と立案・採択されている。児童の生命権、家庭環境と代替的養育、健康と教育、障害児の養護、教育などに関する一連の法律、及び相応する法規と施策を制定、改正し、児童権利保護法律体系をつくりあげた（沈潔，2007）。

表 1-12 中国における児童福祉施策の歩み

実施時間	行政機関	名称
<b>一般児童施策</b>		
1	2009.9.22	衛生部 「7歳以下児童発達基準」に関する通知
2	2002.10.1	国務院 児童動労の禁止規定
3	2001.7.1	教育部 全国教育事業第十個五年計画
4	2001.5	国務院婦女児童 工作委員会 「中国児童発展綱要（2001～2010）」 発表
5	1992.4.1	国連大会 「児童権利に関する条約」 批准
6	1991.9.4	全国人民大会 「中華人民共和国未成年人保護法」 実施
<b>貧困児童生活保障</b>		
7	2009.3.17	民政部 エイズ児童の保障に関する意見
8	2007.6.1	民政部 “児童福利証”の使用に関する通知
9	2006.1.21	国務院 農村最低生活保障者に関する条例
<b>孤児生活保障</b>		
10	2010.11.26	民政部, 財政部 “孤児基本生活費”に関する通知
11	2010.11.16	国務院 孤児保障に関する意見書
12	2009.10.20	民政部 全国孤児制定養育基準施行状況に関する通報
13	2006.3.29	民政部他 15 部 孤児救助に関する意見書 発表 (「社会養護のあり方に関する意見書」)
14	2004.5.15	民政部 エイズ患者, 家族, エイズ孤児の救助の通知
15	1997.1. 21	民政部 孤残児(孤児, 障害児)福祉事業に関する通知
<b>児童代替養育</b>		
<b>養子縁組</b>		
16	2009.7.22	民政部 生活困難な養子父母の問題に関する意見
17	2008.9.5	民政部 国内公民が養子を引き受けるに関する通知
18	2005.6.20	全国人大常務会 「国際養子に関する児童保護公約」 批准
19	2003.9.4	民政部 社会福祉施設における養子縁組に関する規定
20	2000.12.31	民政部 国際養子縁組の強化に関する通知
21	2000.3.3	司法部 「中国養子縁組法」の執行に関する意見
22	1999.5.26	民政部 「外国人の養子縁組登記弁法」
23	1999.5.25	民政部 「中国公民の養子縁組登記弁法」
24	1997.9.29	公安部 国内公民の棄嬰養子縁組に関する通知
25	1996.7.17	公安部 国際養子に出国管理の強化に関する通知
<b>里親委託</b>		

27	2003.10.27	民政部	「里親委託暫定規則」 公布
<b>施設内養護</b>			
28	2010.12.20	民政部	光荣院管理弁法
29	2009.6.9	民政部	児童福祉施設における児童養育基準の制定に関する意見書
30	2008.9.19	民政部	児童福祉施設における食品安全と予防に関する緊急通知
31	2007.1.22	民政部	「児童福祉施設における“青空計画”実施方案」
32	2006.6.14	民政部	北京市児童福利院のモデル事業に関する通知
<b>障害児福祉</b>			
33	2010.3.10	国務院弁公庁	障害者社会保障とサービス体系の構築に関する意見書
34	1990.12.28	全国人民大	『中華人民共和国障害者保障法』 公布
<b>障害児リハビリ</b>			
35	2008.8.22	民政部	脳性麻痺児リハビリ「明日計画」のモデル事業認定に関する通知
36	2007.11.30	民政部	「孤児、障害児のリハビリ“明日計画”」に関する長期運営の通知
37	2004.7.2	民政部	「孤児、障害児のリハビリ“明日計画”暫定管理規定」発表
<b>特別支援教育</b>			
38	2009.5.7	国務院弁公庁	特別支援教育の発展を強化する意見書
39	1998.12.2	国務院	特別支援学校暫定規程
40	1994.7.21	中国障害者聯合委員会，教育部	障害者教育条例
<b>留守児童及び流動児の教育</b>			
41	1998.3.2	教育委員会など	留守児童及び流動児童の就学暫定弁法
<b>浮浪児童保護</b>			
42	2009.7.16	民政部他 5 部	都市部における浮浪人員救助管理と浮浪未成年保護に関する通知
43	2006.7.24	民政部	浮浪未成年の救助保護施設基本規範
44	2006.1.18	民政，教育他 19 部署	浮浪未成年に関する意見書

出所：『中国児童前沿 2011』 P64-74 のデータに基づき作成

また、「中国児童発展綱要 2011－2020」の発表により、「児童と福祉」に独立した一章を割り当てた。これは児童発展の制度設計の促進にむけて歴史的な一步を踏み出し、国の制度全体として児童福祉の範囲を拡大し、従来の児童福祉（要保護児童対策）から「包括型」児童福祉への変換推進を確定したことを意味すると考えられる。具体的には、児童の基本医療保障のカバー率と水準を向上させ、孤児、貧困や重病の児童に医療救済を提供し、流動、農村留守児童の公共サービスのニーズを基本的満足させるとい目標を挙げた。これまでの「綱要」は、どちらからいえば、個々の切迫した問題に 대응べく、個別の目標をそれぞれ別個に拡充していくことに重点を当ててきた。今後は、こうした個別の目標または施策を拡充しつつも、地域格差などの要因を考慮した上に、国と地方それぞれの立場で計画的・総合的な目標・施策の推進に努めることが必要であると考えられる。

児童福祉を研究する尚は、児童は“中国の未来の発展のために最も重要で、最も貴重”な資源であることを十分に認識し、国家はこの児童福祉の分野に戦略的に投資していく必要があることを強く説いている。そのうえで“児童への投資がなければ、中国の未来はない”と言い、児童福祉への投資、児童福祉の充実を図ることは、未来の中国へつながることを強調している。また、2011年3月には、中国で初めてとなる「全国児童福祉情報管理システム」を立ち上げ、施設で暮らす子どもや孤児などの写真を登録し、データベースを作成することを試みている。この情報管理システムにはさらに、各地で暮らしている孤児の人数や生活状況などについても詳しく把握し登録していくという。中国はこの児童福祉情報管理システムを大規模かつ総合的なデータベースとして作り上げ、孤児をはじめ多くの児童の福祉に活用しようと考えている。(尚暁媛, 2011)

一方、日本の児童福祉問題を歴史からみれば、大きな転換期となったのは、戦後の戦災孤児や引き上げ孤児といった親を失った子どもの保護である。1948年の厚生省による全国一斉調査では12万3000人の18歳未満の孤児がいると報告されている。戦後しばらくは、こうした子どもの保護・育成に力を注がれ、児童を対象とした福祉問題の中心的な考え方となっている。こうした背景のなか、1947年12月、「児童福祉法」を制定した。「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」とし、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と明記されている。児童福祉法は、保護を要する児童のみへの対応から、すべての児童の健全な成長・発達を保障する児童の福祉を図るための総合的な法律であり、その後の日本の児童福祉を進めるための基本法となっている。また、1951年には、国民の道義的規範として児童憲章が制定された。「児童は人として尊ばれる」「児童は社会の一員として重んぜられる」「児童はよい環境のなかで育てられる」という全文から、12の条文が制定されている。日本の「児童福祉法」や「児童憲章」の理念は、1959年の国連による「児童権利宣言（児童の権利に関する宣言）」に先んじる形で制定され、国際的にみても画期的な理念である。

表 1-13 日本における主な児童福祉施策の歩み

年別	動向
1868 (明治元)	随胎禁止の布告
1871 (明治 4)	棄児養育米給与法
1874 (明治 7)	恤救規則
1917 (大正 6)	濟世顧問制度の制定
1923 (大正 12)	盲学校及聾啞学校令
1929 (昭和 4)	救護法 制定
1947 (昭和 22)	児童福祉法 制定
1951 (昭和 26)	児童憲章 制定
1964 (昭和 39)	母子福祉法 制定
1970 (昭和 45)	心身障害者対策基本法 制定
1971 (昭和 46)	児童手当法 制定
1994 (平成 6)	子ども権利条約（児童の権利に関する条約）を批准 「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」
1997 (平成 9)	児童福祉法 改正 ①保育制度の見直し②児童自立支援施策の充実③母子家庭施策の見直し
1999 (平成 11)	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の制定
2000 (平成 12)	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
2001 (平成 13)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）制定 改正少年法の施行
2002 (平成 14)	少子化対策プラスワンの策定
2003 (平成 15)	次世代育成支援対策推進法 制定 少子化対策基本法 制定
2004 (平成 16)	DV 防止法、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正 発達障害者支援法の制定 「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」策定
2006 (平成 18)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律制定
2007 (平成 19)	児童虐待防止法の改正
2008 (平成 20)	児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正
2009 (平成 21)	子ども・若者育成支援推進法 制定
2010 (平成 22)	「子ども・子育てビジョン～子どもの笑顔があふれる社会のために～」策定

出所：千葉喜久也『児童・家庭福祉論』第 2 版，2011，P50 より作成

1950年代後半から本格化した高度経済成長により、雇用環境が改善され、国民の生活水準は急速に向上している。また、高度経済成長による工業化が進み、農村から大都市や工業地帯への急激な人口流動をもたらした。過密・過疎の問題を引き起こし、地域・血縁関係の希薄化と崩壊をもたらした。さらに、児童の親の失業、家出、事故、病気、離婚、長期間の出稼ぎなどによる家庭崩壊が多発している。また、車社会の進行による交通事故の増加、児童の遊び場の問題、あるいは核家族化の進展や就労女性の増加に伴う保育の問題など児童及び家庭の福祉的ニーズが多様化してきた。このような社会の変化に伴って家庭問題が増加し、深刻化してきたことによって、家庭機能の重要性が着目されはじめた。より一層の強化を図るため、厚生省（現：厚生労働省）は1964年に「児童局」を「家庭児童局」へ改称し、児童と家庭を重視する施策を推進すべく、全国の福祉事務所に家庭児童相談室を設置した。同年（1964年）には、総合的な母子福祉対策を目指す「母子福祉法」が制定され、翌年（1965年）には、妊産婦及び乳幼児の健康診査、保健指導などが保障される「母子保健法」が制定された。その後、1967年の児童福祉法の改正では、重症心身障害児施設が新設され、1970年には、心身障害者対策基本法が制定された。また、1971年には児童手当法が制定され、児童福祉制度がより一層拡充された（千葉、2011）。

1990年代には、核家族化や夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域における子育て機能の低下、児童虐待の増加、離婚の増加、少子化、都市化、保育需要の多様化などにより、児童や家庭を取り巻く状況の複雑化や新たなニーズに対応することが次第に困難になってきた。そこで「児童福祉法」が制定から50年目にあたる1997年に大きく改正された。家族機能・家族の子育て機能の強化といった児童家庭福祉への転換を迎えた。その後も児童福祉法は毎年されている。新たな法律としては、1999年に、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春禁止法）」、2000年に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」などが成立している。

### 2.3 児童福祉に関する行政組織

中国では、児童福祉の管理は、主に政府機関または公共団体による児童の心身の健全な発展と正常な生活の促進や、児童の福祉権利の実現のための計画、組織、指導のプロセスを指す。中国は現段階では児童福祉に関する専門的な行政機能を持つ部門がまだ存在していないが、長期的な児童福祉事業の発展過程の中で、比較的分散した管理運用システムが構築されている。児童福祉に関する国の中心的な行政機関は、国務院に設けられた「婦女児童工作委員会」である。1990年に国務院の「婦女児童工作委員会」が設立され、女性・児童の関連業務を担当する調整機関となっている。同委員会は1993年8月、国務院女性・児童業務委員会と名称を変更し、政府の関係機関が女性・児童関連の各種法規や政策の調整、推進する役割を担っている。また、中央政府の各職能部門も児童業務部門を設立し、様々な分野の児童福祉事務を担当している。委員会は、民政部、教育部、衛生部、財政部など各中央庁から推薦された委員から構成されている。委員長は、国務院の常務委員が担当している。当委員会は、常設機関として児童福祉の向上のため企画、立案、調査、予算

計上など基本方針を行っている。また、民政部、教育部、衛生部など各中央官庁の中に、児童福祉を所管する部門を設けて、事業の実施を担っている。

また、中国の児童福祉事業の直接の主管庁である民政部には社会福祉・慈善事業促進局の児童福祉課がある。児童福祉管理分野での主な職責は次のとおりである。①児童福祉政策の法規と児童福祉事業発展計画を制定し、指導、実施する。②児童福祉施設を管理し、児童福祉施設の孤児養育、教育、医療、リハビリ、就業等の業務を指導、評価する。③障害のある孤児の手術・リハビリ計画を行い、全国の障害のある孤児情報システムを構築し、児童福祉分野の国内と国際的な協力プロジェクトを実施する。④主に児童の養育と救済、救済施設の管理等の業務を担当する。全国の浮浪児未成年者の救助施設の建設と管理を担当し、孤児未成年者救済関連の政策を制定し、地方民政部門の孤児や物乞いの未成年者に対する臨時監護職責を管理、指導し、救援サービスを提供している。

また、2011年にそれまでの中国児童養育（収養）センターから名称を変更した中国児童福祉・養育（収養）センターは民政部所属の事業機関として、孤児の涉外収容業務を担当するだけでなく、全国児童福祉情報システムの開発、管理、保護、及び民政部・委員会が委託した児童福祉と国内収容関連の業務も担当している。

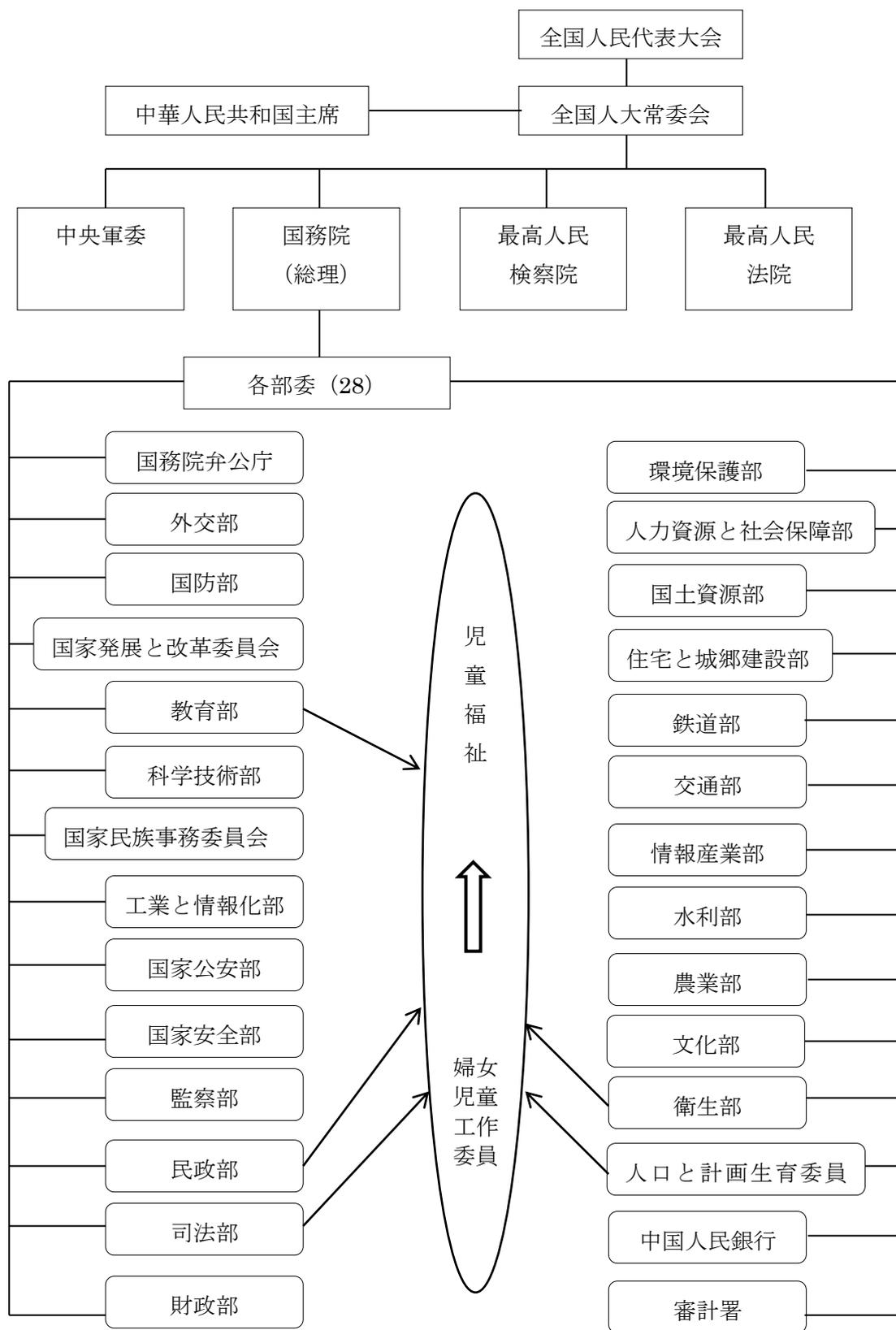
公安部門は孤児・物乞い未成年者が集中する地方の巡査、指導、未成年者の救済保護施設への移送を担当し、誘拐され物乞いを強制されている未成年者を救出し、その臨時監護期間中に未成年者が監護人を探すのを支援する。教育部基礎教育局は児童の幼稚園教育、義務教育、特殊児童教育等の事務を担当する。学費の減免や「三免・一補」（「三免」とは教材費、雑費、文具費の免除、「一補」とは半寄宿制の小学生と中学生の経済的困難層への生活補助の支給）政策の実施等を含む。衛生部女性・乳幼児保健局は幼児の予防接種計画及び関連の衛生保健業務を担当している。孤児・未成年者の救助保護施設と協力して、重篤な病気の未成年者に緊急の無料治療を行い、救済施設と児童福祉院が未成年者に基本的な医療と保健業務を提供するよう指導し、民政部門と協力して児童福祉施設における障害のある孤児向けの医療救済とリハビリプロジェクトを実施する。また、全国青年連合会と共青团組織に設置された少年部は、全国の少年児童の教育育成及び校内外での児童向け業務を専門に担当している。女性連合会組織に設置された児童部は、家庭教育を中心とする児童養育の指導業務を担当している。各省・市に設置された未成年者保護委員会は、法律に基づき未成年者の合法的な権利を保護し、児童向けの法律支援や社会的支援を提供している。

一方、日本の児童福祉行政は厚生労働省雇用均等・児童家庭局<sup>4</sup>を中心に営まれている。現在、雇用均等・児童家庭局は、総務課、雇用均等政策課、職業課程両立課、短時間・住宅労働課、短時間・住宅労働課、家庭福祉課、育成環境課、保育課、母子保健課の8課で構成されている。具体的には、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策、職業生活と家庭生活との両立支援対策、パートタイム労働対策、家庭内労働対策、在宅ワ

---

<sup>4</sup>雇用均等・児童家庭局は、2000年1月に省庁再編成によって、雇用均等・児童家庭局と旧労働省の女性局が統合され新たに設置された部局である。

ーク対策など、雇用の場をはじめ家庭、地域に男女が共同して参加できる社会の実現のための施策を総合的に展開するとともに、急速に進行する少子化などに対応し、保育サービスなどの子育て支援対策、児童虐待防止対策、母子家庭及び寡婦の自立支援対策、児童の健全育成対策、児童手当、母子保健医療対策など、子どもと家庭に関する福祉、保健医療、手当の諸施策を総合的に推進している。一方、都道府県あるいは市町村が国の政策に基づいて具体的な事業を展開する。児童福祉法では、事業ごとに権限を都道府県あるいは市町村などに規定している。また、児童福祉法に基づく実施機関として、児童相談所、福祉事務所、保健所の三つが存在している。都道府県においては、すべて設置の必要があるきかんである。さらに、児童福祉行政に関する審議は、国では社会保障審議会、地方では児童福祉審議会が審議を行う。社会福祉や社会に関する事項を調査審議し、厚生労働大臣に意見具申を行っている。審議会及び分科会には部会が設置できることになっており、児童の関係では児童部会、少子化対策特別部会が置かれている（芝野他，2013）。



出所：『中国児童福利前沿 2011』 P15

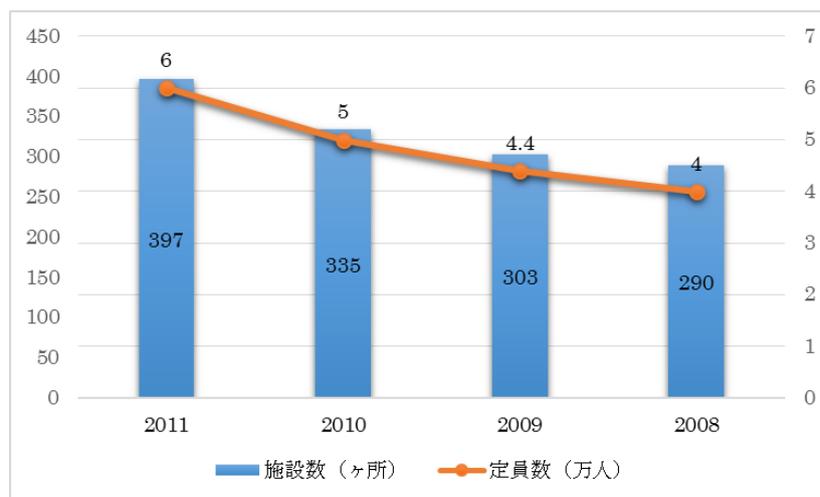
図 1-8 中国・児童福祉施策に関する行政組織

## 2.4 児童福祉施設の現状

日本では、児童福祉における施設サービスは児童やその保護者、家族等に適切な環境を提供し、養護、保護、訓練、育成及び自立支援等を行うものである。児童福祉法第7条では、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援及び児童家庭支援センターの14種類を児童福祉施設としている。実際には省・政令等により、さらに20種類に細分化されている。すなわち、知的障害児施設を知的小阿木字施設および自閉症児施設、盲ろうあ児施設を盲児施設、ろうあ児施設及び難聴幼児通園施設、肢体不自由児療養施設、児童厚生施設を児童館及び児童遊園に分化している（植木、2006）。

児童福祉施設の設置に関しては、国や地方自治体が設置の義務を負っている。国が設置義務を負っている施設は児童自立支援施設及び知的障害児施設である。都道府県に設置義務がある施設は児童自立支援施設であり、その他は各都道府県、指定都市の条例により設置をしている。市町村はあらかじめ必要事項を都道府県知事に届け出ることにより施設の設置ができる。地方公共団体以外の者による設置は都道府県知事の認可を得る必要がある。

一方、中国の児童福祉施設について、児童福利院は重要な役割を果たしている。児童福利院とは、保護者のいない児童、あるいは環境上で養護困難な家庭の児童を入所させ、これを養護することを目的とする施設である。公的施設として、養護、治療、教育という総合的な機能を持たせる大規模施設である。また、児童福利院は入所施設として、障害児に対するリハビリなどの医療サービスも提供している。中華人民共和国が成立する前（1949年）までは、孤児院は中華民国政府あるいは個人の寄付やキリスト教会によって運営されていた。建国後、中国政府は従来の孤児院を接收した上で、国営の児童福利院へ改造した。その後、現在に至るまでこの制度は維持され、児童福利院は国が出資し、管理・運営している。



出所：中国民政部「社会服务发展统计报告」により作成

図 1-9 中国・児童福利院数

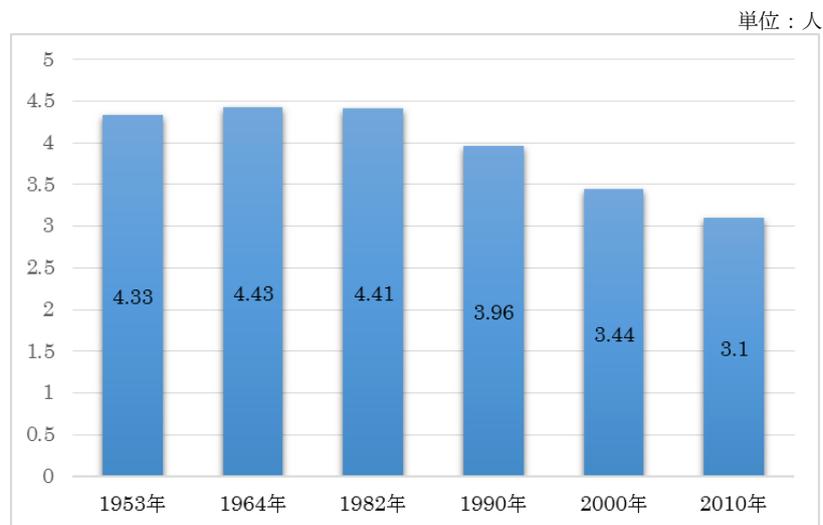
一方、児童福利院に関する研究は数的少ない現状である。金潔は日中両国の児童養護施設の比較を通じて、児童発達学の観点から中国の児童福利院の改革について提言している。張紅霞（2003）は現在の児童福利院が直面している問題を呈示しているが、具体的な解決策には言及していない。成海軍（2003）は児童福利院の改革について政策と実際の運営と両面から改革の方向性について論じているが、具体的な措置に踏み込んではいない。金潔により、中国における児童福利院の機能や役割については次の 5 つのように指摘されている。i 入所児童の養育・療育，ii 養子縁組家庭の開拓・支援，iii 里親家庭の開拓・委託・支援，iv 退所児童の支援，v 在宅児童の療育支援。また、王念家（2008）は中国の児童福利院の変遷や実態などについて研究し、児童福利院の直面する問題について次のように述べた。①児童福利院のカバーする範囲が狭く、福祉事業の発展における地域格差が大きい。②児童福利院の職員の編成がバランスを欠き、職員に対する教育・研修も不十分である。③施設での養育が学問的な体系化されていない。

## 第2章 中国における子育てを取り巻く社会環境の変化

### 第1節 家族と地域環境の変化

#### 1. 家族形態の変化

現代家族には、様々な問題が発生してきているが、家族機能と役割の変容により生じてきている問題は、児童の生活面にも様々な影響を及ぼしているのである。2014年に発表された『中国家庭発展報告』によると、1980年代以降、世帯規模の縮小が急速に加速している。一世帯あたりの平均世帯人数が1950年の5.3人から、2012年には3.02人にまで減少した。中国の全部の世帯数は4億3000万世帯となり、世界全体の約5分の1を占めている。核家族世帯が全体の約70%にあたる3億世帯に達している。さらに、単身世帯や夫婦二人のみ世帯が急速に増加し、2010年には合計は約1億6000万世帯となり、全体の40%近くを占めている。一方、1953年から実施された6回の中国人口センサス調査は、中国の家族規模をとらえる際により客観的、系統的なデータを提供した。すなわち、1953年は4.33人、1964年は4.43人、1982年は4.41人、1990年は3.96人、2000年は3.44人、2010年は3.10人である。家族規模は1953年から1982年間までほとんど変化はないが、1982年以後はさらに縮小しつつあることがわかる。

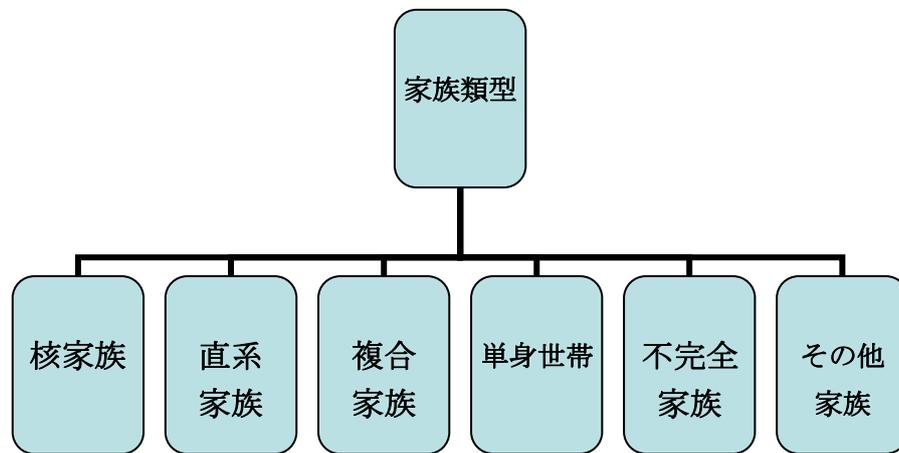


出所：中国人口センサス統計資料より作成

図2-1 中国における世帯平均人数の推移

中国における家族規模の縮小の主要な要因は、出生率の低下、住宅条件の改善、結婚後に親と別居する若夫婦だけの世帯の増加などがあると指摘されている（張，2016）。また、家族規模の縮小と家族構造の変化は密接に関連している。中国の研究者王躍生（王，2013）は中国の家族を「核家族」、「直系家族」、「複合家族」、「単身世帯」、「不完全家族」、「その他」の六つの類型に分けている。「核家族」は夫婦二人からなる家族、夫婦と未婚の子女からなる家族、夫婦の一方と未婚の子女からなる家族を含んでいる。「直系家族」は夫婦ある

いは夫婦の一方と一組の既婚の子女および孫からなる家族を指す。「複合家族」は夫婦あるいは夫婦の一方と二組以上の既婚の子女からなる家族である。「不完全家族」は未婚の兄弟姉妹からなる家族を指す。

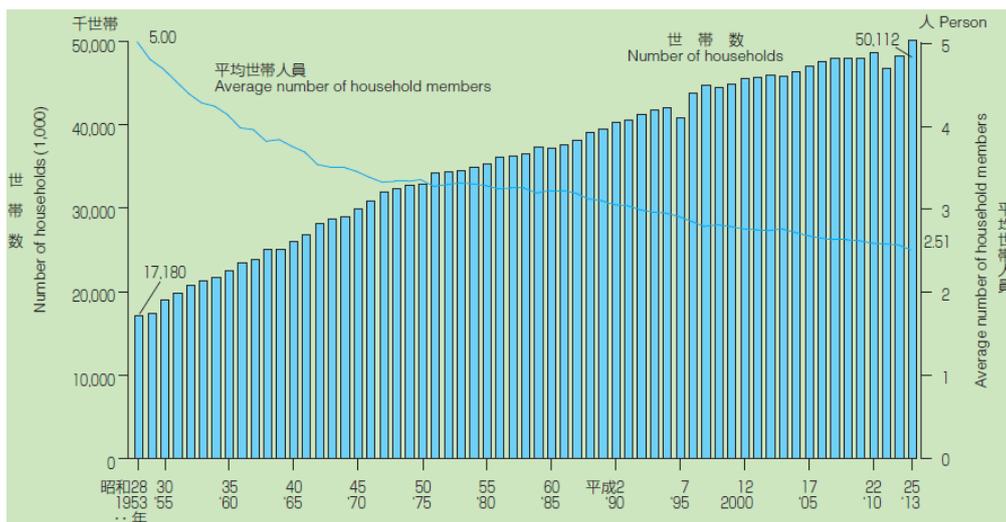


出所：「中国における婚姻と家族の研究」より作成

図 2-2 中国における家族の類型

2010 年の第 6 回人口センサス調査の 1% サンプルデータに基づき、1982 年以後の中国の都市と農村の家族構造の基本的な状態および変動の状況について詳細な数量分析を行ない、現代中国の家族構造の特徴がわかる。①「核家族」、「直系家族」と「単身世帯」は中国の家族の基本類型であり、合わせて家族総計の 98% 以上を占めている。②「核家族」の割合は 1982 年の 68.30% から 2000 年の 68.18% へとほとんど変化がなく、2000 年から 2010 年の 60.89% の下降幅が比較的大きい。その背景には「単身世帯」の増加があり、その割合は 2000 年の 8.57% から 2010 年の 13.67% へと上昇した。③「直系家族」が占める割合は比較的安定している。1982 年には家族総数の 21.74%、2010 年には 22.99% であり、わずかに増加したに過ぎない。④ 65 歳以上の高齢者の居住様式からみると、2010 年と 1982 年を比べて、「単身世帯」の割合の変化はあまり大きくなく、およそ高齢者の 12% である。この期間に、「夫婦だけ」で構成される高齢者家族は大幅に増加して、都市では 12.77% から 34.27% に上がり、農村では 13.58% から 26.23% へ上昇した。これと同時にみられるのは、「直系家族」のなかで生活している高齢者の減少であり、都市では 60.07% から 41.45% へ、農村では 59.49% から 50.66% へ下がっている（張、2016）。

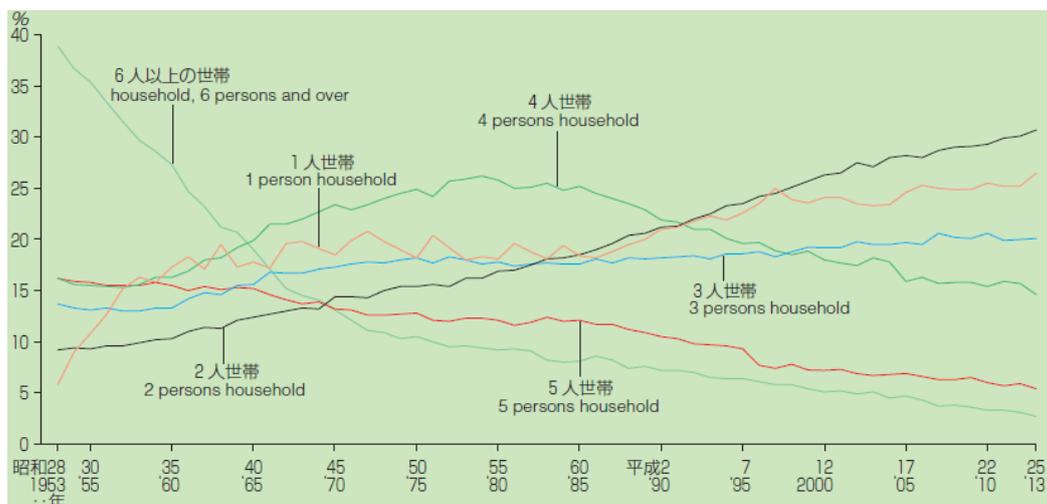
一方、近年の中国都市部では「4:2:1 問題」に代表されるように、中国では急速な少子高齢化が進んでいる。4:2:1 式の世代構造をもつ家族が増加するにつれ、家族構造も空洞化しつつある。さらに、近年の家族の構造について、中国の人口学者や社会学者は「6+1 家庭」という新らしい言葉も用いて中国の家庭構造を表現している。中国の一人っ子は両親と祖父母の 6 人の大人から愛情を一身に集めて育つため、現在は「6+1 家庭」と呼ばれている。



出所：厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」 [www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf)

図 2-3 日本における世帯数と平均人員の年次推移

一方、日本では、家族形態の変化を「核家族化の進展」といい、第二次世界大戦後の高度経済成長の過程で、大都市への人口集中等により、三世代家族等の大家族が減少し、核家族化が進展してきたと認識しているのが一般的である。特に戦後の変化は急速であり、一世帯当たりの平均世帯員数は 1950 年に 5.0 人であったが、1975 年には 3.4 人に減少した。普通世帯のうち単身世帯の割合は 1950 年の 5.4% から、1975 年の 13.7% となっている。近年では、育児の負担の増大、高学歴化の教育費用の増大、急激な都市化等を背景として子供の数も減少し、家族の規模は小さくなってきた。平成 26 年国民生活基礎調査によると、2014 年現在の日本全国の世帯総数 5043.1 万世帯のうち、「夫婦と未婚の子のみ」が 28.8% である。次いで「単独」（27.1%）、「夫婦のみ」（23.3%）、「ひとり親と未婚の子のみ」（7.1%）、「三世代」（6.9%）の順になっている。65 歳以上の高齢者世帯は全体の 24.2% を占め、平均世帯人員は 2.49 人であり、減少傾向が続いている（平成 25 年国民生活基礎調査）。



出所：厚生労働省「平成 25 年国民生活基礎調査」 [www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf)

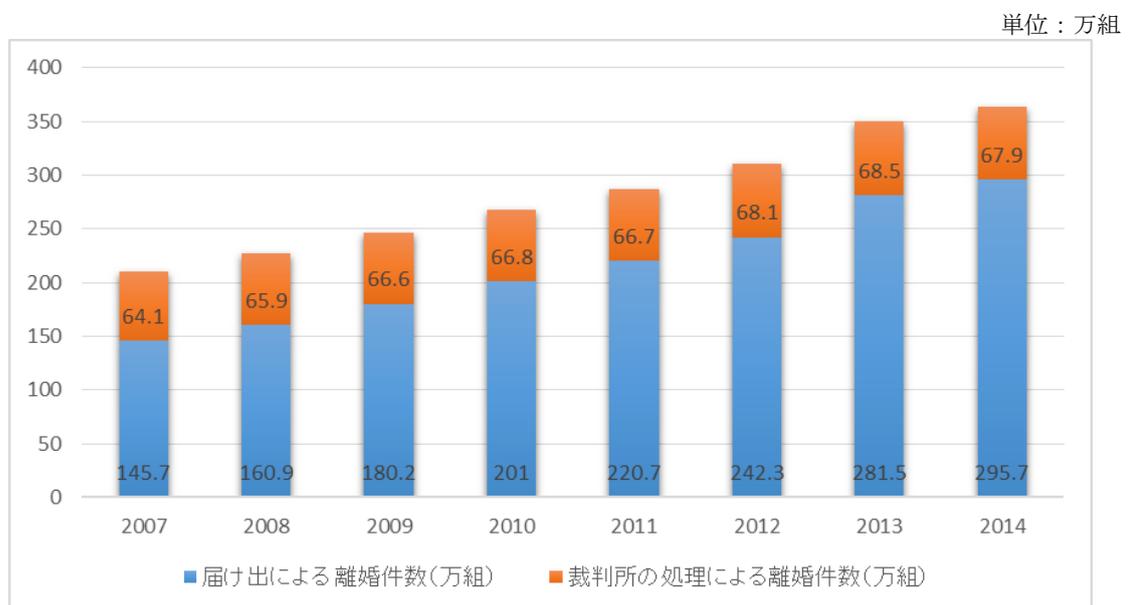
図 2-4 日本における世帯数の構成割合の年次推移



中国の都市化の急速な発展が、一般市民の生活に大きな変化をもたらしている。「中国流動人口発展報告 2016」によると、2015年の中国流動人口は2.47億人に達し、全体の18%を占め、6人に1人が流動人口である。若年層が過半を占め、7割が東部に集中している。中国の第13次五カ年計画の期間において、沿岸地域と主要交通網地域の人口が集中し、大都市の人口は増加を続けている。中部と西部の各地域の農民工（出稼ぎ労働者）の省内流動人口率も際立って増加している。さらに、人口流動によって、大量の留守児童、留守女性、留守老人が農村に生まれたことが挙げられる。「子供を育て、老人を見る」という伝統的な家庭の機能が弱まり、「家庭の不安定性」「家族愛の希薄化」「子供の養育と老人の世話をする人がいない」といった問題が続々と浮上している。

### 3. 離婚率の上昇

離婚が子どもに与える影響について、離婚後生じてくるものではなく、離婚までの過程状態にある時から生じてきている。すなわち、離婚は突然生じるのではなく、離婚までの過程に、口論、暴力、家出、別居等、様々な形態の不和や緊張が起こり、その間、子どもに多くの有害な影響を与えているのである。そして離婚後、さらに、子どもに多くの影響を与えているのである。すなわち、家庭機能の著しく低下、生活環境の変化、ことに、単親家庭になったための動揺等の悪い影響が多くみられる。また、離婚による母子家庭と貧困家庭の増加は子どもに大きな影響を与える（榎本，2001）。

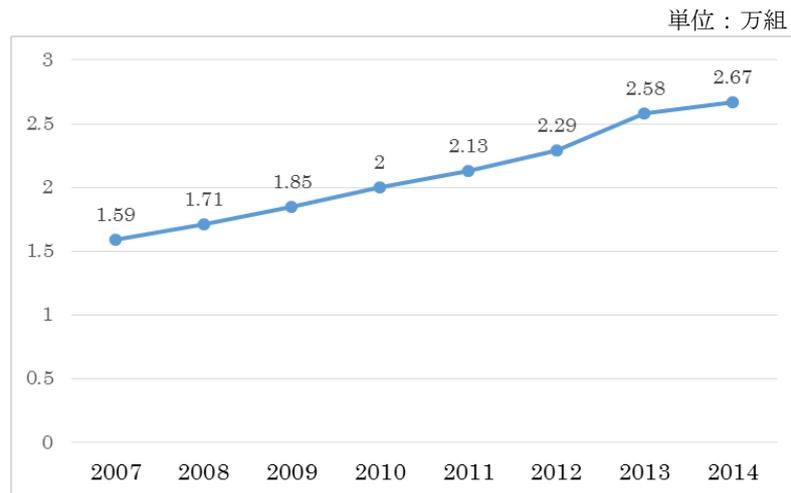


出所：中国民政部「社会服務発展統計公報」のデータにより作成

図 2-7 中国の離婚件数（2007～2014年）

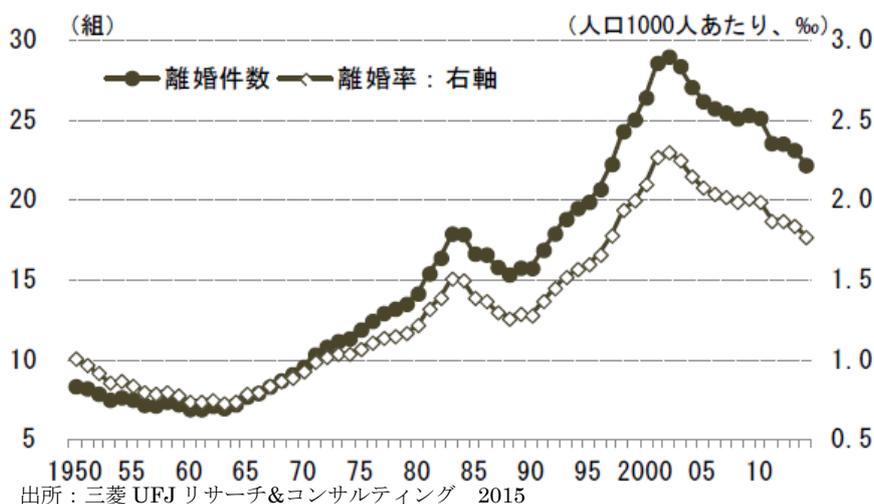
中国民政部は2015年6月に『2014年社会服務発展統計公報』を発表した。報告によると、中国の離婚率は2003年から12年連続で年々上昇している。2014年に法院（裁判所）を経た離婚件数は363.7万組であり、前年より3.9%を増加した。粗離婚率は2.71%であり、

前年より 0.1%を増えている。離婚件数の内訳は、民政部門に届けを出した離婚件数が 295.7 万組であり、法院（裁判所）が離婚処理を行った件数が 67.9 万組である。また、離婚件数は 2007 年から 2014 年までの 8 年間に 73%も増大している。届け出による離婚件数は 103%の増大で倍増している。一方の裁判所の処理による離婚件数は、最大 68.5 万組、最低 64.1 万組と 60 万組台で推移している。2013 年における日本の離婚件数は 23 万 1383 組であり、粗離婚率は 1.80%である。



出所：中国民政部「社会服务发展统计公报」のデータにより作成

図 2-8 中国における離婚率の推計



出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 2015

図 2-9 日本における離婚件数と離婚率

一方、日本の離婚件数の推移をみると、1961 年には年 6 万 9323 組で戦後最も少なかった。その後は徐々に増加し、1971 年には年 10 万組を上回った (図)。1980 年代半ばに一旦は減少していたが、1990 年代後半には増加ペースが加速した。その後、2002 年に 28 万 9836 組でピークになり、再び減少傾向が続いている。2014 年の離婚件数は年 22 万 2000 組であり、前年から約 9400 組減少している。また、離婚率 (人口 1000 人あたりの離婚件

数)も離婚件数とほぼ同じ動きをしている。1960年には離婚率は0.74%に過ぎなかったが、その後は上昇傾向が続き 2002 年に 2.30%で最高となった。2014 年の離婚率は 1.77%であり、およそ 300 人に 1 人が離婚していることになる。離婚には様々な種類があるが、厚生労働省の定義では大きく「協議離婚」と「裁判離婚」<sup>5</sup>に分けられている。2013 年の離婚件数 23 万 1383 組である。ち 87.3%にあたる 20 万 1883 組が協議離婚であり、大半が調停などを行うことなく話合いで離婚がまとまっている。裁判離婚の件数は2000年代半ば以降、年 3 万件程度で推移しており、離婚件数全体に占める割合は 10 年前 (2003 年) の 9.3%から 2013 年は 12.8%へと高まった。なお、裁判離婚のうち約 8 割が調停離婚である (三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング, 2015)。

---

<sup>5</sup>協議離婚とは、話し合いなどによって当事者 (夫と妻) が離婚に合意し、離婚届を役所に提出することで成立する離婚である。一方、裁判離婚とは、主に協議離婚が成立しなかったときなどに家庭裁判所が関与して成立させる離婚である。この裁判離婚は、さらに「調停離婚」、「審判離婚」、「和解離婚」、「認諾離婚」、「判決離婚」の 5 つに分類される。

## 第2節 中国における少子化の進行

### 1. 人口構造の変化

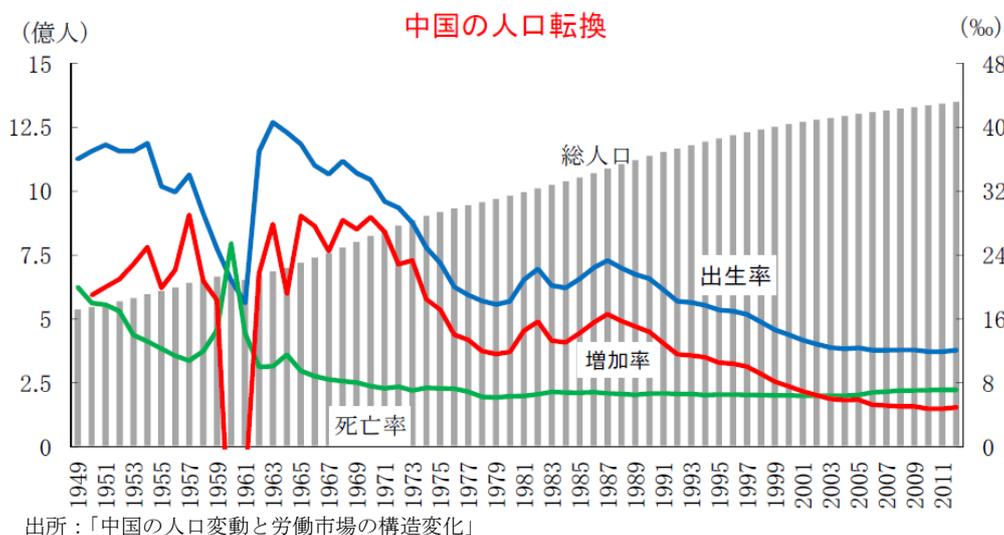


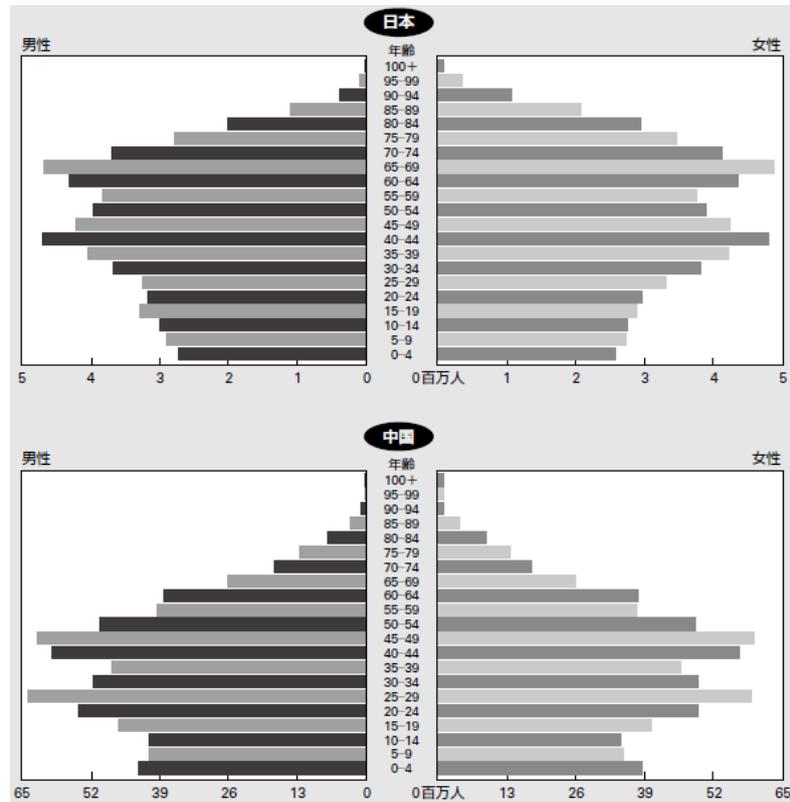
図 2-10 中国における人口の転換

中国社会科学院人口・労働経済研究所が 2015 年 12 月に「人口と労働緑書—中国人口と労働問題報告」を発表した。報告によると、中国の生産年齢（15 歳～59 歳）人口は 2011 年の 9.41 億人までに減少し、2023 年には 9 億人以下に、2050 年には 6.51 億人に急減すると予測している。65 歳以上の人口が全人口に占める割合が 7%から 14%に上昇するのに要する期間について、世界平均は 40 年前後であるのに対して中国は 23 年程度、14%から 21%へ上昇する期間は同様に、平均の 50 年前後に対して中国は 12 年～13 年程度である。

図 2-10 は中国の 1949 年からの人口動態であり、出生率、死亡率、増加率および総人口の推移を反映している。1950 年代、60 年代の 20 年間に於いて、「大躍進運動」<sup>6</sup>の失敗が招いた人口減少を除くと、人口動態は高出生率・低死亡率・高人口増加率という人口の急増期である。この時期に、人口総数は 5.5 億人から 8.3 億人へと急増し、年平均増加率は 2.1%であった。その後、1970 年まで出生率は 3.0 を超えた。1970 年代に入ると一転して出生率は急速に低下し、76 年には 2.0 を下回った。この過程で、1963～1971 年生まれのベビーブーム世代が形成された。2010 年時点の年齢でいえば 39 歳～47 歳の世代である。「一人っ子政策」が採られ始めた 1979 年以降、人口増加率が急落し、人口の年平均増加率は、70 年代が 1.7%、80 年代が 1.5%、90 年代が 1.0 %、2000 年代以降が 0.6%となった。「高出生率、低死亡率、高増加率」から、「低出生率、低死亡率、低増加率」すなわち「三低」に転換したのである。一方、高齢化率の上昇と逆に、0～14 歳の年少人口の総人口に占める割合は、減少しつつある。50 年間の人口の年齢構造の変化を見ると、年少人口率は 1964 年の 40.7%から 2013 年の 16.4%に低下し、低下率は高齢化率の上昇幅(6.1%)の約 4 倍とな

<sup>6</sup> 「大躍進運動」と呼ばれる政策の失敗による、食糧の減産と流通経路の分断を原因に 4000 万人もの生命が失われた。

っている。21世紀に入ってから、2000年~2010年の10年間に、中国の人口高齢化は2.48%の年平均伸び率で進行している一方、年少人口率は3.21%の減少率で低下している。



出所：「女性の活躍・推進がもたらすもの一日中米3か国調査」2015

図 2-11 日本と中国・人口ピラミッド構造

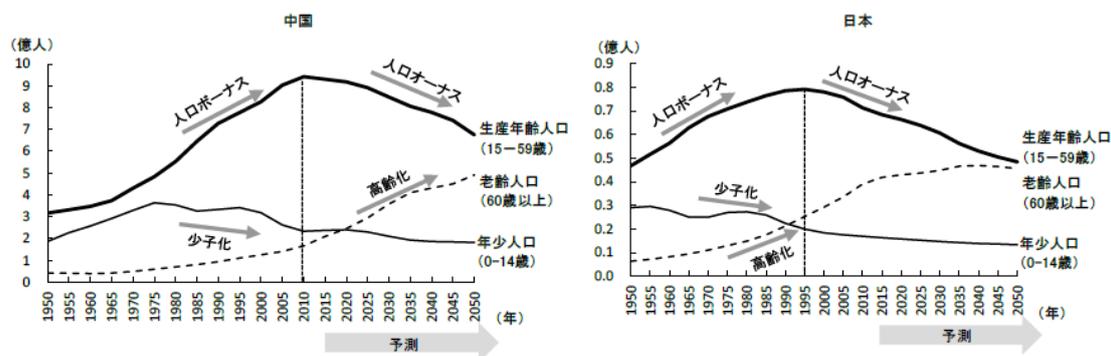
## 2. 合計特殊出生率の低下



出所：内閣府 平成 27 年度 「少子化の状況及び少子化への対処施策の概況」

図 2-12 日本の出生数及び合計特殊出生率の年次推移

人口学では、一人の女性が一生に出産する子供の数を合計特殊出生率（total fertility rate, TFR）と定義している。一組の夫婦で2人以上の子供を儲けなければ、人口規模が維持できなくなる（巖，2013）。また、総人口を置き換えるに必要な合計特殊出生率は2.1（人口置換水準）である。日本では、合計特殊出生率の減少は1950年代から始まり、1971年から1974年までの第2次ベビーブームを終えた頃から、少子化現象として確実に見られるようになった。「1.57ショック」と騒がれた1989年以降、少子化は大きな社会問題となった。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950（昭和25）年以降急激に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となった。1989年にはそれまで最低であった1966年の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。2013年は、1.43となっており、欧米諸国と比較するとおおよそ低い水準にとどまっている。

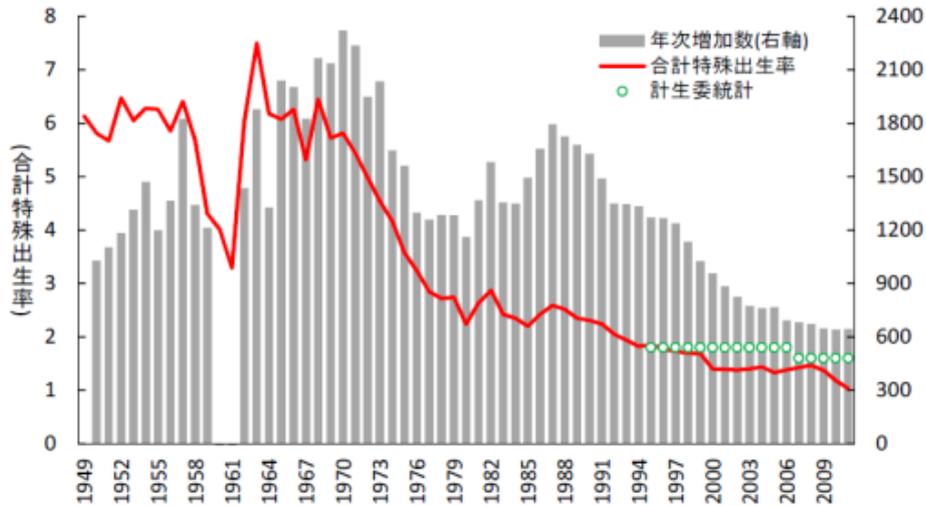


出所：United Nations, World Population prospects: The 2015（野村資本市場研究所，2016）

図 2-13 日本と中国少子化の推移

一方、図 2-13 は中国における合計特殊出生率および人口動態の長期推移を表している。1970年まで、合計特殊出生率はおおよそ6.0の高い水準である。その後、計画生育政策が影響し、合計特殊出生率が低下し続け1992年に初めて人口置換水準を下回り、合計特殊出生率は2.05になっている。さらに、1995年の合計特殊出生率は1.86になり、2000年代に入ってから1.4となっている。その後、各年人口センサスの全国人口抽出調査に基づいた計算によると、2000年、2005年、2010年の合計特殊出生率は1.22、1.34、1.18であり、2011年の合計特殊出生率は1.03となっている。中国の合計特殊出生率は先進国である英米仏の2にはるかに及ばず、少子化が深刻化している日本の1.39、韓国の1.24よりも低い水準である。

### 合計特殊出生率と人口動態

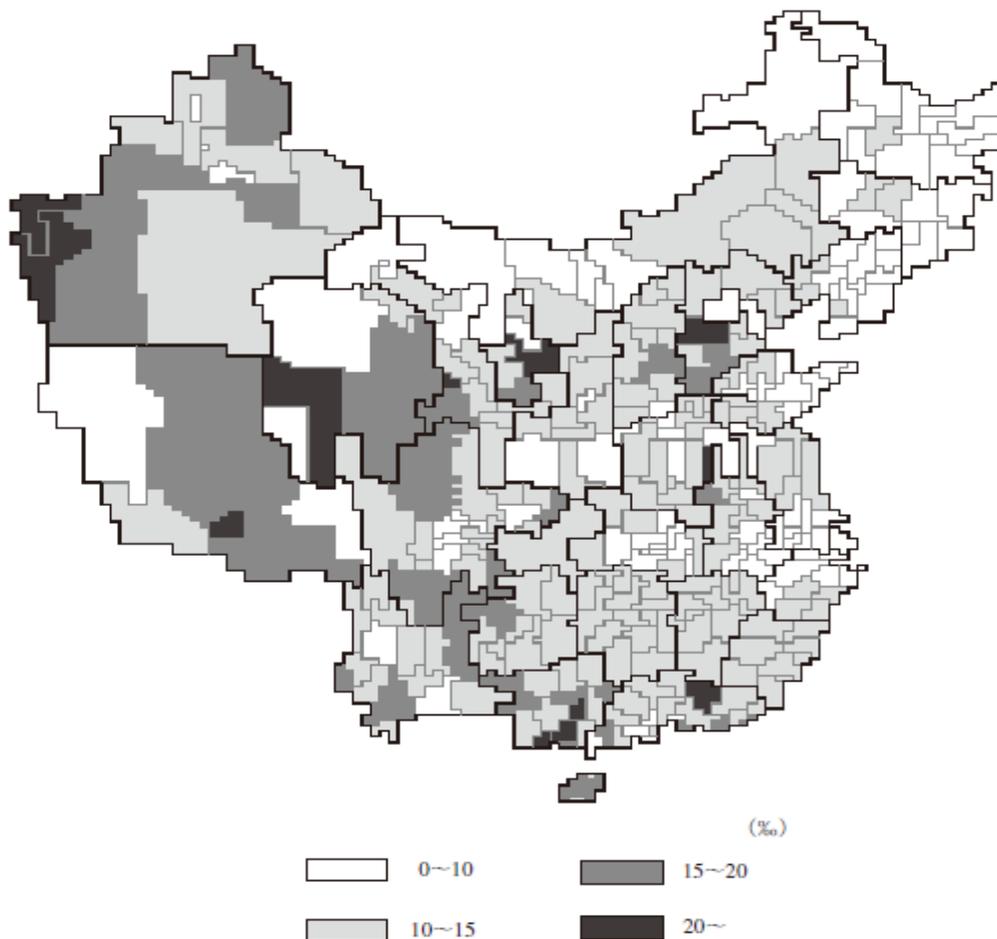


出所：「中国の人口変動と労働市場の構造変化」

図 2-14 中国における合計特殊出生率と人口動態の推移

出生率の低下は、所得水準の上昇、子供の養育コストの上昇、女性の社会進出の進展などに影響を与えるが、中国における出生率の低下は、1970年代末からの国家による人口抑制策（「一人っ子政策」）による、「晩婚」、「晩産」、「少産」の社会現象を出現し、1982年に制定された「中華人民共和国婚姻法」により、法定婚姻年齢の引き上げとともに、出産計画の遂行が義務付けられた。農村、少数民族、内陸部は都市、漢民族、沿海部に比べて規制は緩やかであった。とくに政策の厳しい都市部において出生率は急速に低下した。出生率は地域によって異なり、全国的に低い水準である。例えば、1994年以降の上海市の合計特殊出生率は1.0を下回り、2008年は0.88となっている。2010年に、都市、鎮、郷村の合計特殊出生率はそれぞれ0.89、1.16、1.44となっている。図8は、2008年の合計特殊出生率の水準を333の市・区と4つの直轄市<sup>7</sup>から鳥瞰したものである。この337地区のうち、出生率が2.0を超えたのはわずか11地区で、それも新疆ウイグル自治区、チベット自治区、青海省、雲南省など西部に集中しており、1.5～2.0が36市・区、1.0～1.5が180市区、1.0未満が110市・区であった（大泉、2011）。

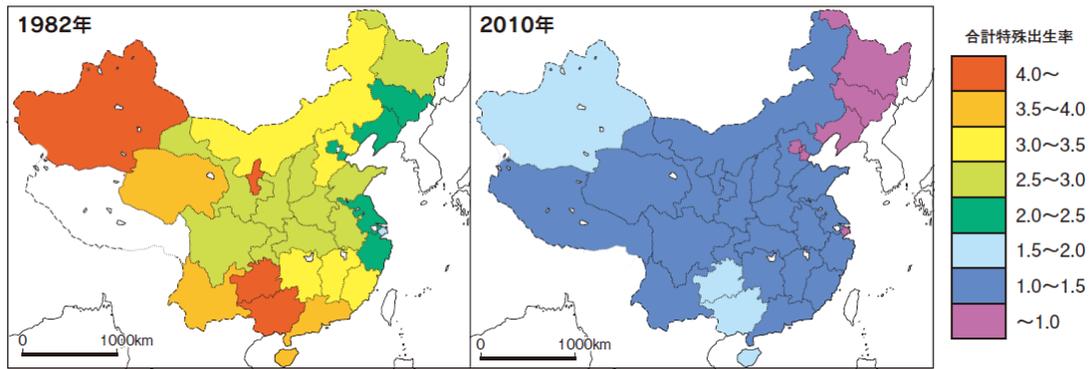
<sup>7</sup>中国の都市は、4直轄市、15副省級市、7268地区級市（うち17省都）、368県級市から構成される。1949年建国以来、中国では省行政レベルと同格の北京、天津と上海という3つの直轄市があったが、1997年に重慶市が直轄市に昇格してから現在は4つの直轄市である。



出所：『中国区域経済統計年鑑 2009』（大泉，2011）

図 2-15 中国の地域別合計特殊出生率（2008 年）

一方、図 9 は 1982 年と 2010 年の省別の合計特殊出生率の分布図である。1982 年には上海が 2.0 を切っているが、多くの地域は 3.0 前後であり、4.0 を超える地域もみられる。2010 年になると、省（日本の県に相当する）別の差異は縮小し、主に 1.5 を下まわり、地域差が薄れていることがわかる。経済成長によって都市と農村の格差、地域間の経済格差の拡大とともに、子どもを生むことは普遍的に少なくなっていることがわかる。つまり、図 9 によると、一人っ子政策が実施された 30 年間に、農村部や内陸・西部地域での出生率は著しく低下してきたことがわかる。



出所：「1982-2010年中国出生率与総和生育率变化趨勢和地理分布」『中国衛生統計』2015

図 2-16 1982年と2010年全国の合計特殊出生率の比較

### 3. 少子化が社会に与える影響

表 2-1 少子化の社会的影響

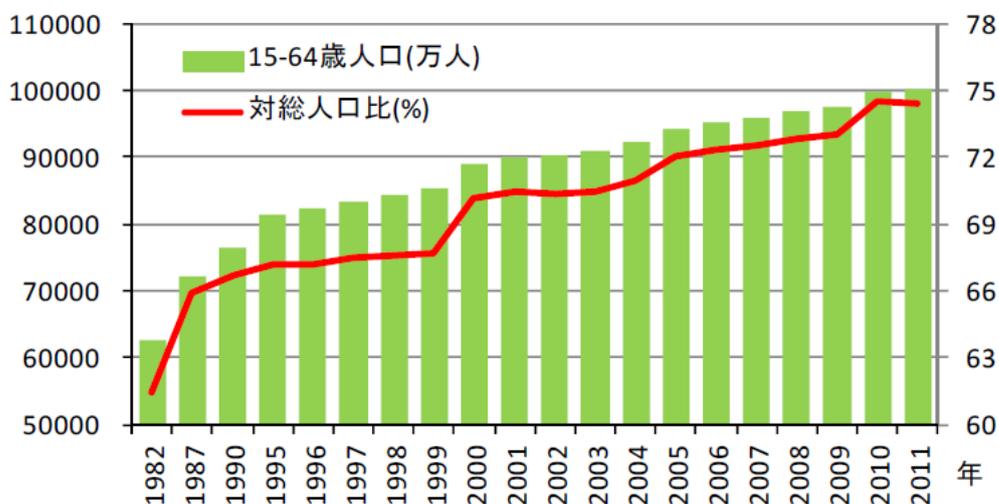
経済面	市場の縮小，労働力の減少，消費の不振，失業の増大，自然環境の荒廃
政治面	理念と目標の喪失，偏りのあるイデオロギー支配，政治による高齢者配分重視
社会統合面	社会統合力の脆弱化，家族の縮小，犯罪の増加と検挙率の低下，年金制度や医療保険制度など公共財の破壊，国民間の不公平性の増大
文化面	多文化の喪失，スポーツ停滞，日常娯楽の不振，若年文化の衰退

出所：金子勇，2011

急速な少子化の進行とそれに伴う人口減少は、社会経済全般にわたり、さまざまな影響を及ぼすことが想定される。また、人口→家族→構造→機能というパターンが示しているように、少子化と長寿化とが並行して進んでいる少子化する高齢社会は、経済、政治、社会統合、文化面において、幅広い領域に影響を与えている。機能分析を用いると、少子化の影響としては、表 2 のようにマイナスの影響が多いと考えられる。生活面では、環境負荷の低減、大都市部等での住宅・土地問題や交通混雑等に伴う諸問題の改善など、少子化メリット論も主張されているが、全体的に少子化はデメリットの割合が高い。少子化の進行は平均寿命の伸長と相まって、人口に占める高齢者の割合を高め、少子・高齢社会をもたらすことになる。この結果、年金、医療、福祉などの社会保障において、現役世代の社会保障費の負担の増大は避けることができないので、国民の生活水準に大きな影響を及ぼす。そして、衣料品、食品、娯楽などの子ども向けの市場が縮小し、関連企業でのリストラも発生し、失業率は上昇する。また、経済的不安から派生する犯罪が発生し、治安が悪化しかねない。子どもの減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の切磋琢磨の機会が減少し、子どもの社会性が育まれにくくなるなど、子ども自身の社会化と健やかな成長への影響が懸念される。また、少子化による世帯規模の縮小、子どもがいる世帯割合の減少を通じて、単独世帯やひとり親と子の世帯の増大等の世帯類型の多様化が進むとともに、児童数や小・中学校の減少、子どもの社会性発達に関する影響、地域社会の活力の低

下など、様々な社会的影響があげられる。また、子どもの数の減少による子ども同士の交流機会の減少や過保護化などにより、子どもの社会性が育まれにくくなるなど子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。また、青少年期に乳幼児と接触する機会が減少することで、子ども達が親になったときに育児不安につながる。

急速な少子化の進行と人口減少は、中国における社会経済全般にわたり、さまざまな影響を及ぼすことが想定される。労働人口の減少と現役世代の負担の増加から見てみると、中国の労働力人口を国際基準（15～64歳）に基づいた基準の推計によれば、1990年から2000年までにおいて、労働力人口が速いペースで増え続けている。20年間に約2億人を増え、年平均伸び率が1.30%。しかし、2011年後の減少傾向は比較的緩やかである。2025年の労働力人口数は8.28億人になり、2010年に比べて7.30%を減少している（厳, 2013）。



出所：「中国の人口変動と労働市場の構造変化」

図 2-17 中国における労働力人口の推移（単位：万人）

一方、中国の平均寿命は長寿化しており、平均寿命は1990年の68.6歳から2000年には71.4歳に、2010年には73.5歳に延びている。さらに、中国の年金受給年齢以上人口の総人口に占める割合は、1990年の10.6%から2000年には12.0%に、2010年には15.2%に達した（2010年の国連統計より）。一方、中国の年金受給年齢は男性60歳、女性55歳である。2010年までの30年間、従属人口指数が下がり続け、人口ボーナスが現れている。しかし、2010年以降は人口オーナスに変わる。高齢者を支える現役世代の負担は急速に重くなる。人口ボーナス値は、一般に、生産年齢人口÷従属人口（14歳以下人口+65歳以上人口）で計算される。人口ボーナス値が高いと、働き手が多くなり、養育費のかかる子どもと、年金・医療の社会負担の大きい高齢者が少ない状態であり、人口ボーナス値の上昇により、労働投入量の増加、社会負担の減少、貯蓄率の上昇などプラスの効果が期待される。しかし、少子高齢化の進展による逆回転は、労働投入量の減少、高齢者社会負担の増加、貯蓄率の低下が、経済成長を押し下げる。中国では2010年前後に人口ボーナス期が終わり、そのマイナスの効果は今後ますます大きくなっていくことが想定される（厳, 2013）。

### 第3節 少子化の要因

#### 1. 人口抑制政策の実施

中国では1950年代末から、人口統制を行う必要性が提唱されている。人口が多いほど労働力が多くなり、発展も早くなるという人口資本説によって出生は増え続けた。その後人口増加の深刻さを意識し始めた中国政府は、1970年から「晩」・「少」・「稀」の計画出産活動を開始した。1979年から中国では一組の夫婦が子どもを一人産むという「計画生育」（「一人っ子政策」）政策を全国レベルで実施した。さらに、1980年には「優生」の思想が加わった。具体的に、「優生」とは遺伝的障害がなく、徳・知・体のいずれの側面でも成長を遂げ現代化に役立つ人材になり、中華民族繁栄のために、中華民族の素質を高めることを指す。つまり、「一人っ子政策」には子どもの数を減少させるだけでなく、子どもの質を高める意図も含まれている。中国国務院が1980年9月に『人口の増加抑制の問題に関する公開書簡』を発表し、「20世紀末までに中国の人口総数を12億人以下に抑制するため、全国民に対し夫婦一組につき子どもは一人を提唱する」を呼び掛けている。これに基づいて、中国の「計画生育政策」は広く「一人っ子政策」として理解されるに至った。公開書簡の発表により、中国の「計画生育政策」は正式に世に出され、「一人っ子政策」を国レベルの政策として全国に実施されるようになった。

表 2-2 中国・計画生育政策の推移

年代別	政策動向
1955年	「関輿人口問題的指示」
1962年	国務院「関与認真提歌計画生育的指示」
1973年	国務院直属の計画生育指導小組が成立、「晩・稀・少」がスローガンに
1980年	共産党員・青年団員に一人っ子政策への協力を呼びかける
1982年	第12回党大会で計画生育政策を基本国策に位置づける
1982年	憲法を改正し一人っ子政策を柱とする計画出産を義務化
1984年	農村部では「一人っ子政策」を弾力的に運用する
1985年	全国の12省・市で「二人っ子政策」を社会実験し、出生率への影響を検証する
2001年	「人口・計画生育法」が成立、全国16県で人口・計画生育政策の社会実験を開始（一人っ子であった夫婦同士に歯二人っ子政策を適用）
2006年	低い出生率を維持する一方、人口素質の向上、歪な男女比是正、流動人口へのサービス強化、高齢化対策の検討を開始
2012年	第18回党大会で計画生育政策の基本方針を修正する
2013年	国家人口・計画生育政策委員会に対する機構改革を施行

出所：筆者作成

その後、中国政府は1982年2月に『計画生育事業をさらなる一步進めるための指示』を公表し、「計画生育政策」を具体的に次のように規定している。「計画生育事業は、継続して晩婚・晩育、少生、優生（比較的遅い結婚にて子育てし、少ない子どもをよりよく育てる）を提唱している。その具体的な要求は国家幹部・労働者・都市および農村市民は、特殊な状況が承認された場合を除き、夫婦一組は子ども一人のみを育てることと定めている。農村においても、「一人っ子政策」を提唱し、困難な場合において当該者が二人の子どもを

産むことを要望するならば、公的な審査承認を得る必要があり、三人目は認められない。」

1982年9月に中国政府は『社会主義現代化建設の新たな局面を切り開こう』という報告を発表し「中国の経済と社会発展において人口問題は終始重大な問題であり、計画生育の実行は中国の国策の重要な一つである」と述べている。一方、1986年12月に国家計画生育委員会が「第六次五カ年計画期間における計画生育状況と第七次五カ年計画期間における事業に関する報告」を公表した。主な内容は「農村については長期かつ安定的に大多数の農民から計画生育による人口政策の支持を取付け、特殊な状況において二人の子どもを産むことを認める規定以外にも、二人目を望む独女戸（一人っ子が女である家庭）に対し、ある一定期間を経過した後に第二子を産むことを許可する」となっている。

1991年5月に中国政府は「計画生育事業の厳格化による人口増加抑制に関する決定」を発表し、より一層厳しい人口抑制を推進することを強調し、「今後10年間で人口の自然増を12.5%以内に抑制することを目指し」とより一層厳しい人口抑制を推進することを強調している。2000年3月に「人口と計画生育事業の安定的な低生育水準に関する決定」を提示し、「中国は低生育水準段階に入ったが人口問題は今後一定期間において中国経済及び社会発展の主要な制約要因であり、2010年末までに全国人口総数を14億以内に抑制し、人口出生率を15%以内に抑え、現行の計画生育政策を変わることなく継続することを必須要件とする。」という内容であった。その後、中国政府は2001年12月に「中華人民共和国計画生育法」の実施を発表し、「計画生育政策」は基本国策としての法的整備が整った。

一方、「第十回五カ年計画」期間において多くの省は「計画生育政策」に適度な調整を加えている。全国31の省・市・自治区において、29の省は双独政策（夫婦双方が一人っ子的場合は、二人目の子どもが出産できる）、7つの省の農村では単独政策（夫婦片方が一人っ子的場合は二人目の子どもが出産できる）を実施している。また、2007年1月に「人口と計画生育事業の統一した人口問題解決に関する決定」を發布し、「人口問題は中国の持続的発展を制約する重大な問題で、経済・社会発展に影響する要因である」と認識された。

以上のように、中国では1970年代末から本格的に実施した「一人っ子政策」により、合計特殊出生率は持続的に減少している。実際、1980年代後半から、甘肅省、山西省、河北省および湖北省から各1つの県が選ばれ、一組の夫婦で二人の子供を生むことができるという「二人っ子政策の社会実験」が行われている。四つの地域では、出産制限が緩和されているにもかかわらず、合計特殊出生率は2.0前後であり、男女比の格差も見られない。「一人っ子政策」は2014年から実施した「単独二孩」政策によって転換期を迎えている。「単独二孩」政策の「単」は両親の片方、「独」は一人っ子、「二」とは二つ、「孩」は子どもを意味し、両親の片方が「一人っ子」である場合、子どもを二人産めることを指す。中国政府は、2013年11月に開催した共産党三中全会において30年余り続けてきた人口抑制の「一人っ子政策」の緩和を打ち出した。夫婦一方が一人っ子であれば第二子の出産を認める政策転換が決定され、各地方は具体的な政策を制定・実施している。さらに、中国政府は第13期五カ年計画（2016年～2020年）の成長目標や新たな改革案の一つは「人口の均衡発展を促進し、計画生育の基本国策を堅持し、各夫婦が子ども二人を産める政策を全面的に

実施し、人口高齢化への積極的な対応を展開する」である。

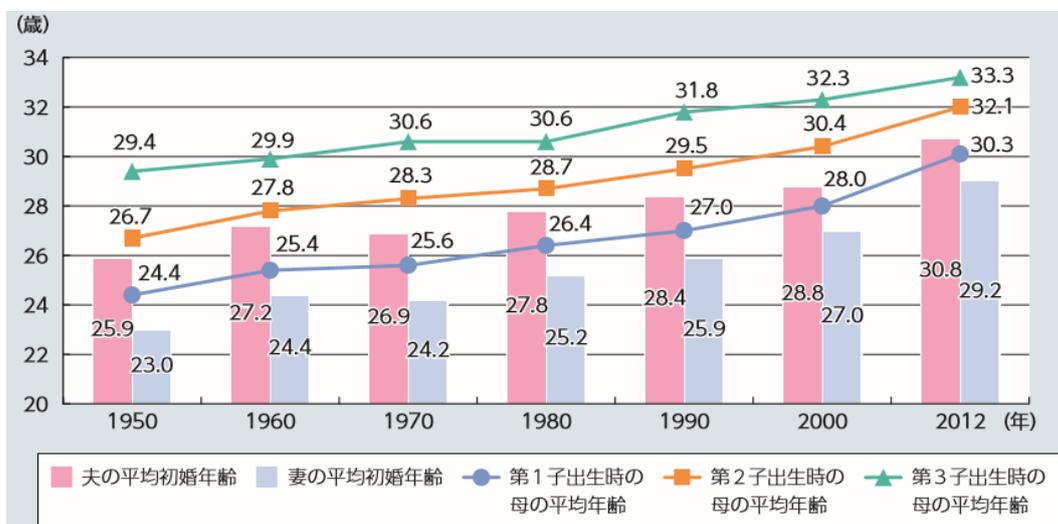
一方、2013年11月からの緩和条件により、1100万組の夫婦に第二子の生育が認められるようになっている。しかし、15.4%にあたる169万組（2015年8月末）しか第二子の生育を申請していない。北京市人口計画出産委員会が2006年に一人っ子の若者を対象にして行った出産願望調査によると、「理想な子ども人数」については、1人が51.2%、2人が28%、3人以上が5.1%であり、「子供がほしくない」と思っている人は15.7%である。その後、「中国青年報」が約3000人の男女を対象に実施した調査結果（2015年11月）によると、二人目の子どもを持つことについて「考える」と答えた人は約半数の46.2%である。そして、51.6%の方は「生活の質は落としたいくない」、40.4%の方は「今の生活のリズムを崩したくない」、32.1%が「職場での出生の可能性を犠牲にしたいくない」として、二人の子どもを持つことに慎重な姿勢が分かる。また、86.6%の方は「社会福祉が整わなければ安心して二人目を産めない」と答えている。今後は、少子化対策として、生育制限の完全撤廃と生育「奨励」への転換が不可欠であり、現段階は「二人っ子政策」の効果を最大化することは重要な課題である。「単独二孩」政策が人口の増減に与える影響はまだ統計上出していないが、「一人っ子政策」の実施は合計特殊出生率に大きな影響を与えていると考えられる。さらに、都市部では、住宅価格や教育費の高騰や、ライフスタイルの変化による未婚比率の上昇や晩婚化など、「一人っ子政策」以外の出生率低下要因も多いと考えられる。

## 2. 晩婚・晩産化の進行

中国では、20世紀後半から、晩婚化が進んできている。中国女性の平均初婚年齢は1950年の18.68歳から、2000年の22.96歳に上昇した。都市部女性の平均初婚年齢の上昇速度が明らかに農村部女性より速い。農村部女性の平均初婚年齢は1950年の18.52歳から2000年の22.48歳に上昇し、都市部女性は19.41歳から24.37歳に上昇している。さらに、19歳未満で結婚した女子の比率が1950年の64.7%から1997年の5.1%に減少し、23歳以上で結婚した女子の比率は7.2%から52.4%に上昇している（張、2009）。

1970年代から、計画出産政策の全面的な展開に伴い、晩婚・晩産が主な政策として強調され、多くの地方政府の人口政策では結婚年齢が男子25歳、女子23歳に定められた。都市女性の平均初婚年齢が1970年の22.38歳から1979年の25.40歳に上昇している。農村女性の平均初婚年齢は19.89歳から22.64歳に上昇している。1980年に改正された「婚姻法」は法定結婚年齢を男子22歳、女子20歳に引き上げ、法定結婚年齢が重視されるようになった。女性の平均初婚年齢は1980年から下がり始め、都市女性の平均初婚年齢は1980年の25.19歳から、1989年の23.61歳に下がった。農村女性は22.52歳から21.45歳に下がった。その後、産業化、都市化による生活様式と社会意識の変化により、1990年から、女性の平均初婚年齢は再び上昇傾向に変わり、現在まで上昇状態が続いている。中国上海市の平均初婚年齢はすでに先進諸国並みの水準（例えば日本2000年の平均初婚年齢は女性27歳、男性28.8歳）に達している。2007年の統計によると、女性の平均初婚年齢は26.43歳であり、男性の平均初婚年齢28.64歳である。

一方、晩婚化は必ず晩産化をもたらす。1950年では、女性の第1子出生平均年齢は1950年の20歳から、1990年の23.26歳に上昇し、1990年以後、晩産化の傾向がさらに顕著になっている。農村女性の平均初産年齢は1990年の22.73歳から2000年の24.02歳に上昇し、都市女性は24.80歳から26.47歳に上昇している。また、都市部と農村部を含む中国全国の15～49歳の出産経験がある女性は、1982年から2010年までの約30年間に出生した子どもの数が減少している。2010年の人口センサスによると、子どもを一人出産した割合は62.0%であり、1982年に比べて14.8%増加している。二人を出産した割合は31.5%であり、1982年に比べて5.9%増加している。三人及びその以上を出産した割合は6.5%であり、1982年に比べて20.6%減少している。2010年の都市部の場合、子どもを一人出産した割合は76.4%、二人を出産した割合は21.2%、三人及びその以上を出産した割合は2.4%である。(張, 2009)

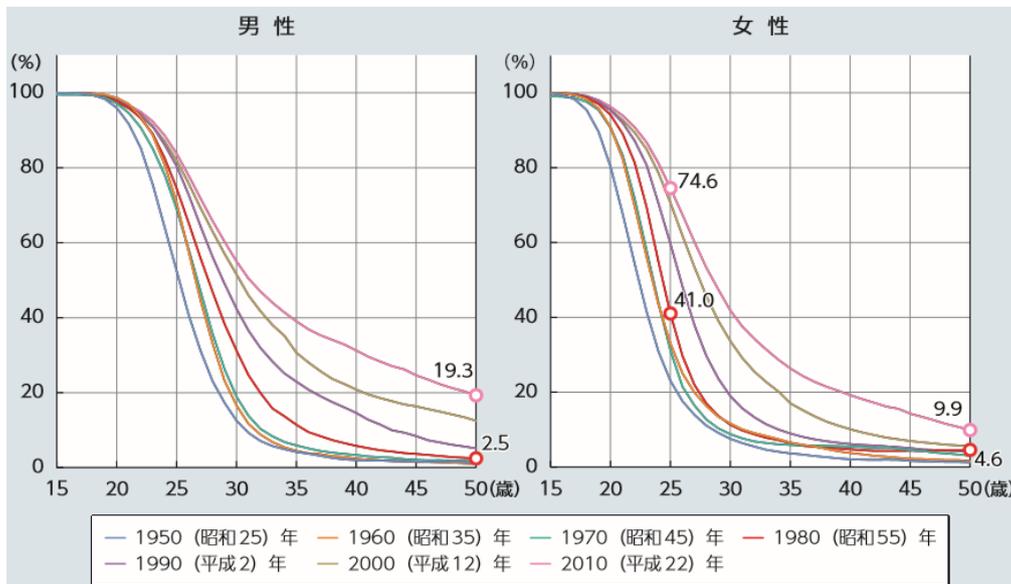


出所：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書－若者の意識を探る」

図 2-18 日本・平均初婚年齢・母親平均出生時年齢推移

日本の状況についてみると、大学進学率の上昇、独身者の意識変化などを背景に、結婚する年齢が高くなる晩婚化が進行している。「平成25年版厚生労働白書－若者の意識を探る」によると、日本人の平均初婚年齢は、2012年で、夫が30.8歳、妻が29.2歳となっており、1980年(夫が27.8歳、妻が25.2歳)からの約30年間に、夫は3.0歳、妻は4.0歳、平均初婚年齢が上昇している。また、1950年と比較すると、夫は4.9歳、妻は6.2歳、平均初婚年齢が上昇している。さらに、出生したときの母親の平均年齢をみると、2012年では第1子が30.3歳、第2子が32.1歳、第3子が33.3歳であり、32年前の1980年と比較すると、それぞれ3.9歳、3.4歳、2.7歳上昇している。1950年との比較では、それぞれ5.9歳、5.4歳、3.9歳上昇している。諸外国と比較して婚外子の割合が極めて低い日本では、晩婚化に伴って晩産化も併せて進行している。2013年では、夫が30.9歳(対前年比0.1歳上昇)、妻が29.3歳(同0.1歳上昇)と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化

が進行している。1980年には、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったが、2013年まで、夫は31.1歳、妻は28.1歳、平均初婚年齢が上昇していることになる。さらに、出生したときの母親の平均年齢をみると、2013年においては、第1子が30.4歳、第2子が32.3歳、第3子が33.4歳であり、上昇傾向が続いている。



出所：厚生労働省「平成25年版厚生労働白書－若者の意識を探る」

図 2-19 日本・年齢別未婚率の変化

一方、未婚化の進行状況について、2010年の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇している。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35歳～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっている。さらに、生涯未婚率を30年前（1980年）と比較すると、男性は2.6%から20.1%に上がり、女性は4.5%から10.6%へ上昇している。年齢別未婚率の変化をみると、女性の未婚率は15歳時点の100%から年齢が高まるほど減少していき、50歳で生涯未婚率レベルに収束する。25歳時点で1980年と2010年の女性の未婚率を比較すると、41.0%から74.6%へと33.6%上昇している。また、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚したことのない人の割合）も男性19.3%、女性9.9%となっており、1980年と比べて男性で16.8%、女性で5.3%上昇している。1980年と2010年の女性の未婚率の差が最も大きいのは25～30歳の年齢階級であり、30%以上の差がある。30年前には盛んに子どもを産んでいた年代より、3割以上の既婚者が減っていることがわかる。

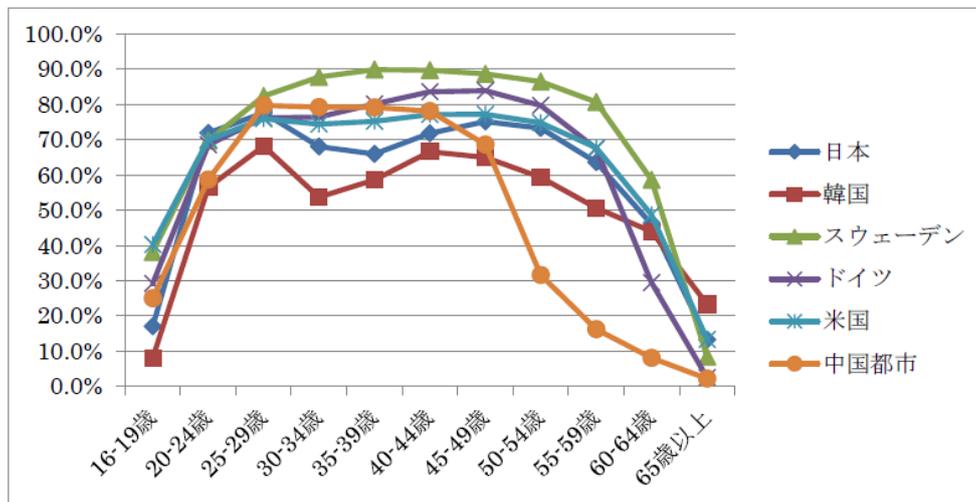
### 第3章 女性の労働と子育て環境

#### 第1節 女性の労働環境とライフの変化

##### 1. 女性の労働力率

日本の女性の年齢階級別労働力率をみると、20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むことが特徴的である。女性が出産や育児により就業中断する傾向が知られている。しかし、時系列でみれば、晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などにより、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化がわかる。特に25～29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年の42.6%から2012年の77.6%までに上昇している。その他の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

単位：%



出所：中国 2010 年人口センサス、『男女共同参画白書』2011 年版より作成

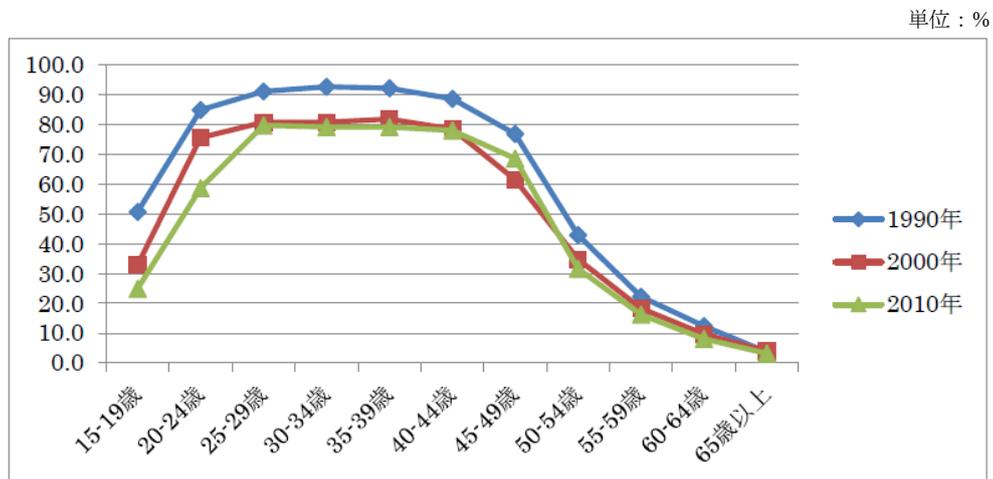
\*韓国は 2009 年であり、その他の国は 2008 年のデータである。

\*中国の労働力率=16 歳及び 16 歳以上の労働人口/16 歳及び 16 歳以上の労働人口×100

図 3-1 年齢段階別女性労働力率の国際比較

一方、中国では計画経済期に男女雇用促進などの政策が採られ、中国女性の職場進出は非常に進んでいると捉えられることが多い。2011 年、中国の都市と農村の就業総人口は 7 億 5800 万人、そのうち女性は 3 億 3700 万人であり、就業者総数の 44.8%を占めている。国際的にみると現在中国女性は高い労働力率を保っているが、時系列的にみると労働力率は低下している。年齢階級別に女性の労働力率をみると、中国の女性労働力率は 55 歳までは、日本よりも高いが、55 歳以降は急激に低下している。中国における女性の定年退職年齢は 50 歳であるため、年金受給年齢以降に再就職することが少ないと考えられる。図 3-1 のように中国女性の労働力率は、国際的に見てもスウェーデンやドイツなどと並ぶ高い労働力率である。2010 年中国女性の年齢別の労働力率は台形型であり、25～49 歳までの女性は 80%の高い労働力率を維持している。また、25～59 歳の年齢段階で女性の労働力率は、1990 年と比べて 2010 年に 10%減少している。さらに、図 3-2 のように 1990 年から 2010 年まで、15～24 歳の就業率は 43.9%から 23.3%まで減少している。また、50 歳以上の就

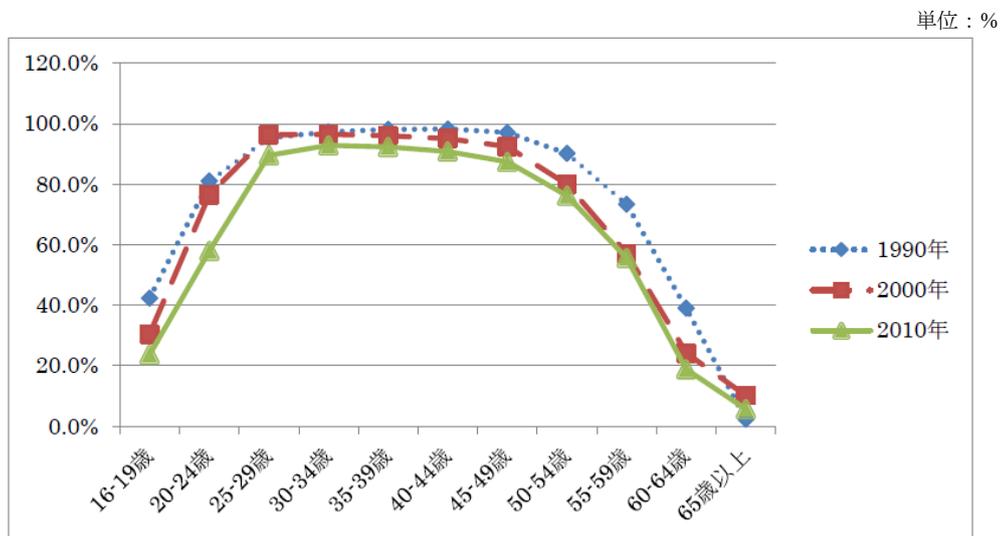
業率も減少の傾向である。一方、25～49歳の就業率は1990年に比べて2000年に15%以上減少したものの、2010年は若干増加している。中国の男女間で異なる定年退職年齢制度や国有企業の改革の中で女性が男性より多くリストラされた影響などにより、都市部女性は40歳から労働力率が減少し、50歳以降に労働力率が大幅に減少している。



出所：中国人口センサス 1990, 2000, 2010年のデータより作成  
 \* 中国の労働力率=16歳及び16歳以上の労働人口/16歳及び16歳以上の労働人口×100

図 3-2 中国・都市部女性の年齢階級別労働力率

## 2. 女性の就業率

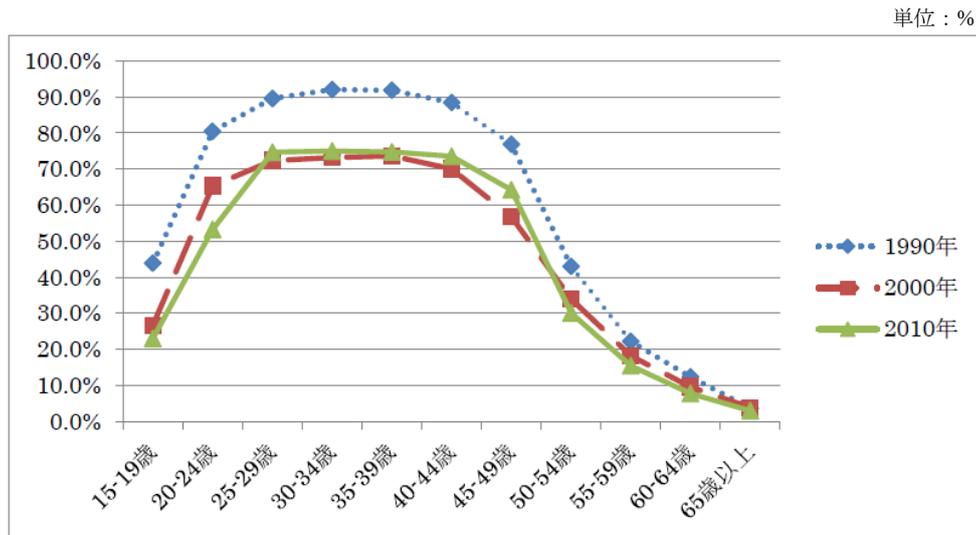


出所：中国人口センサス 1990, 2000, 2010年のデータより作成  
 \* 就業率=就業人口/16歳以上の人口

図 3-3 中国・都市部男性の年齢階級別就業率

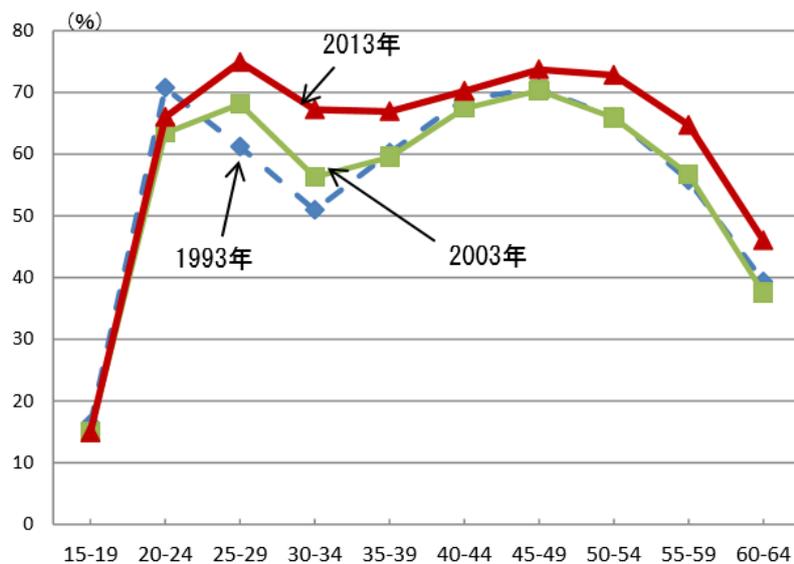
中国の都市部男性と女性の就業率については、中国人口センサスの結果によれば、1990年から2010年の20年間で15～24歳の年齢段階と50歳以上の年齢段階で男性の就業率は

低下している。しかし、女性の50～54歳の年齢段階の就業率が30.1%、55～59歳の年齢段階の就業率が15.4%、60歳以上の就業率が10%未満である。男性の場合は、50～54歳の就業率は76.2%であり、55～59歳は55.6%となり、65歳以上の年齢段階は10%以下である。1990年と比べて2000年に女性の25～49歳の就業率が10%以上低下したのに対して、男性は約5%低下している。このように、市場化の中で中国女性の労働力率と就業率は低下している。しかし、同じ時期で男性の労働力率と就業率も低下しているがその低下幅は女性より小さい。



出所：中国人口センサス 1990, 2000, 2010年のデータより作成  
 \*就業率=就業人口/16歳以上の人口

図 3-4 中国・都市部女性の年齢階級別就業率



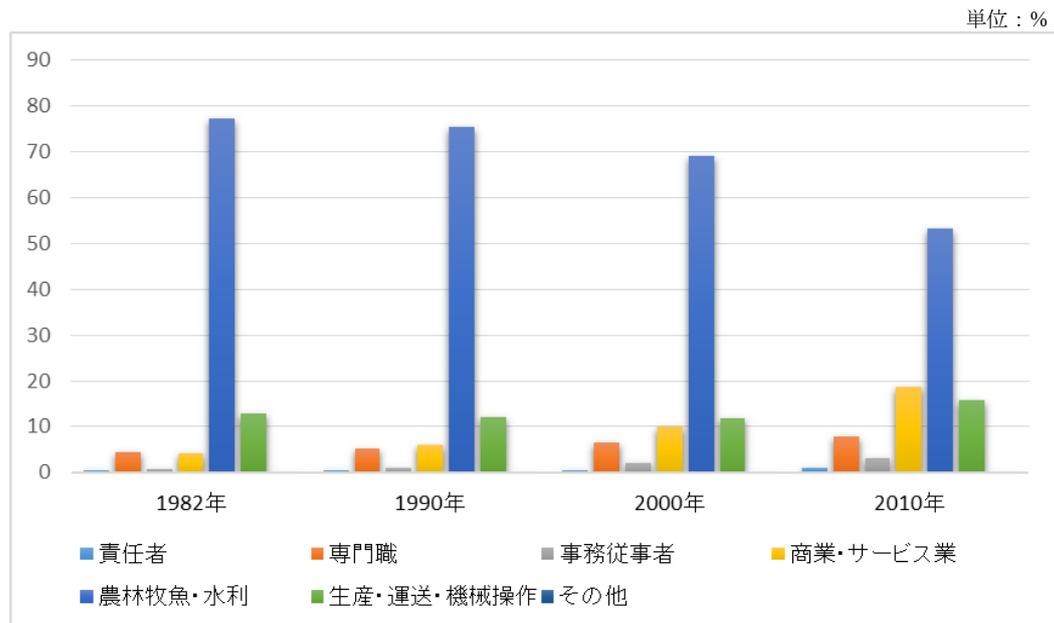
出所：総務省統計局「労働力調査ミニトピックス No.11」

図 3-5 日本・女性の年齢階級別就業率

一方、日本の女性の就業率を年齢階級別にみると、2013年現在、25歳～29歳の就業率

は74.9%である。30～34歳の女性の就業率は2003年により10.9%の上昇となっている。女性の就業率は、一般に学校卒業後の年代で上昇し、その後、結婚・出産期に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、M字カーブを描く特徴がわかる。2003年には、30～34歳がその底にあたって、2013年のM字の底である35～39歳は、2003年前に比べ7.4%上昇し、66.9%となり、M字カーブの形に変化がわかる。

### 3. 女性の職業構造

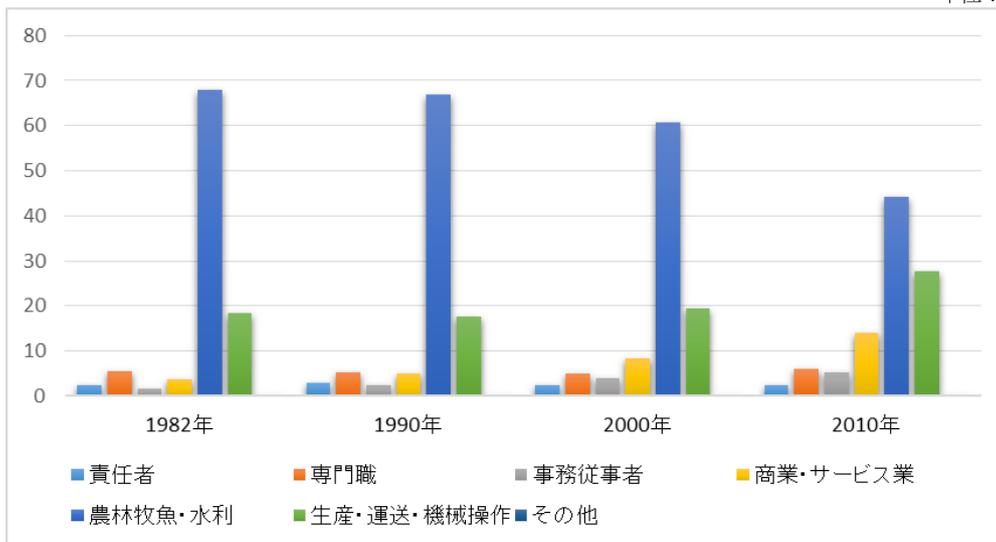


出所：中国人口センサス 1990, 2000, 2010 年のデータより作成

図 3-6 中国・女性の職種別推移

中国の男女別職業構造の変化をみると、男女とも農林牧魚・水利に従事する者の割合が減少し、他の職種に従事する者の割合が増加している。図 3-6 のように女性の場合農林牧魚・水利に従事する者の割合は1982年の77.1%から2010年の53.2%まで23.9%減少している。その一方、商業・サービス業に従事する者の割合は1982年の4.3%から2010年の18.7%まで14.4%増加し、責任者や専門職、事務従事者が占める割合も若干増加している。

単位：%

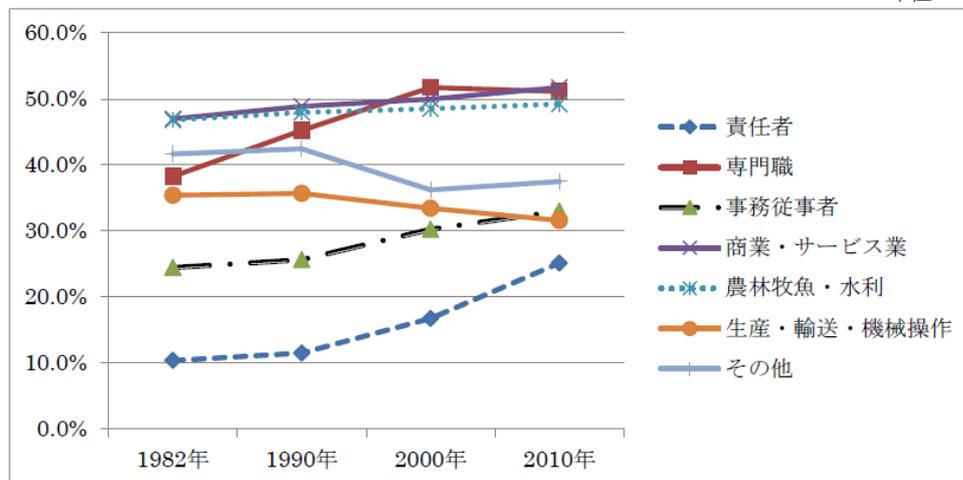


出所：中国人口センサス 1990、2000、2010年のデータより作成

図 3-7 中国・男性の職種別推移

次に、各職種で男女が占める割合をみると、生産・輸送・機械操作従事者以外の職種において女性が占める割合は増加し、専門職と商業・サービス業で女性が半分弱を占めている。特に責任者で女性が占める割合は1982年の10.4%から2010年の25.1%までに増加し、専門職の割合は1982年の38.3%から2010年の51.1%まで12.8%増加している(図3-8)。

単位：%



出所：中国人口センサス 1990、2000、2010年のデータより作成

図 3-8 中国・職業別女性が占める割合

一方、日本の職業別の就業者割合(図3-9)について見ると、男女とも農林漁業作業者の割合が大きく減少し、製造・制作・機械運転及び建設作業者の割合は、女性は一貫して低下している。男女とも専門的・技術的職業従事者、事務従事者、保安職業・サービス職業従事者の割合は増加傾向にあり、特に女性において顕著である。2010年にはこれら3つの職業で全体の64.8%となっている(平成23年版男女共同参画白書)。



出所：内閣府男女共同参画局『平成23年版男女共同参画白書』

図 3-9 日本・職業別就業者構成比の推移（性別）

表 3-1 は日本と中国の職業分類別に女性の比率をまとめたものである。日本の性別職業分離度は中国よりはるかに高いである。男性的職業である「車・機械運転」の従事者について、日本の女性比率は 2.6%であり、中国は 7.0%となっている。「建設・土木作業」などの男性的職業も同様に、日本の女性比率は中国と比べて著しく低い。一方、女性的職業についても同じような分離傾向がみられる。日本の女性的職業「保健・医療サービス職業」の女性比率は 93.8%であり、日本の女性集中度は高いことがわかる。

表 3-1 性別職業分離における日中比較

	日本	中国
職業分離指数	44.1	22.0
男性的職業の女性比率		
建設・土木作業	1.9	12.3
機械整備・修理	2.4	10.9
車・機械運転	2.6	7.0
保安・消防職業	5.8	10.0
女性的職業の女性比率		
保健・医療サービス職業	93.8	60.6
接客・給仕職業	68.4	55.8
商品販売	62.6	53.5
一般事務	58.9	41.4
専門的職業の女性比率		
管理的職業	14.4	25.1
経済・金融・経営専門職業	12.1	65.3
研究者・技術者	9.0	38.5
法務従事者	15.3	33.5

出所：「子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析」P50 より作成

#### 4. 女性の雇用形態

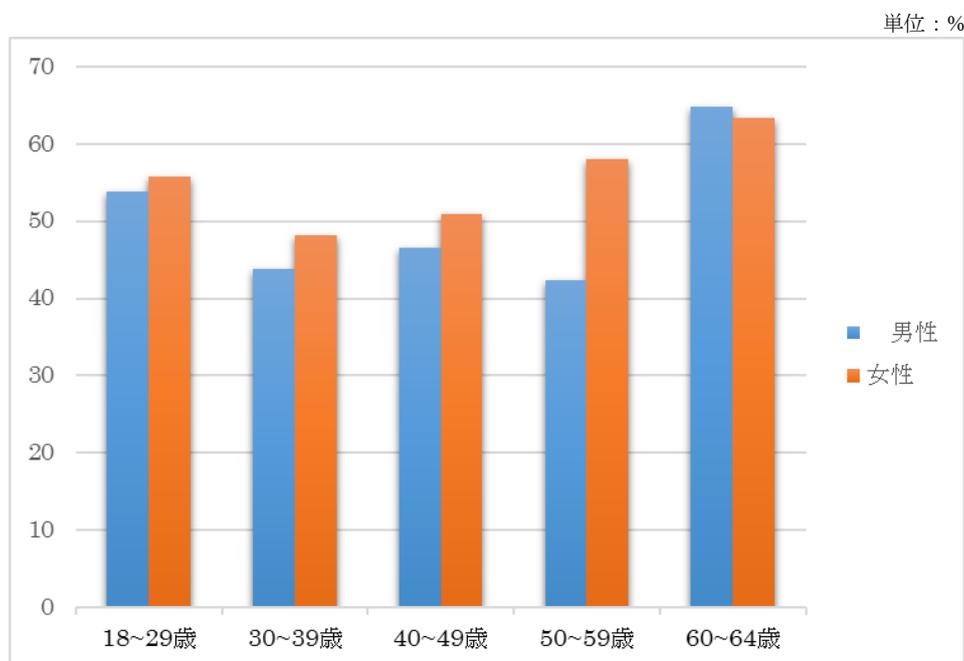
中国の男女の雇用形態をみると、2000年～2010年の10間に男女とも非正規雇用の割合が増加している。特に、女性で女性の非正規雇用が男性より多い。2000年と2010年の「中国女性社会地位調査」によれば、2000年に比べて2010年に就業者のうち非正規雇用が占める割合が男性は34.0%から46.6%に、12.6%増加し、女性は41.0%から51.6%に10.6%増加し、男性の増加幅が女性の増加幅より大きい。就業者のうち男女が占める割合と非正規雇用者のうち男女が占める割合を比較してみると、2000年と2010年両方とも女性が男性より大きい。図3-10のように2010年の調査で18歳～29歳の非正規雇用が多い。また、2000年代以降に増加する派遣労働や若者の失業によって生育期の女性の非正規雇用が増加した。男女間・女性間で異なる定年退職年齢の影響により、50歳以上の年齢段階の非正規雇用が多い。

表 3-2 中国・男女別非正規雇用が占める割合（2000，2010年）

単位：％

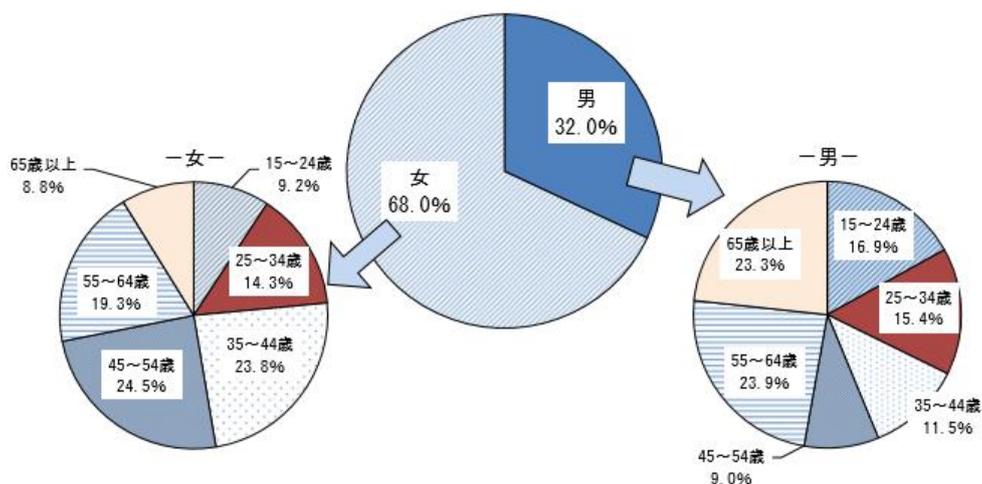
項目	2000年		2010年	
在業者非正規雇用の割合	34.0	41.0	46.6	51.6
非正規雇用男女別割合	52.9	47.1	52.7	47.3
在業者男女別割合	57.5	42.5	55.3	44.7

出所：『新時期中婦女社会地位調査研究』2013より作成



出所：『新時期中婦女社会地位調査研究』2013より作成

図 3-10 中国・年齢段階別非正規雇用者が占める割合（2010年）



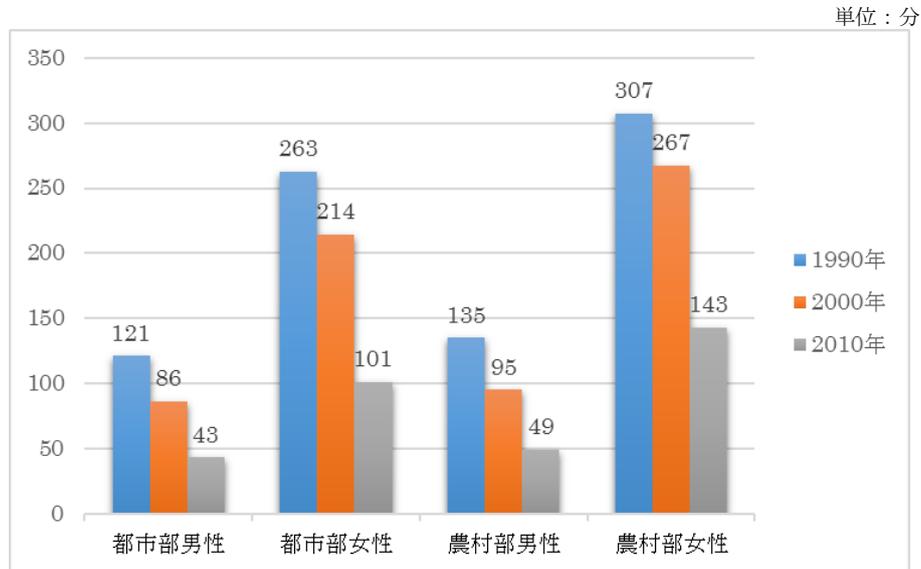
出所：総務省統計局 労働力調査 2016  
 \*割合は内訳の合計に占める割合を示す

図 3-11 日本・年齢階級別非正規雇用 (2015)

一方、日本の現状では、性別非正規雇用をみると、男性は正規の職員・従業員が 2261 万人であり、非正規の職員・従業員が 634 万人となっている。女性は正規の職員・従業員が 1042 万人であり、非正規の職員・従業員が 1345 万人となっている。日本の非正規の職員・従業員を男女、年齢階級別にみると、男性は 2015 年現在、平均 55 歳～64 歳が 152 万人 (23.9%) と最も多く、次いで 65 歳以上が 148 万人 (23.3%) である。女性は 45～54 歳が 330 万人 (24.5%) と最も多く、次いで 35～44 歳が 320 万人 (23.8%) である。

## 第2節 男女の家事と育児時間

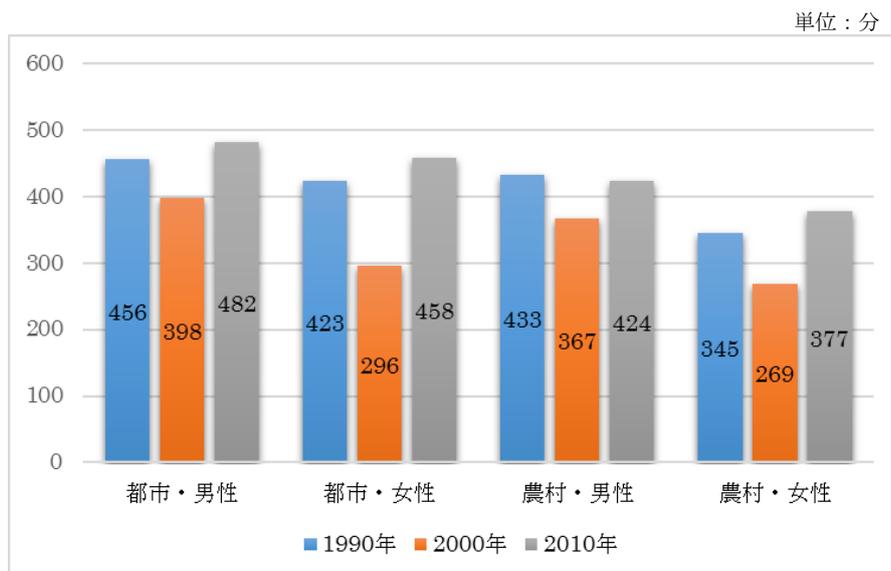
### 1. 男女別の仕事と家事時間



出所：『新時期中婦女社会地位調査研究』2013より作成

図 3-12 中国・男女別の家事時間

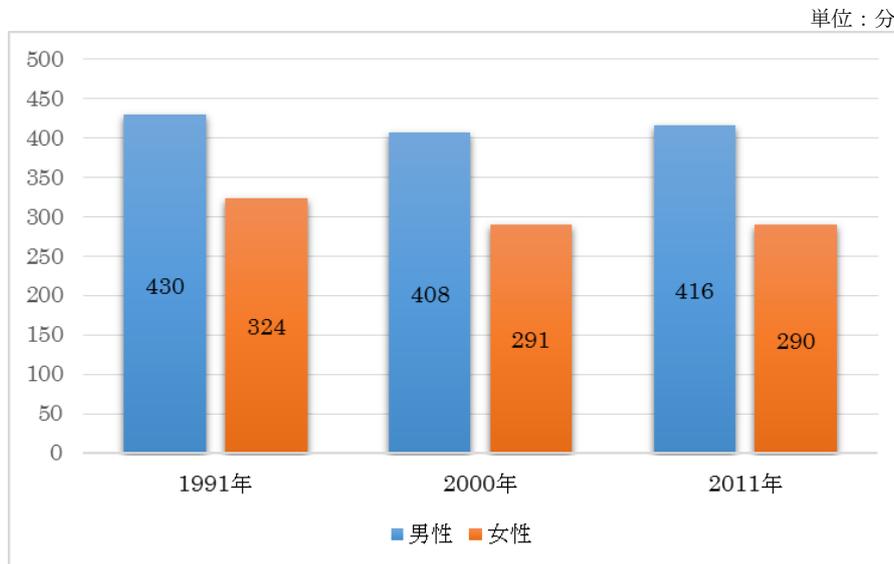
「中国女性社会地位調査」によれば、1990年から2010年までの調査結果からみると、中国の男女とも労働時間は増加し、家事時間と余暇時間は減少している。1990年代末に実施した国有企業の改革などにより、労働時間は2000年に一時的減少したが、2010年に再び増加している。家事時間については、1990年から2010年の20年間男女、都市部と農村部で家事時間は激減している。男女の家事時間は減少しているが、男女の差は依然として存在している。家事労働時間の減少とともに余暇時間も減少している。



出所：『新時期中婦女社会地位調査研究』2013より作成

図 3-13 中国・男女別の仕事時間

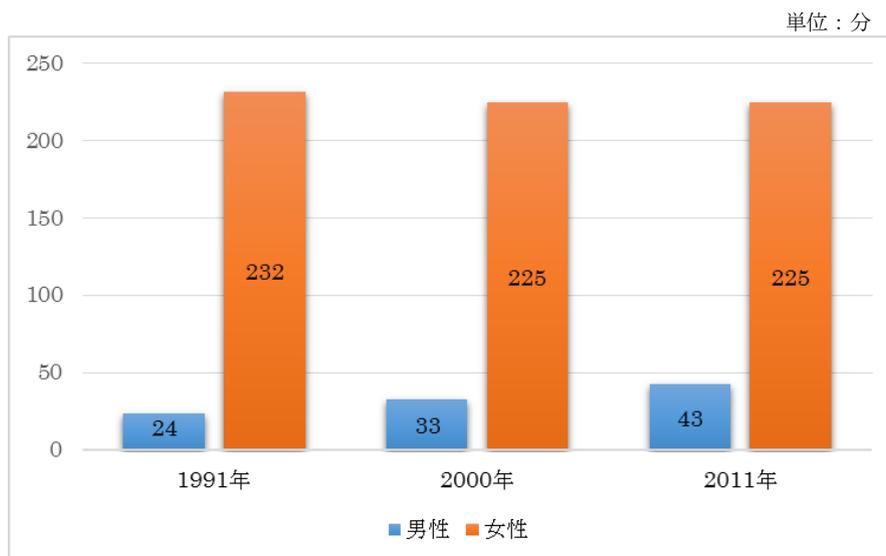
一方、日本の有業者の仕事時間の推移を男女別にみると、男女共に 2011 年（平成 23 年）まで減少が続き、2006 年（平成 18 年）は増加に転じたが、2011 年（平成 23 年）は再び減少となっている。家事関連時間の男女の差は縮小しているが依然として大きいである。



出所：「平成 23 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果」より作成

図 3-14 日本・男女別仕事時間の推移（一週全体、有業者）

比較可能な年齢区分から家事関連時間の推移を男女別にみると、男性は増加が続き、1986（昭和 61 年）年と比べると、女性は 1996 年（平成 18 年）まで減少が続いたが、その後はおおむね横ばいで減少にとどまっている。

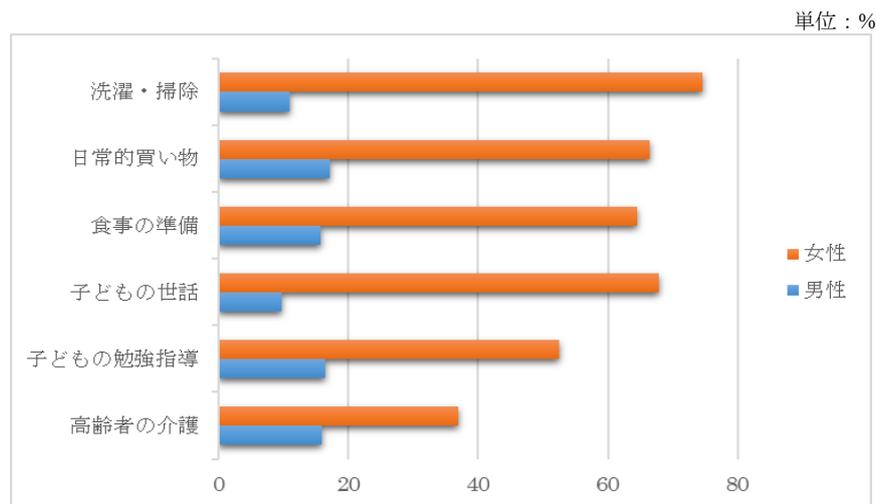


出所：「平成 23 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果」より作成

図 3-15 日本・男女別家事関連時間の推移（一週全体）

## 2. 男女別の家事役割分担

2010年の「中国女性社会地位調査」では「男性も積極的に家事を行うべきだ」という項目について、都市部男性の84.6%、都市部女性の93.3%、農村部男性の79.5%、農村部女性の89.1%が賛成しているが、実際女性は男性より多く家事を担っている。家事の項目別の分担状況をみると、すべての家事項目は男性より女性が多く担っている。洗濯・掃除、日常の買い物、食事の準備などの家事について、60%以上の女性は「自分が大部分あるいは全てを行っている」と考えている。一方、「自分が家事の大部分あるいは全てを行っている」と考えている男性は20%以下である。家事別の項目からみると、「洗濯・掃除」項目の男女差が最も大きい。女性が「大部分あるいは全てを行っている」と考えている割合は男性より63.7%高く、他の項目においても圧倒的に女性が男性より多く家事を行っていると認識している。このような傾向は子どもの世話や勉強の指導、高齢者の介護においても同様である。子どもの世話において、67.9%の女性と9.7%の男性が「自分が大部分あるいは全てを行っている」と考えているのに対して、子どもの勉強の指導では52.5%の女性と16.4%の男性が「自分が大部分あるいは全てを行っている」と考えている。



出所：『新时期中婦女社会地位調査研究』2013より作成

図 3-16 中国・男女性別家事役割分担（2010年）

日本では、男性の1日当たりの平均家事・育児関連時間は約一時間である。一方の中国では地域差は存在しているが、全体として日本人男性とは大きく変わらない現状である。日本の男性の家事・育児への参加が極めて限定的である。（内閣府「男女共同参加白書2011版」）しかし、日本の男性の家事・育児への分担割合は妻の就業によって増えることがほとんどないが、中国の男性の家事時間は妻の就業状況によって大きく変わる特徴がみられる。さらに、西村の独自の研究によると、中国の都市部の女性の職業階層が高くなると、男性の家事や家事時間数も増える傾向である。また、日本では、中国の女性は男性の家事時間は少ないにもかかわらず、家事に費やす平均時間は1日当たり1.9時間であり、日本の女性の家事時間（4.24時間/日）よりかなり少ない。

### 3. 男女別の育児負担

「中国女性社会地位調査」の「子どもの世話と勉強の指導」項目に関してみると、育児の性別格差が見られる。1990年から2010年まで、女性の役割が強化された一方、男性の参加が少なくなったことがわかる。1990年に女性の22.4%が主に女性が子どもの勉強の指導をすると認識したのに対して、2010年に主に女性が子どもの勉強の指導をすると認識する割合は52.5%に増加した。その一方、1990年に男性の27.2%が主に男性が子どもの勉強の指導をすると認識したのに対して、2010年に主に男性が子どもの勉強の指導をすると認識する割合は16.4%まで減少した。また、1990年の都市部男性の23.5%と都市部女性の22.8%が「かつて子どもの勉強の指導をしていない」と回答している。さらに、女性の育児負担の加重化は子どもがいるかないかによって異なる家事時間からわかる。

表 3-3 中国・「主に誰が子どもの勉強の指導をするか」(1990年)

単位：%

区分	都市部		農村部	
	男性	女性	男性	女性
夫婦共同	29.0	26.8	19.7	22.3
主に夫	27.2	21.5	32.2	27.7
主に妻	14.9	22.4	8.9	14.7
他の男性	3.7	3.8	7.8	6.9
他の女性	1.7	2.5	1.9	2.7
かつてなし	23.5	22.8	29.5	25.5
無回答	0.1	0.2	0.0	0.1

出所：『中国の女性—社会地位の調査報告』P70-71より作成

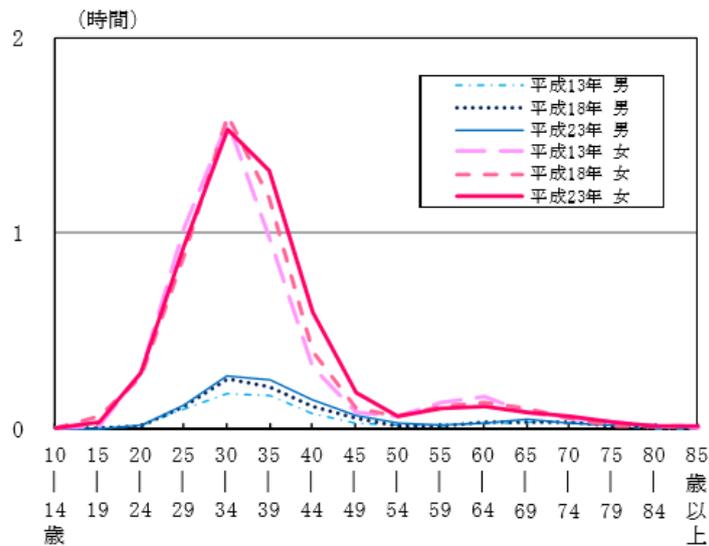
子どもの有無と家事時間の関係を見ると、平日に子どもがいない男性の家事時間は48分、子どもがいる男性の家事時間は47分である。しかし、女性の場合では、平日に、子どもがいない女性の家事時間が81分である。子どもがいる女性の家事時間は子どもがいない女性の家事時間の1.6倍の130分であり、子どもがいる男性の家事時間より83分長い。休日に子どもがいる女性の家事時間は子どもがいない女性の家事時間の約1.4倍、子どもがいる男性の家事時間より106分長い。

表 3-4 中国・子どもの有無と男女の家事時間 (2010年)

単位：分

平日	子どもがいない		子どもがいる	
	男性	女性	男性	女性
	48	81	47	130
休日	94	152	107	213

出所：『新時期中婦女社会地位調査研究』2013より作成



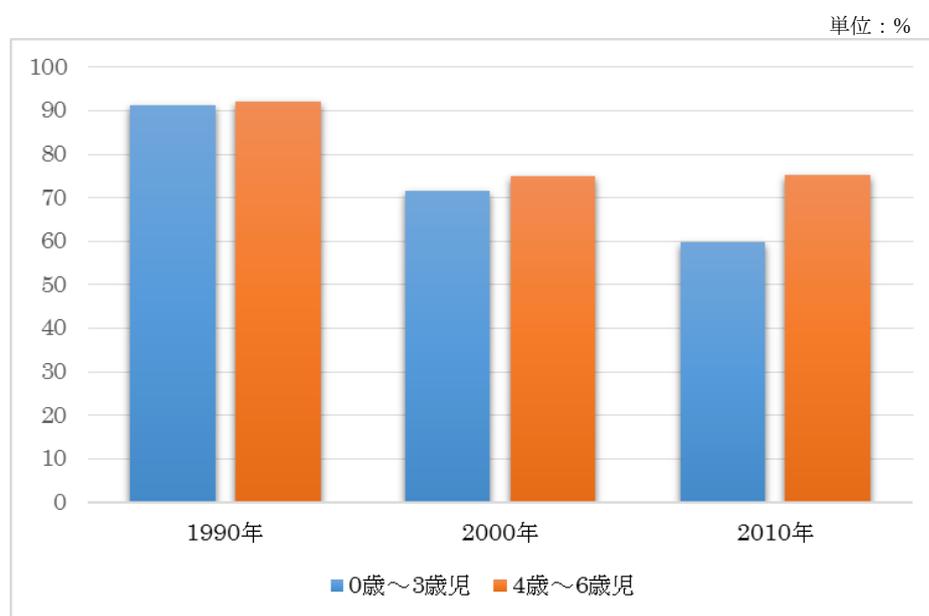
出所：「平成 23 年社会生活基本調査 生活時間に関する結果」

図 3-17 日本における男女年齢階級別育児時間

一方、日本の男性の家事・育児参加の現状については、さまざまな調査結果があるが、2005 年の NHK 放送文化研究所の「国民生活時間調査」によると、女性の家事参加率が圧倒的に高いであることがわかる。成人男性の家事の全員平均時間は平日、休日とも過去 10 年間と比べて増加しているが、20~40 代男性で平日家事をする割合は 20~30%であり、平日全員平均時間は 20~30 分となり、過去 10 年と比べて大きな変化は見られない。また、家事の内容別にみると、育児に該当する「子どもの世話」項目について、成人男性の平日行為率は 6%であり、全員平均時間は過去 10 年間で全く変化はない。その他の調査をみても、家事や育児にかかわる負担の多くは女性が担っており、女性が家事や育児を担当するのは通常のパターンであり、女性が家事・育児に全く関与しないのは例外的とみられる。家事関連時間のうち育児時間について、過去 10 年間の推移を男女、年齢階級別にみると、女性は 35 歳~49 歳で大幅な増加が見られる。

### 第3節 育児負担と親族の育児サポート

中国の「智联招聘」サイトが発表した「国際女性デー特別調査」によると、2010年調査では、仕事で成功したいと考える女性は調査対象者の92.5%に達している。調査対象女性の希望の職務について、29.8%が女性企業家、24.9%が中間管理職、22.2%が高級管理職、20.4%が専門職を目指しており、一般職員を目標とする女性は2.7%にとどまっている。しかし、2012年調査では、仕事で成功したいと考えている割合は72.04%で、2010年の調査より2割ほど低下している。中国の女性は強い仕事志向を持っている一方、仕事と家庭のバランスを重視する女性が増えている。一方、同調査によると、約4割の女性が出産後に仕事を失い、21.84%の未婚女性が昇進のために、出産を遅らせたりしていることが分かる。また、同サイトの『出産前後の職場調査(2012)』によると、2012年の場合では、68.61%の女性は出産後に転職を考え、17.36%は実際に行動に移している。出産による就労への影響としては、子どもの健康が74.44%、教育問題が63.61%、生活費支出による圧力が48.17%、家庭生活が情緒に与える影響が46.12%、家事が36.31%となっている(複数回答)。出産後の女性は、労働時間を短縮することで家庭生活との両立に務める場合が多い。さらに、出産経験後の女性の労働時間(一日あたり)は8時間以上が出産前の87.24%から66.13%へと大幅に減少している。



出所：1990年～2010年「中国女性社会地位調査」のデータより作成

図3-18 中国・都市部0歳～6歳児を持つ女性の就業率

『中国女性社会地位調査』のデータからみると、中国の都市部では、1990年から2010年まで、0～6歳の子どもの持つ女性の就業率は低下しつつある。0歳～3歳児を持つ女性の就業率は1990年の91.4%から2010年の59.8%までに下がった。4歳～6歳児を持つ女性の就業率は1990年の92.1%であり、2010年は75.2%になっている。

一方、『中国女性社会地位調査』の「末子が3歳になるまで昼間に主な世話者」<sup>8</sup>の項目についてみると、3歳未満の子どもの世話を主に担うのは「妻」であり、つまり子どもの母親である。時期列にみると、1990年から2010年までは子どもの母親の割合は3%を低下したが、その他の世話者よりは最も大きい割合を占めている。母親の次が夫・妻の両親、つまり祖父母世代が子どもの世話をしている。祖父母世代が昼間に主に3歳未満の子どもの世話をする割合は1990年から2010年前に5.1%を上昇している。また、男性の両親が子どもの世話をする割合は女性の両親より高いことが分かる。ベビーシッターが昼間に主に3歳未満の子どもの世話をする割合は3%未満、託児所・幼稚園に子どもを預ける割合は1990年～2000年の間では2.6%であったが、2000年～2010年の間ではさらに低下して0.9%しか占めていない。一方、杜(2008)はCHNS(中国栄養健康調査)データを利用し、育児のメカニズムが変更された時、育児と家庭構造の変更は女性の労働参加にどのような影響をするかを論じた。分析結果をみると、父母、配偶者父母の居住地と女性の労働参加率には強い関係があり、住所は近い場合、女性の労働参加率は高い。女性の労働参加率は配偶者父母の居住地を大きな影響を受けると指摘した。また、女性の労働参加率は末子年齢の影響を受けている。末子の年齢が高い場合、女性の労働参加率も高い。

表 3-5 中国・「末子が3歳になるまで昼間に主な世話者」(2010)

単位：%

地域別	調査時末子の年齢	妻	夫の両親	妻の両親	ベビーシッター	託児所・幼稚園
都市部	0～10歳	46.3	27.6	18.0	2.5	0.9
	11～20歳	49.3	24.2	16.3	2.8	2.6
農村部	0～10歳	70.3	18.9	4.3	0.3	0.1
	11～20歳	71.2	15.9	4.7	0.1	0.0

出所：『新時期中国婦女社会地位調査研究』2013より作成

2010年の中国女性社会地位調査の高齢者個票の調査結果によると、調査対象である60歳～70歳の高齢者の半数以上は子どもの世話をしている。また、子どもの世話において、男性の高齢者より女性の高齢者は多く育児の役割を担っている。このような傾向は、農村地域において、さらに顕著である。

<sup>8</sup> この項目は年度別ではなく、調査時子どもの年齢区分を使用している。末子が0～10歳の場合は2000～2010年、末子が11～20歳の場合は1990～2000年とする。

表 3-6 中国・70 歳以下の高齢者の育児参加状況（2010 年）

単位：%

項目	都市			農村		
	平均	男性	女性	平均	男性	女性
まったくしない	15.5	15.5	15.5	15.9	18.0	13.1
少ない	29.8	34.3	24.8	30.7	40.5	17.6
約半分	30.2	38.6	20.8	29.5	29.6	29.4
大部分	15.5	9.2	22.6	17.3	8.2	29.4
全部	9.0	2.4	16.4	6.6	3.7	10.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：2010 年第 3 回中国女性社会地位調査結果より作成

一方、日本より中国の女性は親から多くの育児サポートを得ている。2010 年現在中国の同居比率は、23.9%（都市部）、34.8%（農村部）である。また、中国では、住民の地域間移動は戸籍制度により制限されており、同居以外にも、親と「近居」している子育て世帯が多い。中国の中高年齢世帯の多くは大家族主義的な価値観が強く、祖父母が孫の面倒をみる習慣が広く残っている。中国の女性労働者における定年年齢は 50 歳（幹部女性は 55 歳）となっており、時間と体力の両方から孫の世話をする余裕を持つ祖父母が多い。さらに、中国では祖父母に家事の一部または全部をやってもらう家庭は少なくない。日本の 2005 年の三世帯同居比率は 15.4%である。また、2000 年以降に生まれた子どもを対象にした日本の全国追跡調査<sup>9</sup>によると、平日の日中において祖父母が普段の保育者となる子どもは 3 歳未満児全体の 26.1%に過ぎない。日本では、祖父母の高齢化が進んでおり、子育てを手伝うより介護が必要なケースも少なくない。また、戦後生まれの現在の祖父母世帯は自己実現を求める傾向が強く、時間と体力の問題ではなく、孫の世話を断るケースも少なくない。

表 3-7 日本と中国親族サポートの比較

	日本	中国
親の協力度	低	高
女性の定年年齢	60 歳	50 歳（幹部女性 55 歳）
親との同居比率	三世帯同居比率は低下傾向 1985 年 36.0%→2005 年 15.4%	3 人以上世帯における三世帯同居比率 が 23.9%（都市部）～34.8%（農村部）
夫の協力度	低	低
男性長時間労働の割合	39.6%	39.8%
女性長時労働者の割合	14.7%	34.9%
妻の平均家事時間	4.4 時間	1.9 時間
夫の平均家事時間	1.0 時間	1.13 時間（天津市）0.82 時間（大連市）

出所：「子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析」P45 より作成

<sup>9</sup> 厚生労働省「第 3 回 21 世紀出生児縦断調査」2003 年度

## 第4章 中国における子育て支援体制の現状と課題

### 第1節 保育サービスの現状と課題

#### 1. 保育体制の展開過程

1949年中華人民共和国の成立に伴い<sup>10</sup>、夫婦両方の労働・社会参加の保障と乳幼児の発達を促す集団的保育・教育保障の2重役割を担う乳幼児教育・保育制度を設けた。その後、1951年10月に、「学制改革についての決定」の実施を発表し、「幼児教育を実施する組織は幼稚園である」ことを明確に規定している。一方、1951年の「中華人民共和国労働保険条例」の第51条は「労働保険の対象企業に所属する女性労働者に対し、4歳未満の子どもがいる女性が20人以上の場合、企業は単独あるいは他の企業と一緒に託児所を設立すべき」と規定している。また、「託児所の設立ができない場合、授乳期の子どもが5人以上いる場合は必ず授乳室を設けるべき」と規定している。託児所や授乳室にかかる費用について、「従業員の給料及び経費の支出は企業が負担し、子どもの飲食費用は親が負担する。

その後、1952年、中国教育部は『幼稚園暫行規程草案』を公布し、「幼稚園は全日制を原則とする」方針を打ち出し、幼児の1日の在園時間を8時間から12時間に変更している。一方、1955年の「工鉱、企業自ら中学校、小学校、幼稚園を設立するに関することに関する規定」では「企業が需要に応じて自ら小・中学校や幼稚園を設立する」と規定している。その後、1956年、中国教育部、衛生部と内務部が連名で託児所と幼稚園の発展についての通知を発表し、政府経営の託児所や幼稚園はモデル施設の役割を果たし、工場や企業団体、農村の生産隊などが託児所、幼稚園を設置することを奨励した。さらに、①託児所と幼稚園は幼児の年齢で区分し、3歳未満は託児所で受け入れ、3～6歳児の受け入れは幼稚園とする。混合して受け入れるものは、年齢ごとの受け入れ人数に応じて、幼稚園付属託児クラス（3歳以上が多いもの）あるいは託児所付属幼児クラスとする。②各タイプの託児所・幼稚園に対し、「統一指導、行政機関による役割分担別管理」を原則に、1) 運営主体が幼稚園・託児所の経費、人事、建物設備および日常の運営管理に責任を負う。2) 教育部、衛生部がそれぞれ関係する政策、法規、教育内容、方法、幼児の保健等の指導に責任を負う。このように、都市部の乳幼児教育・保育機関は子どもの年齢によって「託児所」と「幼稚園」と区分された(一見、2008)。

女性の就労の支援と育児負担を軽減するため、国は一連の政策を通じて託児所や幼稚園などの保育施設を提供し、保育に関する費用を負担している。例えば、1979年の「工業企業設計衛生基準」は「女性労働者が多い職場では職場内あるいは職場付近に託児所、妊婦休憩室を設置する」と規定している。このように、子どもの養育が有償労働となり、従来の家庭における育児が社会化していることがわかる。

1981年、中国の衛生部と教育部は『3歳未満児の保育大綱』と『幼稚園教育綱要』を公布し、主に2段階に分けられ、幼児の成長の年齢的特徴に注目し、さらに一歩進んで保育

<sup>10</sup> 1950年「中華人民共和国婚姻法」の実施により、「男女の権利の平等」が定められ、女性を家庭から解放し、社会進出を求めようになった。

の役割と原則、保育内容の基準を明確にしている。1980年代末まで、「託児所」と「幼稚園」は公的福祉事業の一環として展開され、すべての幼稚園は国営と公営であり、サービス対象は各企業、機関などの職員に限定され、保育料は給食費を除いてほぼ無料である。「託児所」と「幼稚園」は父母の就労形態に合わせ、全日制、寄宿制等を設け、年齢別による段階の乳幼児保育・教育を提供した。さらに、70年代末から80年代初めにかけて、小学校に付設される就学前クラスが出現し、就学前クラスは一般に給食サービスは提供せず、午前もしくは午後に幼児がクラスに通う方式である。その後、1996年には、教育部は正式に『幼稚園工作規程』を公表された。2001年9月、教育部は新しい幼児教育綱要である『幼稚園教育指導綱要』を公表し、「全国の幼児教育改革に対し、社会の発展と時代のニーズに適応な指針」を提示している。

一方、1980年代から始められた一人っ子政策と家庭で祖父母及び農村出身のベビーシッター<sup>11</sup>などの育児参加によって、乳児の集団保育ニーズが急速に減少し、とりわけ0歳児の集団保育は基本的になくなり、「託児所」は経営難から閉鎖し、近隣の幼稚園に吸収・合併された、3歳未満児（2歳半からの場合が多い）は「託児クラス」として、「幼稚園」に併設されるものが多くなった（一見、2003）。公的育児施設が担ってきた育児、特に3歳未満の子どもの育児は市場経済の進行とともに、公的保育施設の激減により、子どもの保育は個々の家庭で行われるようになっていく。幼稚園は就学前の教育として重視される一方、3歳未満の子どもの育児は家庭に任されている。つまり、3歳未満の子どもの育児は公的保育から私事化したことが分かる。また、1990年代末頃から、国の方針である「科学的な早期教育」政策の影響により、幼稚園や自治体が積極的に0歳から家庭教育をサポートするようになっていく。例えば、「親子園」または「親子活動」と呼ばれ、主に3歳未満の幼児とその保護者向けに専門家からの健康指導と育児指導を受け、早期教育とサービスを提供することである（一見、2003）。最近の動向では、2010年7月、中国政府が「国家中長期教育改革と発展計画綱要（2010-2020）」を公布し、「基本的に就学前教育を普及させる」ことを打ち出し、2020年までに就学前1年の粗入園率を95%に、就学前3年の粗入園率70%にすることを求めている。同時に、就学前教育について専門の項目を設け、今後10年の就学前教育発展の任務と重大な措置を決めた。その後、2010年11月、中国国務院「現在就学前教育の発展に関する若干の意見」を公表し、就学前教育の発展に力を入れることを民生の保障と改善のための重要な内容とし、「就学前教育について、全方位の制度設計を行い、一連の有力な施策措置を制定し、政府が資源の拡大、投資の保障、教師チームの確立と管理規範化などにおいての責任を確実にすると同時に、各地が県を単位として、就学前教育3ヵ年行動計画を制定して、「入園難」の課題を出来るだけ早く解決する」と求めている。さらに、2010年12月、中国の国務院は全国就学前教育業務テレビ電話会議を開催し、綱要などの

---

<sup>11</sup>中国では、ベビーシッターは「保姆」と呼ばれている。通常、「保姆」を雇った場合、子どもの面倒をみるだけの場合と、買物や料理・掃除・洗濯などの家事も行う場合がある。後者は、いわゆる家政婦と同様である。「保姆」は住み込みと非住み込みの二種類がある。大部分の「保姆」は内陸農村からの若い女性および企業から解雇された女性たちである。生活水準の向上とアイデアの変更にともな、女性の家事の負担を軽減するため、多くの家庭は「保姆」を雇う。また、親族からの育児援助を受けることができない就労女性は「保姆」を雇う例も日常的である。

文書の実施について強調している（李，2009）。

一方、日本における「児童福祉法」制定後の保育政策を概観してみると、戦後復興と民主改革という環境の激変の中で、とくに戦争孤児や浮浪児、非行児童への対策も含む児童保護全般の問題に総合的に取り組むよう、「児童福祉法」が1947年に成立された。「児童福祉法」により、様々な名称で呼ばれていた従来の託児所や保育所は「保育所」として統一され、所得階層とは関係なく一般に幅広く保育サービスを提供する公的な保育施設としてスタートする。一方、新しい教育施設を求める声に応じて1947年学校教育法が成立され、幼稚園は3歳から就学までの学校教育機関として位置づけられた。また、1949年には「文部省設置法」や「厚生省設置法」が制定された。このように、戦前から二元的に存在していた保育所と幼稚園は、法制化とともに「教育政策」と「福祉政策」として位置づけられた。1950年代に入り、働く女性が多くなるにつれ、保育所へのニーズは増加の一途を辿った。特に1947～1949年の団塊世代（第1次ベビーブーム）の誕生はこれに拍車をかけた。その後、1951年児童福祉法の改正で、保育所の定義規定である第39条に、制定当時にはなかった「保育に欠ける」の字句が挿入された。この改正を受け、児童福祉法施行令では保育の実施基準を具体的にあげている。幼稚園は教育可能な3歳から就学までの幼児のみを対象にする、自己負担により教育をさせる教育機関であり、一方、保育所とは、保護を必要とするにもかかわらず、保護者の労働・疾病等のため、家庭で育児できない児童を行政機関が入所させて保護する社会福祉施設とされたのである。保育所は厚生労働が定める保育所保育指針に則って行われる。近年において子どもの生活リズムの乱れや家庭・地域の子育て力の低下などの子育て環境の変化により、1965年に制定された保育所保育指針は、1990年、1999年に改定され、さらに告示として2008年に改定が行われ、2009年度から施行されている。

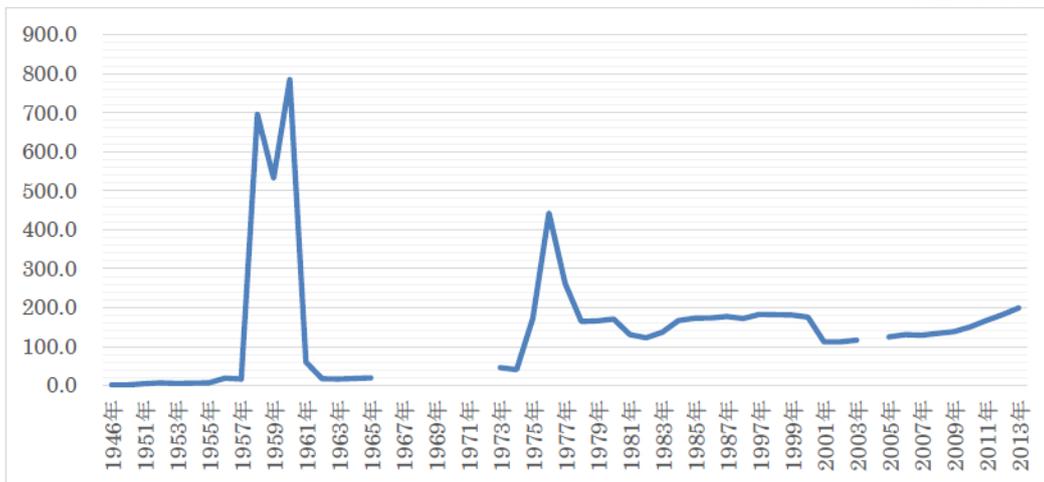
## 2. 保育サービスの形態と規模

中国では、1946年まで、幼稚園は1301ヶ所であり、うち768の幼稚園は小学校に付属され、在園児童は約13万人である。この時期の入園児童の多くは資本家や上流階層の家庭の子どもである。新中国成立に伴い、一連の政策の実施により、工鉦、企業などが設立した幼稚園の数が急増し、幼稚園の数は1956年の2500ヶ所から、1957年に約3400ヶ所に増加した。1958年から1960年までは「大躍進」の時期であり、幼稚園経営方針は量的拡大と寄宿制を中心になっている。1965年、全国の幼稚園数は1.92万ヶ所であり、在園児童は171.3万人である。その後の1966年から1976年までの「文化大革命」は、幼稚園行政を破壊し、その末期には幼稚園の数の回復が見られた。一方、1990年代の市場経済システム<sup>12</sup>を取り入れることと伴い、「中国教育改革と発展に関する要綱」（1993年）を公表したことにより、民営方式の乳幼児教育・保育機関は増加するようになった。一連の改革は乳幼児保育・教育の経営形態をはじめ、その財源等に大きな変化をもたらした。

---

<sup>12</sup>中国では、1978年以降改革開放政策により、計画経済から市場経済へと経済政策を転換した。

単位：千ヶ所

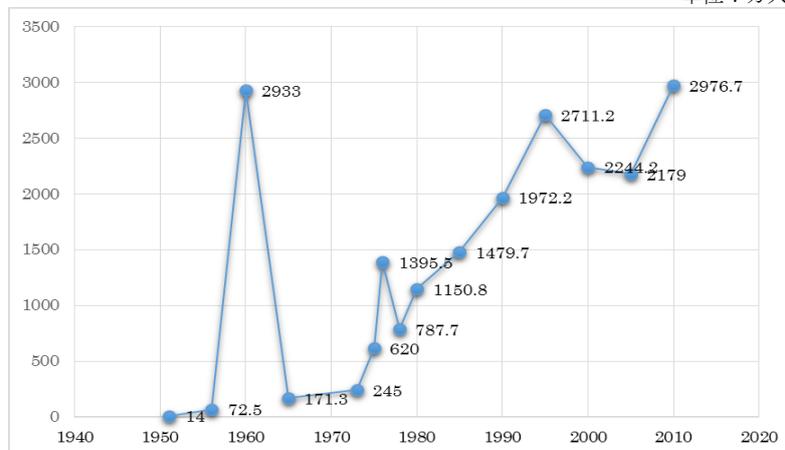


出所：中国教育統計年鑑のデータより作成

図 4-1 中国・幼稚園数の推移

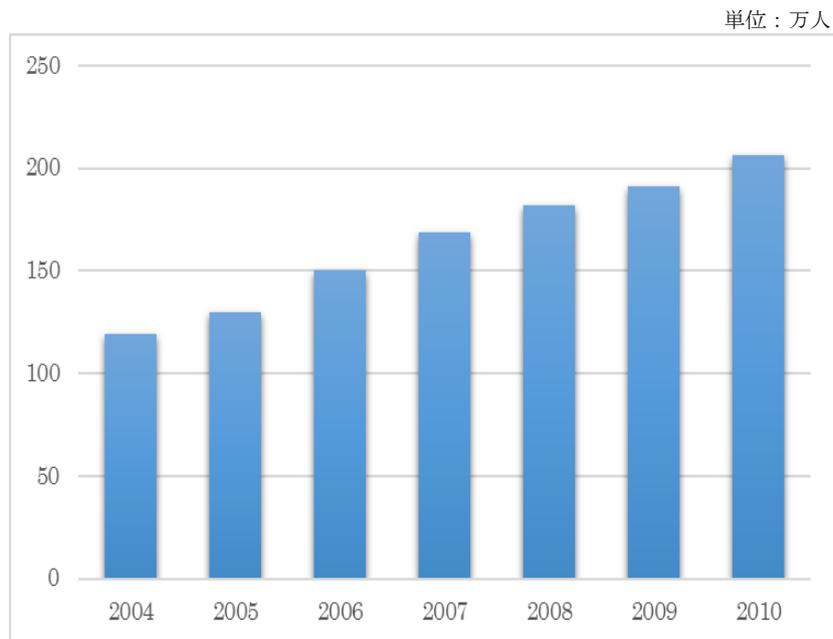
一方、幼稚園経営形態・主体は教育統計分類に基づき、中国の幼稚園は 4 種類があり、教育部門によって管理する幼稚園(教育部門幼稚園)、他の機構によって管理する幼稚園(軍隊、社会团体など、他の幼稚園)、集団によって管理する幼稚園(都市部における国有制企業内幼稚園、町内管理の幼稚園、農村部における団体管理の幼稚園)と民間の私立幼稚園である。民営形態の私立幼稚園が 1980 年代を始め、2012 年では、民営幼稚園は全国で 12 万ヶ所、在園児童数は約 1850 万人に達している。国営形態の中でも国有企業による幼稚園経営は後退した。幼稚園の総数を見ると、2013 年まで、全国幼稚園 19.9 万ヶ所、うち国営幼稚園は 5 万ヶ所である。特に、都市部における国営幼稚園非常に少なく、1.5 万ヶ所である。また、幼稚園の数は 1997 年の 106738 ヶ所から 2010 年の 15077 ヶ所になり、86%減少した。「中国学前教育統計公報」によると、2015 年現在、中国における幼稚園数は 22.37 万所であり、在園児童は 2008.85 万人となっている。

単位：万人



出所：中国教育統計年鑑のデータより作成

図 4-2 中国・幼稚園在園児童数の推移



出所：中国教育統計年鑑のデータより作成

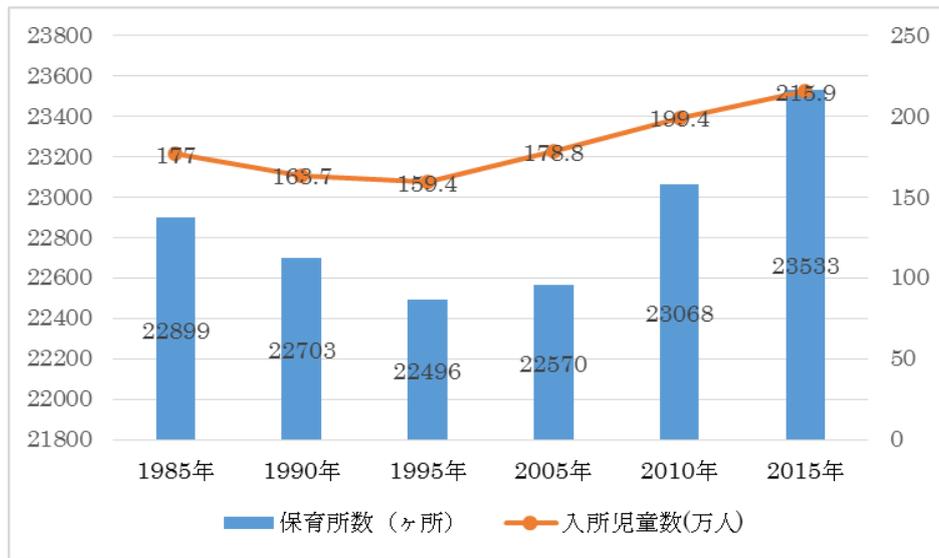
図 4-3 中国・3歳未満児童の在園数

一方、日本では、1948年の児童福祉法施行当時、保育所は1476カ所であり、入所児童数は135503であった。この時期は、必需的就労に就く被保護者、低所得者が利用者の中心であった。その後、急速な経済成長や女性就労の増大などを背景に、経済要件が緩和され、選択的就労に就く保護者の利用が可能になった。2013年4月には、保育所24043カ所であり、入所児童数は2219634人と大きく増加しており、保育は保護者の就労と育児の両立支援及び乳幼児の健全育という重要な役割を担う事業になっている（『国民の福祉と介護の動向』2014/2015）。さらに、日本の就学前教育・保育の全体像をみると、3歳以上の多く（4歳以上児はほとんど）が保育所または幼稚園に入所、3歳未満児（0~2歳児）の約3割は保育所に入所している。

表 4-1 日本における就学前教育・保育の実施状況（2013年）

年齢区分	幼稚園在園者数	幼稚園就園率	保育所在所児童	保育所入所率	該当年齢人口
0~2歳児	0人	0.0%	828万人	26.2%	315.5万人
3~5歳児	158.5万人	49.7%	139.2万人	43.7%	318.7万人
合計	158.5万人	25.0%	222万人	35%	634.2万人

出所：厚生労働省「保育をめぐる現状」より作成



出所：「保育所等関連状況取りまとめ（平成 27 年 4 月 1 日）」により作成

図 4-4 日本・保育所数と入所児童数の推移

また、就労形態の多様化に伴う多様な保育ニーズに応えるため、延長保育、休日・夜間保育などの事業が行われている。さらに、都市部における 3 歳未満児の保育需要の高まりや子ども数が減少している山間・離島部など保育所が運営となっている地域に、家庭的保育事業が設置されている（『国民の福祉と介護の動向』2014/2015）。

表 4-2 日本・保育の取り組みの現状

事業内容		実績
認可保育所	日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設（原則として、開所時間 11 時間、保育時間 8 時間、開所日数約 300 日）	23711 ヶ所 利用児童：218 万人
延長保育事業	11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業	16946 ヶ所
休日保育事業	日曜・祝日等の保育を行う事業（年間を通じて開所する保育所が実施）	1129 ヶ所
夜間保育事業	22 時頃までの夜間保育を行う事業（開所時間は概ね 11 時間）	78 ヶ所
特定保育事業	パート就労等により保護者が保育できない場合に、週 2~3 日程度、保育を行う事業	1040 ヶ所
病児・病後児保育事業	地域の病児・病後児について、病院、保育所等に付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育する事業	1610 ヶ所
家庭的保育事業	保育に欠ける乳幼児について、保育士また研修により市町村長が認めた家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に 3 歳未満児を保育するもの	家庭的保育者：1249 人 利用児童：4672 人

出所：「国民の福祉と介護の動向 2014/2015」P84 より作成

### 3. 保育に関する行政と財源

中国の就学前児童（乳幼児）の保育・教育は、0~3歳までは国の衛生部門の所管である「託児所」が保育し、3~6歳は教育部門所管の「幼稚園」が保育・教育をしている（託児所は日本の保育所、幼稚園は幼稚園に相当する）。託児所と幼稚園は子どもの年齢的特徴によって位置づけられ、共に公的福祉サービスの一環として、父母の就労形態に合わせて、全日制、寄宿制等を設けて、各年齢段階の乳幼児の保育・教育を完全に提供している。幼稚園は義務教育ではなく、就学前教育を実施する学校教育制度の一環に位置づけられている。

表 4-3 中国における各幼稚園の等級

都市	等級								
	一級			二級			三級		
北京市	一類	二類	三類	一類	二類	三類	一類	二類	三類
上海市	市模範園			市一級			市二級		未定級
重慶市	一級			二級			三級		
成都市	一級一等			一級二等			三級		四級
杭州市	特級	甲等		己等			丙級		丁級
広州市	省一級園			市一級園			区一級園		未評価
青島市	実験, 模範, 特色			一類			二類		三類
南京市	省模範園			市模範園			市良質	市標準	市一般
無錫市	市模範園	市一類園		市二類園	農村一類		市合格	農村二類	農村合格
蘇州市	省模範園			市模範園			一類	二類	三類
長沙市	省模範園			市模範園			区模範園		標準園
石家荘	省模範園			一類			二類		三類
南昌市	省模範園			一級			二級		三級
太原市	五つ星園			四つ星園			三つ星	二つ星	一つ星
廈門市	省良質園			市良質園			普通園		

出所：「中国における保育の現状」（張，2013）より作成

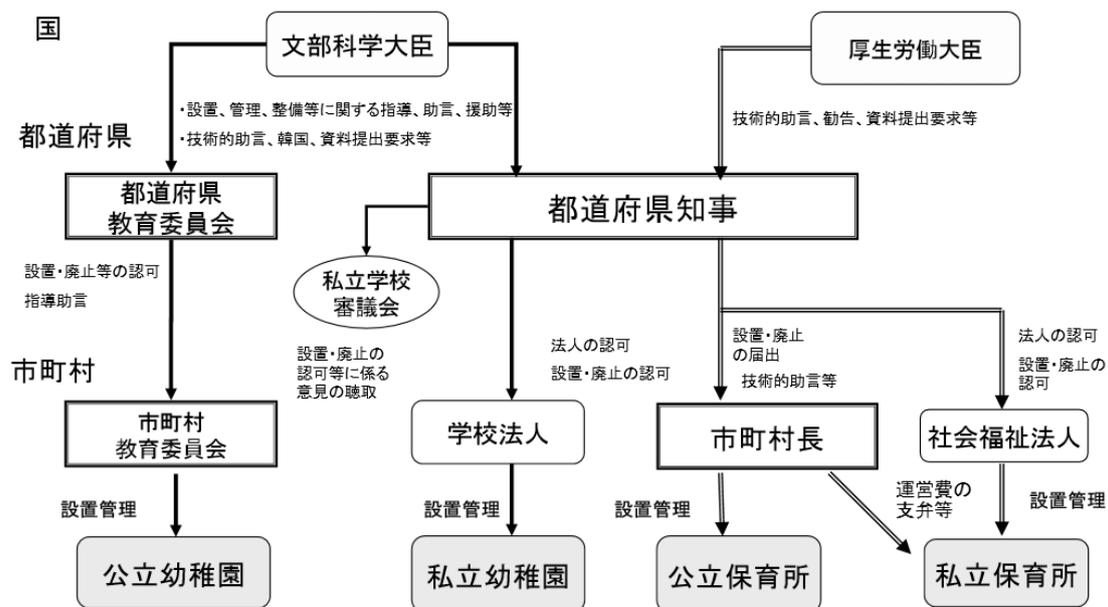
中国における幼稚園の管理は、「統一領導，分級管理(統一指導，段階別管理)」が原則とされ、1987年の「幼児教育事業指導管理職務分担に関する国家教育委員会等部門の指示願いへの通知」に基づいて、関連部門が協力して行なっている（張，2009）。すなわち、中央政府が制定した法的規定に基づき、行政実務は各地方自治体(省，市，県（日本の町と相当する），区等)の教育委員会，衛生部門が中心となり，行政管理上必要な条例を策定し，保育行政を行なっている。また，経費，人事，施設，日常の業務等は各幼稚園経営団体が責任を負っている。中国の各地域の教育行政機関の基準に従い，幼稚園は明確に分類されている。また，幼稚園の分級分類受け入れ基準は保育・幼児教育施設を評価する際に基本的な基準である。分級分類受け入れ基準中の“級”は主に幼稚園の環境，施設，教員の学歴などを反映する客観条件である。“類”は主に幼稚園の管理，教育と保健の水準などを反映する主観要素である。

表 4-4 中国における保育事業の概況

保育サービス	就学前児童向け託児施設の設置状況
種別	託児所・幼稚園
設置運営主体	教育部, 企業, 学校
財源	国, 地域及び児童の保護者
料金	北京市の場合, <ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園: 1人/1カ月 600~1000 元程度</li> <li>私立幼稚園: 1人/1カ月 1200~2800 元程度</li> </ul>
利用状況	幼稚園数 15 万カ所, 幼稚園の在学園児 2976 万人 入園率 56.6% (2010 年中国教育事业発展統計公報)
3 歳未満児の保育サービスの利用割合	北京 3 歳未満児の入園率は 21% (婦女緑皮書: 2006~ 2007 年中国性別平等と婦女發展報告)

出所: [http://www.jil.go.jp/foreign/basic\\_information/china/2013/chn-5.html](http://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/china/2013/chn-5.html) より作成

利用者が負担する保育・教育費, 給食費, 他の各種費用については, 国による統一的基準はなく, 各地方自治体が管理条例等で基準を設けている。各地方自治体は, 幼稚園の管理に際して幼稚園の等級を定める「級別管理」を行なっている。保育・教育費は, その等級により基準額が定められている。等級審査は各級教育委員会により各幼稚園のソフト面とハード面から総合的な判断される。すなわち, 教職員数, 教職員学歴, 在園幼児数, 保育教育内容, 施設設備内容, 貢献度等を総合的に判断し決定される。利用者負担の実態を示す統計資料は, 全国レベルはもとより各級地方自治体レベルに関しても明らかにされていない。北京市の場合では, 公立幼稚園は月に 600 元~1000 元程度であり, 私立幼稚園は月に 1200 元~2800 元程度である。



出所: 文部科学省 幼稚園・保育所に関する行政体制 (概略図)

\* 指定都市が設置する公立幼稚園の設置廃止等については, 認可ではなく届出である。

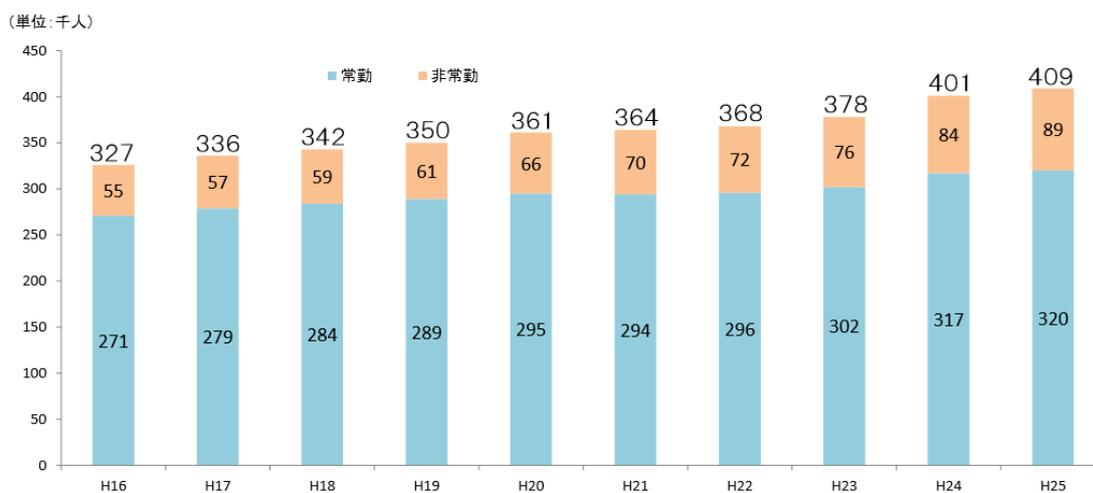
\* 指定都市, 中核市に存する私立保育所については知事ではなく市長が認可等を行う。

図 4-5 日本における幼稚園・保育所に関する行政体制

一方、日本では、保育園と幼稚園の行政の仕組みは厚生労働省が管轄する児童福祉施設と、文部科学省が管轄する学校教育施設という位置付けになる。幼稚園は国立、私立、市町村立の 3 系統であり、保育所は厚生労働省が定める保育所保育指針、幼稚園は文部科学省が定める幼稚園要領に従って保育内容や教育内容を行う。保育時間は 1 日 8 時間を原則としている。しかし、近年の労働形態の変化などによって、各地域の保護者の労働時間や家庭の状況などを考慮して保育所長が決めることになった。認可保育所の施設整備費及び運営費は保育料収入を差し引いた金額について公立私立を問わず市町村が支払う。国、都道府県、市町村が 4 分の 1、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1 を負担している。また、私立保育所の施設整備費・運営費については、運営者が 4 分の 1、国が 2 分の 1、都道府県が 4 分の 1 の負担となっている。運営のために必要な経費の一部を利用者から保育料として徴収することになっている。保育料の徴収基準額は、入所児童の属する世帯の市町村民税や所得税などの額と入所児童の年齢によって階層を区分され、階層によって負担額が決められている。

#### 4. 保育者の位置づけと役割

日本の保育所において、保育に従事する者については長年保母という名称で呼ばれてきたが、1997 年の「児童福祉法」の改正により保育士という名称になった。保育士は児童指導員と並び、児童福祉施設の中核をなす直接処遇職員である。児童指導員とともに生活指導や学習、障害児の療育・訓練と地域の一般家庭に対する育児相談サービスなどの重要な役割を担っている。「保育士」は、児童福祉法第 18 条の 4 で「保育士とは、第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう」と定義されている。「児童福祉法」改正の施行により、2003 年 11 月から、保育士と称して保育の業務を行うためには、保育士資格を取得したうえで、都道府県に保育士登録を行うことが必要となった。さらに、認可保育所に配置が求められている職員は保育士資格を取得したうえで登録することが必要とされている。保育士試験は都道府県知事が行い、年 1 回実施され、全筆記試験科目と実技試験を合格した者に資格が授与される。受験資格は、大学または短大など指定養成施設を卒業した者、また 2 年以上在学し、62 単位以上取得した者、高校卒業業者またはそれと同等の資格を有する者の児童福祉施設で 2 年以上従事した者、児童福祉施設に 5 年以上従事した中学卒業業者である。保育士登録者数は、2014 年 4 月現在、124.6 万人で、認可保育所の保育士数（常勤換算保育士数・除く施設長）は 35.6 万人（2013 年・社会福祉施設等調査）である。（池本、2015）また、入所児童への保育者の配置については、従来の基準が変更され、乳児の場合は乳児 3 名に保育士 1 名であり、3 歳未満は 6 名に保育士 1 名となり、3 歳児は 20 名に保育士 1 名、4 歳児以上は 30 人に保育士 1 名という基準に替えられた。こうした保育者の配置については、都道府県、市町村などにより異なっており、必ずしも厚生労働省の基準に立ったものでなく、厚生労働省の基準はあくまでも最低基準である。



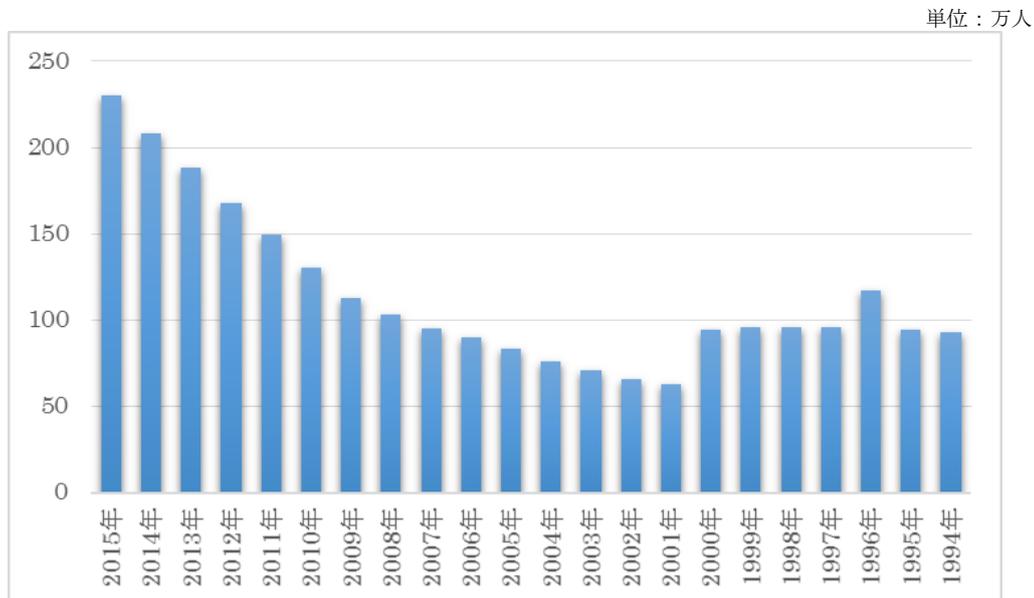
出所：厚生労働省「保育士等に関する関係資料」第3回保育士等確保対策検討会参考資料1 2015年

図4-6 日本・保育所に勤務する保育士数の推移

一方、中国の保育機関には、「保育員」と「幼稚園教師」<sup>13</sup>の2種類の保育者が配置されている。「保育員」は教師として認められておらず、1980年代までには、教育訓練を受けずに託児所や幼稚園で保育を担当する者（現場では「阿姨」おばさんと呼ばれ）の多くは教育程度や専門性が高くなかった。現在、通常、高校レベルの中等衛生専門学校で教育されるか、子育てが終わった女性や他の職種を退職した女性が各自治体で行う衛生局の資格研修を受けて担当するようになっている。「幼稚園教師」は、1950年代当初から教員養成制度に基づいて養成されてきている。1990年代中頃までには、「幼稚園教師」は主として高校レベル相当の中等専門教育機関である幼児師範学校で養成されてきた。幼児師範学校の養成カリキュラムは、旧ソ連から導入された「三学六法」（幼児心理学、幼児教育学、幼児衛生学と6教科の教授法）を基本的専門教育科目として編成されていた。1990年代から、『中華人民共和国教師法』（1993年）、『中華人民共和国教育法』（1995年）、『教師資格条例』（1995年）など教育に関する一連の法規の実施に伴い、中国の教育改革は推進され「幼稚園教師」の資質向上や学歴向上も緊急に求められた。現在、「幼稚園教師」は、①中等専門教育機関である幼児師範学校（高卒に相当する幼児教師養成学校）、②高等専門教育機関である幼児高等師範専門学校（短大または専門学校に相当）、③4年制の師範大学・師範学院（単科大学）の就学前教育専攻（大学相当）の3種類の養成機関で養成されるようになっている。養成機関の養成形態に従って、中国全国幼児教師教育学会は中華人民共和国教育部師範司の委託を受け、5種類の新しい幼稚園教師養成プログラムを開発した。一方、2003年から国家労働・社会保障部（日本厚生労働省相当）が「育嬰師」という乳幼児の早期のケアと教育についての専門資格を新たに設けた。「育嬰師」には、育嬰員、育嬰師、高級育嬰師の3段階がある。高級育嬰師は、子どもの発達診断や育嬰員・育嬰師の養成にあたる。育嬰師

<sup>13</sup> 1950年代当初の法規上では「教養員」とされたが、1979年の法規上では「教養員（即ち幼児教師）」とされ、1989年以降の法規上では「幼稚園教師」である。

は、乳幼児の生活面の世話や保健面での養護及び教育の役割を担っている。近年では、3歳未満の保育や育児指導を担当する幼稚園の教師にも、「育嬰師」の資格を取得することが奨励されている。



出所：「中国学前教育公報」1994年～2015年のデータより作成

図 4-7 中国・幼稚園教師数推移（園長を含む）1994～2015年

## 5. 保育体制の課題

### 5.1 学前教育の地域格差

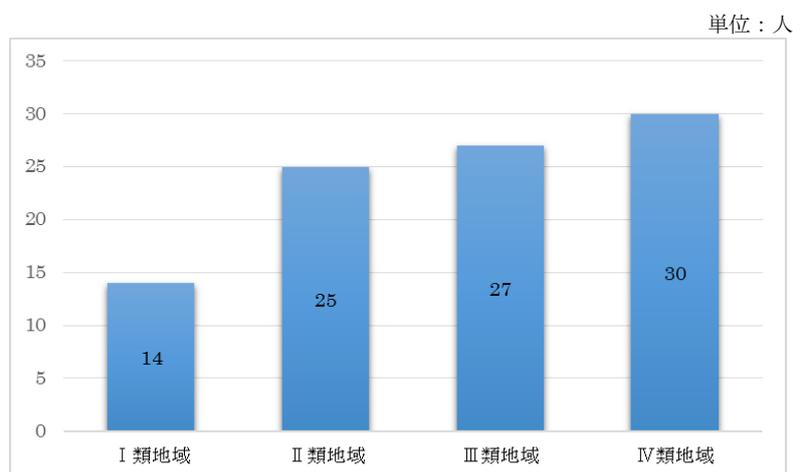
中国では、様々な面で国内の地域格差が大きいのが現実である。保育の役割を担う就学前教育も経済発展レベルと地理的な要素によって、不均衡な状況になっている。中国の研究者崔（崔，2010）は全国31の地域の幼児教育レベルを調査し、地域を類型化し、4つのグループに分類した。最も発展レベルが高いのは第一グループの上海市と北京市であり、次に第二グループの天津市、遼寧省、江蘇省、浙江省である。第三と第四グループは残りの地域であり、全国の80.7%を占めている。特に、中国の内陸である中部と西部の20の地域において、幼稚園の入園率、子どもと保育者の比率、保育者の学歴などは上海と北京よりかなり遅れている（劉海紅：2014）。また、北京、上海の園児数対教師数は14であり、II類地域の園児数対教師数は25である。I類地域と比べて大きい差があるが、全国の平均値より4.54%低いことがわかる。III類地域の園児数対教師数は全国の平均値と同じレベルであるが、IV類地域の園児数対教師数は全国より2.92%高い。IとII類地域より、III、IV類地域の園児数対教師数は不足状態であることはいえる。とくに、IV類地域の貴州省、その数は61に達している（張，2013）。さらに、専任教師の都市と農村の分布からみれば、格差はさらに明確である。中国教育部の統計データによると、2000年に都市と県と町が保有する専任幼児教師は幼児教師総人数の59.66%を占めしているが、農村地域は40.34%である。2001年には農村専任幼児教師が大幅に減少し、総人数の22.97%の546203人になっ

た。その後、2009年時点では農村専任幼児教師は幼児教師総人数の23.58%に上昇している（李，2011）。

表 4-5 中国における学前教育不均衡地域の分類

地域類型別	地域名称（省・市）
I類地域	北京市，上海市
II類地域	天津市，遼寧省，江蘇省
III類地域	河北省，山西省，内モンゴル自治区，吉林省，黒竜江省 甘肅省，青海省，寧夏省，新疆ウイグル自治区，陝西省
IV類地域	安徽省，福建省，江西省，河南省，山東省，湖北省 湖南省，広東省，広西省，海南省，重慶市，四川省，貴州省， 雲南省，チベット自治区

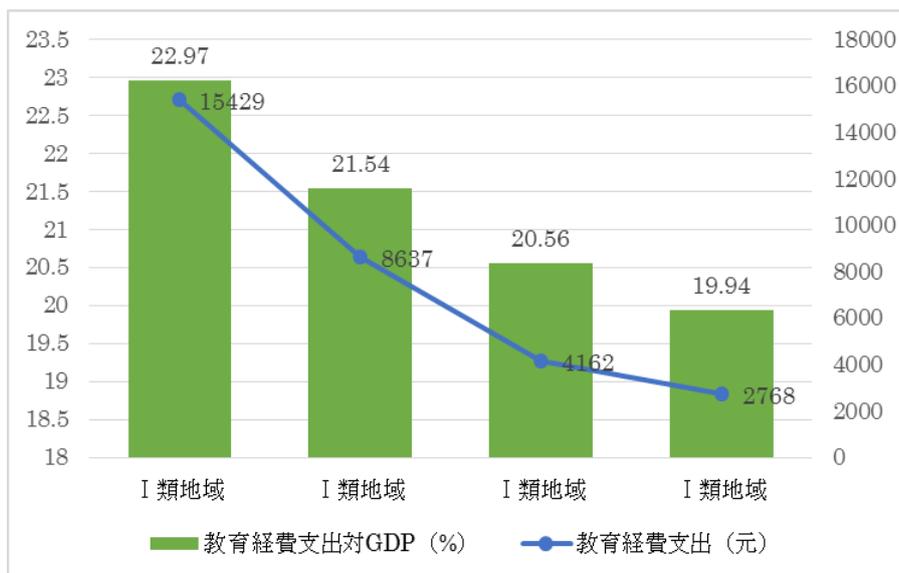
出所：中国教育統計年鑑 2008（崔，2010）



出所：中国教育統計年鑑 2008（崔，2010）

図 4-8 中国・地域類型別園児数対教師数

一方、中国では教育への財政投資は地方政府の責任とされているため、地域間の財政力格差を反映して教育経費支出の格差は大きいである。図 20 に示すように、4 類地域の教育経費支出対 GDP の差は大きくないが、支出金額の差は大きいである。I 類地域の投入金額は 15429 元であり、II 類の 1.8 倍、III 類の 3.7 倍、IV 類の 5.6 倍である。教育経費の不足は就学前教育分野で特に著しいである。関連研究者の分析によれば、1998～2004 年に、中国就学前教育の総支出は教育総支出の 2%弱しか占めていないことが分かる。また、世界銀行のデータによれば、2008 年に中国就学前教育は 9.3%の教育人口を受け入れているが、教育予算の支出の 1.3%しかシェアしておらず、GDP の 0.01%を占める現状である（李，2011）。



出所：中国教育統計年鑑 2008（崔，2010）

図 4-9 中国・教育支出を占める GDP の割合

## 5.2 都市部における待機児童問題

日本では認可保育所への入所を希望しながら入所できない、いわゆる「待機児童」の存在が社会問題となっている。入所待機児童は、2013年4月現在、全国で2万2741人となっており、特に都市部を中心に大きな問題になっている。また、入所待機児童の82%は、0~2歳の低年齢児であり、首都圏及び近畿圏の都市部が約8割を占めている（『国民の福祉と介護の動向』2014/2015）。

一方、中国では、前述のような経済体制などの改革により、公立性質の幼稚園は急速に減少した。低収入の家庭の子どもを対象としていた集団幼稚園は減少しつつ、学前児童の数の増加と保育ニーズの多様化により、中国都市部における待機児童の問題（中国語では「入園難」と呼ぶ）は非常に顕著である。『教育青書：中国教育発展報告(2011)』によると、調査サンプルの対象である35都市のうち、北京、深圳、天津、西安、南京、青島、銀川、成都、鄭州の9都市における、3割以上の住民は「入園難」の問題は非常に顕著であると回答した。北京市では5割以上の住民は「入園難」の問題があると回答した。さらに、近年、富裕層家庭の保育ニーズを満足するため、設備や教育内容が豊富な高級幼稚園（貴族幼稚園）が出現している。多くの中国の幼稚園の保育費2000元/月以上であり、7000元/月以上の幼稚園も少なくない。また、中国青年報によると、公立幼稚園の保育費は安いですが、一部の公立幼稚園に入るために、親は協賛費を払う前提となっている。その協賛費は年間2万元~5万元であり、一般家庭には重い負担になる。一方、中国の親は子どもの学前教育を過度に重視する傾向があり、幼稚園で小学校の知識を勉強できる園を優先選択している。「入園難」は「普通の幼稚園への入園が難しいのではなく、有名な幼稚園に入ることが難しい」状況を指している（張，2013）。

## 第2節 子育ての経済的支援と育児休暇制度

### 1. 出産・育児の経済的支援

日本では、出産すると、健康保険法に基づく医療保健給付の一部として、健康保険から被保険者に出産育児一時金として子ども1人につき35万円が支給される。また、子育ての経済的支援策として、児童手当、児童扶養手当、特別扶養手当のいわゆる児童関係3手当がある。児童扶養手当は主として生別母子世帯、特別児童扶養手当は障害児のいる世帯を対象にする制度であり、一般の児童を対象とする制度は児童手当である。児童手当の支給について、3歳未満の場合は出生順位にかかわらず月額1.5万円、3歳以上については、小学校終了時まで、第1子、第2子には月額1万円、第3子以降は月額1.5万円が支給される。

表 4-6 日本・児童手当制度（2014年度）

<b>制度の目的</b>	家庭等の生活の安定に寄与する 次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資する	
<b>支給対象</b>	中学校終了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	
<b>手当月額</b>	0～3歳未満	一律15000円
	3歳～小学校終了まで	第1子、第2子10000円第3子以降15000円
	中学生	一律10000円
	所得制限以上	一律5000円（当分の間の特例給付）
<b>所得制限</b>	所得限度額（年収ベース）・960万円未満	
<b>受給資格者</b>	監護生計要件を満たす父母等、児童が施設に入所している場合は施設の設置者等	
<b>実施主体</b>	市区町村（法定受託事務）、公務員は所属庁で実施	
<b>支配期月</b>	毎年2月、6月、10月（各前月までの分を支払い）	
<b>財源</b>	児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主処金	

出所：「国民の福祉と介護の動向 2014/2015」P88より作成

中国の育児に関関する直接的な経済的支援はないものの、1951年に、「保険料を専ら企業が負担する「労働保険」の1つとして、一定規模以上の工場等の女性労働者に対し、賃金が全額保障される産前産後の出産休暇を認めること等の内容」の生育保険を創設された。その後、妊娠中の保健医療サービスも給付対象となるなど、適用対象の拡大と給付内容の拡充が図られている。1994年以降、保育保険は「労働保険」からの分離が進められ、2010年社会保険法により、生育保険は社会保険の1つとして法律上規定されるに至る。現在では、生育保険にはすべての労働者が加入し、母子保健サービスや分娩介助の費用、出産休暇中の所得保障（生育手当）等の給付が行われ、保険料は企業のみが負担する。

## 2. 出産休暇・育児休業制度

表 4-7 日本と中国・子育てに関する公的支援制度の比較

	日本	中国
充実度	高	低
産前産後休暇制度	①産前6週間産後8週間、給与の50%支給②勤務1年以上の雇用保険加入者に適用	①産前15日産後75日、合計90日、給与の80%支給 ②生育保険に加入している全女性雇用者に適応
育児休業制度	原則として1年間、給与の50%支給、雇用保険の加入者が対象	「授乳休暇制度」あり。産休終了後に必要があれば、本人が申請して認可されれば最大6.5ヵ月、給与の80%支給。
子どもの看護休暇	就学前の子どもを持つ労働者に年5日/人の看護休暇を与える	「ミルク制度」子どもが満1歳までの期間は、1日30分程度×2回の授乳時間
保育サービス	認可保育所が設置され、0歳から預かり可能、応能負担	応益負担

出所：「子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析」P43 より作成

産休制度について、日本が「労働基準法」、中国は「女性職員の労働保護規定」によって法制化されている。産休の標準的日数は、日本は14週間であり、中国は12週間である。しかし、産前休暇について、日本は6週間であり、中国は2週間となっている。日本より中国は産後休暇に重みを置いている。さらに、日本の産休中の所得補償は標準報酬の3分の2であり、中国は産休前標準報酬の80%となっている。中国は日本のような「育児休業制度」は制定されていない。中国では子どもが産まれると生後6ヵ月から1～2歳頃までは産休・育児休業（産休は出産前15日、出産後75日）を利用して仕事に復帰していくことは日本とあまり変わらない。中国は日本のように子育て支援という制度は少ないのが現状である。

表 4-8 中国の主な地域の出産休暇日数

地域	結婚休暇	出産(生育)休暇	配偶者の育児休業
北京市	10日	128日(法廷日数+30日)	15日
天津市	3日	128日(法廷日数+30日)	7日
山西省	30日	158日(法廷日数+60日)	15日
遼寧省	10日	158日(法廷日数+60日)	15日
上海市	10日	128日(法廷日数+30日)	10日
浙江省	3日	128日(法廷日数+30日)	15日
安徽省	3日	158日(法定日数+60日)	10日
山東省	3日	158日(法定日数+60日)	7日
湖北省	3日	128日(法定日数+30日)	15日
広東省	3日	128日(法定日数+30日)	15日
広西省	3日	148日(法定日数+50日)	25日
四川省	3日	158日(法定日数+60日)	20日

出所：中国国家衛生・計画出産委員会、各地方政府ウェブサイト

\*夫婦が別居の場合は20日間。

一方、近年の少子化の進展に伴う労働力不足などが問題視され、中国の人口抑制策は転

機を迎えた。中国では、2016年1月に「一人っ子政策」の撤廃により、すべての夫婦に二人目の子どもを持つことが認められるようになった。国の政策転換<sup>14</sup>を受け、各地方政府は規定を改定し、「晩婚・晩産休暇」を廃止するとともに、出産優遇措置をとり始めた。例えば、北京市、上海市では7日間(結婚休暇とあわせて10日間)、広東省では10日間(同13日間)の「晩婚休暇」が、北京市、上海市、広東省では30日間、山東省では60日間の「晩産休暇」が労働者に付与される。また、男性の「出産介護休暇」(育児休暇、出産付添休暇)について、妻の出産年齢などの条件を外し、付与日数を増やす改定も行われている。上海市では3日間を10日間に増加し、広東省では10日間を15日間に変わった。

---

<sup>14</sup> 2015年、中国の「二人っ子政策」への変更に伴い、「人口・計画出産法」が改正された。第18条の「公民の晩婚・晩産を奨励し」という文言は削除され、「1組の夫婦が一人の子どもを持つことを提唱」は「1組の夫婦が二人の子どもを持つことを奨励」に代わった。さらに、第25条の「晩婚晩産の公民は、結婚休暇、出産休暇延長の奨励又はその他の福祉待遇を受けることができる」という条文が、「法律、法規の規定に該当し子女を出産する夫婦は、出産休暇の延長の奨励、その他福利待遇を受けられる」に改められた。法改正を受け、各地方はそれぞれの「人口・計画出産条例」の見直しを進めている。

## 第五章 考察と今後の課題

### 第1節 総合考察

#### 1. 中国における児童福祉制度の方向

現在の中国において、様々な児童問題が注目されている。本論文は諸問題から、要保護児童を着目し、家族環境または社会的環境から養育を必要とする児童に焦点を絞った。中国社会における要保護児童は、孤児、貧困地域の農村地域から都市に流入した浮浪児、障害児と出稼ぎ労働者の子ども（留守児童）などを含めている。近年、エイズ被害孤児及び未成年エイズ感染者対策が課題となっている。また、親の病気や薬物使用などを理由に実の家庭で養育困難な子どもも増加している。

一国の社会福祉と社会保障においては、その国の経済発展水準からかけ離れた質とレベルで実現することは困難である。途上国の中国にとって社会福祉の充実を図るには、資金・施設・人材の面で限界がある。理由としては社会福祉サービスも社会の限られた一部の弱者に優先的に提供するしかないからである。こうした限界の中で、児童事業は狭義の児童福祉に重点が置かれていることが分かった。つまり、中央政府の指導の下で、民政部（日本の厚生労働省相当）が、生活環境あるいは身体面で困難のある特殊な児童集団に児童養護施設と特定なサービスを提供していることになる。

国連の「児童の権利条約」では、児童福祉を「児童の心身の健全かつ全面的な発達と正常な生活の促進を目的とする各種の努力、事業、制度等をいずれも児童福祉と呼ぶ」と定めている。現段階の中国では、児童福祉は狭義に定義されており、一般に社会福祉施設が障害のある児童、孤児、遺棄された児童や浮浪児等の恵まれない状況にある児童たちに対して提供する生活救済、障害矯正、教育支援等の福祉サービスを指し、社会福祉を構成する重要な部分である。こうした狭義の児童福祉は、実質的には一種の消極的、または補充型の福祉制度である。つまり、中国の児童福祉は制度設計面で「埋め込み式」の福祉にあたり、基本的に独立した児童福祉制度は存在しない。児童福祉の各項目及び福利の提供は様々な内容の福利供給制度の中に分散している。例えば社会保障、生活保護、医療保険、障害者サービス、教育等はいずれも児童福祉の要素を含んでいるが、それぞれ異なる政府機関が担当しており、統一された行政機関は存在していない。さらに、児童福祉は主に地方政府が責任を負い、具体的な施行は自由に選択できるため、児童福祉の柔軟性が大きく、各地方の制度と対応に大きな差が存在している。各国の施策は歴史的背景や家族観があって成り立っている。中国も日本の取り組みからヒントを得つつ、独自の児童福祉制度を推進すべきである。

#### 2. 中国における少子化の深刻化と子育て支援の必要性

日本では、合計特殊出生率の減少は1950年代から始まり、1971年から1974年までの第2次ベビーブームを終えた頃から、少子化現象として確実に見られるようになった。また、「1.57ショック」と騒がれた1989年以降、少子化は大きな社会問題となった。中国の

人口センサス調査に基づいた計算によると、2000年、2005年、2010年の合計特殊出生率は1.22、1.34、1.18であり、2011年の合計特殊出生率は1.03となっている。中国の合計特殊出生率は少子化が深刻化している日本の1.39よりも低い水準である。経済成長によって都市と農村の格差、地域間の経済格差の拡大に伴い、農村部や内陸・西部地域での出生率は著しく低下してきている。また、合計特殊出生率は大都市圏で低い傾向がある。今後は地域格差の要因を明らかにし、地域環境に対応しながら、育児環境において地域格差を解消していくことが課題である。日本の「少子化高齢社会」の現象は、近未来の中国にも生じる可能性が強い。日中両国において、少子化の原因や子育てを取り巻く社会環境などに違いはあるが、共通して見られる点もあると考える。少子高齢化は日本だけの問題ではなく、中国も同様の問題に直面しており、むしろ中国は日本より深刻な状況となっている。

一方、日本では、高度経済成長の産業化や都市化の進展から、子育て家庭を取り巻く社会状況は大きく変化している。社会構造の変動に伴い、就業構造が変化しているなかでも女性の家庭が増加した。女性の家庭外就労の増加は、家族構造の変化と同時に、家庭機能の外部化を促進させ、家庭は公的サービスや市場サービスへの依存を強めている。また、社会意識の変化に伴い伝統的な家庭内役割へ懐疑や育児不安等の家庭をめぐる意識も変容しつつある。子育て家庭をめぐるさまざまな社会状況の変化は、これまでと違った機能を子育て家庭に求めるようになってきた。行政レベルでもこうした変化に対応し、従来と違った支援が求められるようになっている。

中国の女性の労働環境と育児環境の分析によると、育児期に就労を行う女性にとって、仕事と育児の両立を実現することが待機な課題となる。さらに、家庭構造の変化は世代間育児にもある程度の影響があることがわかる。私的支援体制の面では、中国女性は親からの強力なサポートをしてもらい、一方の日本女性は親と夫のいずれからも有効なサポートを得られず、私的支援体制の面で中国に比べて不利な立場に置かれている。

公的な支援である保育の構造体系は、日本のように保育所と幼稚園が平行する二本立てではなく、託児所と幼稚園とが縦列に並んでいる。中国では0～6歳の教育は包括的に「学前教育」と呼ばれ、「幼児教育」は3～6歳までの幼稚園教育を指すのが通常である。最近では0～3歳の教育を「早期教育」と称するようになっている。中国では、1950年代から1980年代にかけて公的機関における乳幼児の集団保育が実践されてきた。また、1990年代からの乳児保育の変化に関する理論的実践研究が不十分なため、児童の健全発達を促すような質の高い保育内容を保障しているとは言い難い。今後、中国における保育制度の検討すべき課題とは何か。「児童の権利に関する条約」に反映された子ども観・子どもは年齢によらず人権の完全たる主体者であり、全ての子どもは乳幼児期から発達と教育への権利を有することに基づいて、教育・保育システムを再構築することが課題である。また、子どもの最善の利益の保障を前提にして、ケアと教育を統合した一本化の管理体制を構築する課題であると考えられる。

### 3. 日中比較研究の重要性

中国における近年の児童問題は、改革開放の制度的変化から、社会・家族環境の変化、いわゆる経済成長に伴う産業構造の変化が大きい要因である。また、経済発展と社会制度の不均衡化により、福祉分野においても、単純な児童問題だけではなく、膨張し続ける人口問題から、高齢化問題と障害児・者の生活保障などの問題の解決も児童問題と並行して目前の課題である。こうした状況の中、つまりいまだ中国国内における児童福祉関連する制度政策が整備されていない中で中国における児童福祉分野で今後何らかの改革を考えるならば、諸外国の児童福祉制度・政策を比較的検討していかなければならないと思われる。社会福祉政策において、先進的な研究や実践を行っているのは、欧米諸国、特に北欧の国においてであるが、直接欧米の制度を参考にするより、同じ東アジア文化圏にある隣国の日本の児童福祉制度の変遷過程を分析・研究していくことは非常に重要な視点である。なぜなら、日本の児童福祉制度、とくに近代以降は、諸外国、つまり欧米の児童福祉制度を取り入れつつ、それを日本独自に集成し形成されてきた経緯がある。日本では、戦後からその後の高度経済成長の時代、従来の生活様式、家族観や家族形態などが著しく変化し、そしてその変化は、約半世紀、多様化を継続し、子どもをめぐる課題や支援の変化にも多くの影響を及ぼし続けている。具体的には、高度経済成長による社会環境の変化、欧米の文化を取り入れた生活様式の変化、医療・保健の進歩による長寿化・救命率の向上、核家族化・家族扶養観の変化、価値観の多様化による男女のライフスタイルの多様化などがあげられる。こうした変化が家族の在り方や役割分担を変化させ、そこを環境として育つ子どもたちの子育てにも様々な影響を及ぼしてきた。こうした児童と環境との相互作用によって生じる児童福祉の課題は、児童福祉法成立当初は、社会や家庭の貧困や、家族との離死別に起因する課題として顕在化し、現在では、既述の子どもを巡る環境の変化に呼応する形で、子育て支援ニーズ、保育ニーズ、障害児療育ニーズ、養護ニーズ、ひとり親支援ニーズなどに大別され、多様化するとともに、個々の課題は深刻化、重層化している。日本と中国は同じアジアの近隣国であるが、政治体制や文化など様々な違いがあるが、両国の子どもを取り巻く社会環境の変化はそれ程大きな違いは見られず、また、少子化が深刻化していることが両国において問題視されている。

一方、日本では、1947（昭和 22）年に制定された児童福祉法は、児童を取り巻く生活環境の変化により、改正が重ねられてきた。具体的に、最近における社会の変化核家族の増加、離婚の増加などにより、家族や地域の子育て機能の低下が顕著になり、つまり働く母親の増加、児童虐待問題の深刻化などの理由により、子育て支援をする必要性が叫ばれた。そこで、1997（平成 9）年に大幅な改正がなされ、最近では待機児童の解消などを目的に子ども子育て支援新制度が作られた。こうした日本の児童福祉制度を体系的に理解することとその試行錯誤や失敗から中国でも多くのことが学べるのではないかと考えられる。つまり、現状の中国の児童福祉制度を考えていく上で、諸外国の影響を受けつつ、独自の児童福祉制度を形成した日本を参考に、今後中国社会における児童福祉体系を構築する際に重要なポイントになると考えられる。

## 第2節 本研究の限界と今後への展望

子育て支援策には保育以外のさまざまな政策課題があるが、ここではあくまでも保育を扱ったに過ぎない。子育て支援策の一つの政策オプションである児童手当のような現金給付を巡っても支給方法や額などさまざまな課題設定があり、相当の研究が必要であると考えられるが保育以外の政策についての検討はできなかった。さらに子育て支援策としての保育の分野においても、保育の供給率と出生率との関係や保育コストを誰が負担すべきかという議論から、現在の中国における児童の保育体制を再検討する観点も重要であると考えられる。また、家庭内の子育て分担の分析においても、夫婦間の分担だけの研究だけでなく、今後はデータが入手できれば、夫の育児参加が外部の保育サービスを代替するものとなるかどうかを検証するため、夫婦の子育て分担とともに外部の保育への需要という組み合わせでの分析も必要であろう。職場の分析においても、大きな課題が残っている。データの限定性による、男性の家事参加、親世代や専門機関の支援と女性の就労の因果関係の特定はいまだ不十分である。加えて使用したデータはサンプル数が小なかったため、幅広い分析を行うことが出来なかった。今後はサンプル数の多いデータを用いた分析が必要になると思われる。

本研究は、中国における児童福祉と子育て支援のあり方を考察するための材料を提供することを意図し、日本の現状を参考しながら、基本的論点の検討を行った。日本と中国とも、少子化・高齢化・家族形成の多様化という同じ課題を抱えているそれに対する政策的対応は両社会の特徴が見られる。今後は、日本の児童福祉における理論や経験を踏まえた上で、児童を取り巻く社会環境や中国の社会文化的背景に沿った児童福祉制度を位置付けていく必要がある。先進国では、子育て政策への関心は少子化問題契機として政策上の課題として浮上した場合が多い。先進国の子育て政策を福祉レジームごとに概観するとともに、ジェンダー研究や男女平等などの観点から子育て政策が注目する視点も非常に重要である。今後は文献の分析を進めるとともに、具体的なフィールド調査を行い、地域ごとに児童福祉のニーズを明らかにすることは必要である。

一方、本研究は修士課程から5年間の研究成果を段階的にまとめたものである。中国の児童福祉について考察し、ある程度中国における児童福祉の概況を反映できるものと考えられる。「児童福祉研究」という大きなテーマを進めるにつれて似ているように見えた中国と日本の児童福祉環境には基本的な点で相違があることを確認した。今後の課題をみながら、改めて日本の児童福祉制度を注目するとともに、中国の課題を丁寧に解決することが目標とする。最後に、中国のすべての子どもに最善の利益が保障される児童福祉制度とすべての親が安心な子育てのできる福祉的支援が大きく発展することに期待したい。

## 引用・参考文献

### 中国語文献

- 国家衛生計生委家庭司 (2015) 『中国家庭發展報告』中国人口出版社
- 王振耀 (2011) 『中国社会福祉發展報告』北京師範大学
- 尚曉援 (2011) 『中国兒童政策報告 2011』北京師範大学
- 高華俊 (2013) 『中国兒童福利政策報告 2013』北京師範大学公益研究院
- 尚曉援・王小林 (2011) 『中国兒童福利前沿 2011』社会科学文献出版社
- 劉繼同 (2010) 『国家責任与兒童福利』中国社会出版社
- 吳魯平 (2005) 『家庭寄養：動機与績効—对“北京模式”的深度分析』社会科学文献出版社
- 全国婦聯兒童工作部 (2011) 『農村留守流動兒童狀況調查報告』社会科学文献出版社
- 宋秀岩 (2013) 『新時期中国婦女社会地位調查研究』中国婦女出版社
- 張紅霞 (2003) 「当前我国兒童福利機構面臨的問題」『社会福利』12
- 成海軍 (2003) 「政策与操作並举—兒童福利院舍急需轉型」『中国社会報』12
- 王跃生 (2013) 「中国城鄉家庭結構變動分析」『中国社会科学』12
- 李智 (2015) 「1982-2010 年中国出生率与總和生育率变化趨勢和地理分布」『中国衛生統計』
- 栾俪云 (2010) 「国外兒童照顧与支持的價值理念和制度安排」『前沿』12, 71-73
- 栾俪云 (2009) 「變遷中的中国家庭与兒童看護的社会学考察」『湖北社会科学』8, 50-52
- 栾俪云・饶涛 (2012) 「我国城市兒童看護服務缺失的社会学思考」『廣東社会科学』6, 200-205
- 李沛霖 (2016) 「中国兒童扶養直接經濟成本影響因素分析」『福建行政学院學報』5, 103-112
- 孫艳艳 (2015) 「0~3 歲兒童早期發展家庭政策与公共服務探索」『社会科学』10, 65-72
- 裘晓兰 (2012) 「社会轉型与家庭育兒功能的轉移—日本 2010 育兒理念的經驗与啓示」『当代青年研究』9, 11-17
- 張亮 2014 「欧米兒童照顧社会政策的發展及借鑑」『当代青年研究』5, 85-92
- 李莹・趙媛媛 (2013) 「兒童早期照顧与教育：当前狀況与我国的政策選擇」『人口學刊』35, 31-41
- 徐浙寧 (2009) 「我国関与兒童早期發展的家庭政策 (1980~2008) —从“家庭支持”到“支持家庭”？」『青年研究』4, 47-59
- 崔芳芳 (2010) 「我国学前教育發展不均衡：現狀・原因与建意」『教育發展研究』24
- 杜鳳蓮 (2008) 「家庭結構・兒童看護与女性勞働参与：来自中国非農村的証据」『世界經濟文匯』2

### 日本語文献

- 山下威士・山下泰子 (1995) 『中国の女性—社会的地位の調査報告』中国全国婦女連合会
- 厚生労働統計協会 (2014) 『国民の福祉と介護の動向・厚生の指標』増刊・第 61 卷第 10 号
- 芝野松次郎・松原康雄・高橋重宏 (2013) 『兒童や家庭に対する支援と子ども家庭福祉制度』

第2版, ミネルヴァ書房

- 宇佐見耕一・小谷真男・後藤玲子・原島博 (2012) 『世界の福祉年鑑』旬報社
- 千葉喜久也 (2011) 『児童・家庭福祉論』第2版, (株) みらい
- 姜波・矯学真 (2010) 『現代中国の社会とくらし』大学教育出版
- 沈潔 (2007) 『中華圏の高齢者福祉と介護—中国・香港・台湾』ミネルヴァ書房
- 高橋重宏・才村純 (2006) 『子ども家庭福祉論』建帛社
- 植木信一 (2006) 『臨床に必要な児童福祉—児童福祉論』弘文堂
- 榎本和子 (2001) 『子どもの生活問題と福祉』行路社
- 松本眞一 (1995) 『児童福祉論—子どもの権利条約と児童問題』相川書房
- 厚生省児童家庭局 (1978) 『児童福祉三十年の歩み』日本児童問題調査会
- 齋藤尚登・後藤あす美・新田堯之 (2012) 「中国の少子高齢化問題と日本の経験からのインプリケーション」大和総研調査季報 5, 18-37
- 労働政策研究・研修機構 (2013) 「子育てと仕事の狭間にいる女性たち—JILPT 子育て世帯全国調査 2011 の再分析—」『労働政策研究報告書 No.159 』
- 大泉啓一郎 (2011) 「中国の人口ボーナスはいつまで続くのか—持続的経済成長の課題」日本総合研究所調査部環太平洋戦略研究センターRim (40), 1-21
- 三菱東京 UFJ 銀行経済調査室 (香港) (2011) 「中国の人口国勢調査から見る今後の課題と注目点」BTMU 中国経済トピックス
- 張琢・星明 (2016) 「中国における婚姻と家族の研究」『佛教大学社会学部論集』第63号, 79-100
- 尹豪 (2013) 「中国の人口政策と出生性比問題」 福岡女子大学国際文理学部紀要, 国際社会研究, 第2号
- 添田正揮 (2009) 「アジア型社会福祉発展モデル研究プロジェクト, 中華人民共和国における大学等調査報告, 大学の社会福祉教育および社区サービスと福祉現場の実情—遼寧省大連市、黒竜江省ハルビン市の調査から」『日本社会事業大学研究紀要』55, 129-151
- 金潔 (2005) 「社会的養護における里親養育の位置づけ—中国の里親暫定管理規則の制定を通して」、『人間福祉研究』8, 83-92
- 王念家 (2008) 「中国における児童福祉の発展—児童福利院と里親制度を中心に」『国際文化学』18, 1-18
- 沈潔 (2007) 「中国児童福祉の現状」『総合福祉』4, 31-41
- 于小微 (2010) 「一人っ子政策に関する一考察—中国の家庭及び文化環境の変化と子どもの社会化」『貿易風』5, 172-180
- 呂曉彤 (2012) 「中国における障害児童のニーズ分析—中国障害者連合会調査結果を通して」『帝京科学大学紀要』8, 121-125
- みずほ総合研究所 (2008) 「中国都市部家計の所得・消費・貯蓄」
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2015) 「定着する中高年の離婚—多様化するライフコースの選択」

- 一見真理子 (1993) 「中国における子ども、子ども観、子どもの権利」比較教育学研究 19, 171-177
- 関志雄 (2016) 「中国経済の新常態」株式会社野村資本市場研究所
- 孫欣・田中豊治 (2001) 「現代における日中女性問題の比較研究：労働および政治参加の実態について」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』6(1), 173-201
- 李敏誼 (2011) 「中国就学前教育の発展：回顧と展望」『中国就学前教育の発展』科学技術振興機構
- 松下東子・青木和美・何徳白樹 (2015) 「女性の活躍推進がもたらすもの—日中米3か国調査」『知的資産創造』23(8), 48-73
- 張育慶 (2013) 「中国における保育の現状」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第二部, 文化教育開発関連領域 (62), 89-95
- 張萍 (2009) 「中国における出生力低下の政策的要因：人口高齢化の背景についての分析(2)」『社会学部論集』48, 1-18
- 野島正剛 (2005) 児童福祉施策における家族支援：児童福祉法の歴史的変遷を中心に 児童文化研究所所報 27, 1-10
- 石塚浩美 (2014) 「中国における先進国型の専業主婦と女性就業にかんする実証分析：2006年および2008年の中国総合社会調査CGSSデータを用いた分析」『大原社会問題研究所雑誌』667, 51-70
- 藤井廣美 (2003) 「家族機能の社会化としての育児環境：保育所の現状を中心として」『北海道生涯学習研究：北海道教育大学生涯学習教育研究センター紀要』3, 33-40
- 葉靖・小林月子 (2013) 「仕事と家族形成に関する女性の意識調査：日中比較」岐阜大学教育学部研究報告. 人文科学 61(2), 55-71
- 巖善平 (2013) 「中国における少子高齢化とその社会経済への影響：人口センサスに基づく実証分析」『JRI レビュー = Japan Research Institute review』2013(3), 21-41
- 加茂直樹 (2007) 「子育て支援はなぜ必要か」『現代社会研究科論集』(1), 1-21
- 武田尚子 (2015) 「質的調査データの二次分析—大正期月島調査と労働運動」『日本労働研究雑誌』57(12), 70-80
- 劉海紅・倉持清美 (2014) 「中国の都市部と地方部の保育者の保育観」東京学芸大学紀要 総合教育科学系 65 (2), 365-374
- 池本美香 (2015) 「保育士不足を考える—幼児期の教育・保育の提供を担う人材供給の在り方」『JRI レビュー = Japan Research Institute review』2015(9), 2-30
- 森合真一 (2014) 「保育政策の歴史的展開と保育士養成」『近畿大学豊岡短期大学論集』(11), 1-9
- 金香子 (2005) 「現代日本における保育政策の変容—少子・高齢化時代における保育政策のあり方」『本郷法政紀要』14, 85-122
- 西山佐代子 (2003) 「社会主義市場経済下中国の都市保育行政の動向：遼寧省瀋陽市を事例として」『季刊北海学園大学経済論集』51(1), 59-72

劉鄉英・李煜・王磊 (2016) 「日本と中国における保育者養成システムに関する比較検討」  
『福山市立大学教育学部研究紀要』4, 137-147

### 統計資料・公式文書

SciencePortal China 中国統計年鑑 2014 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2014/index.html>

SciencePortal China 中国統計年鑑 2013 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2013/index.html>

SciencePortal China 中国統計年鑑 2012 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2012/index.html>

SciencePortal China 中国統計年鑑 2011 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2011/index.html>

SciencePortal China 中国統計年鑑 2010 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2010/index.html>

SciencePortal China 中国統計年鑑 2009 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/stats2009/index.html>

SciencePortal China 中国教育統計年鑑 2012 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/edustats2012/index.html>

SciencePortal China 中国教育統計年鑑 2011 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/edustats2011/index.html>

SciencePortal China 中国教育統計年鑑 2010 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/edustats2010/index.html>

SciencePortal China 中国教育統計年鑑 2009 年版  
<http://www.spc.jst.go.jp/statistics/edustats2009/index.html>

中華人民共和國民政部 2015 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/201607/20160700001136.shtml>

中華人民共和國民政部 2014 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201506/20150600832371.shtml>

中華人民共和國民政部 2013 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201406/20140600654488.shtml>

中華人民共和國民政部 2012 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/201306/201306004747469.shtml>

中華人民共和國民政部 2011 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/201210/201210003625989.shtml>

中華人民共和國民政部 2010 年社会服務發展統計公報  
<http://www.mca.gov.cn/article/zwgk/mzyw/201106/20110600161364.shtml>

中華人民共和國民政部 2009 年社会服務發展統計公報

<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/201006/201006000814229.shtml>  
中華人民共和國民政部 2008 年民政事業發展統計公報

<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/200906/200906000317629.shtml>  
中國學前教育統計公報 (1990~2014)

[http://www.ahmasys.cn/Article\\_Show.asp?ArticleID=2161](http://www.ahmasys.cn/Article_Show.asp?ArticleID=2161)  
中華人民共和國國家統計局 第一次全國人口普查公報

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30316.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30316.html)  
中華人民共和國國家統計局 第二次全國人口普查公報

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30317.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30317.html)  
中華人民共和國國家統計局 第三次全國人口普查公報

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30318.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30318.html)  
中華人民共和國國家統計局 第四次全國人口普查公報 (第 1 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30320.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30320.html)  
中華人民共和國國家統計局 第四次全國人口普查公報 (第 2 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30321.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30321.html)  
中華人民共和國國家統計局 第四次全國人口普查公報 (第 3 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30322.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30322.html)  
中華人民共和國國家統計局 第四次全國人口普查公報 (第 4 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30323.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30323.html)  
中華人民共和國國家統計局 第四次全國人口普查公報 (第 5 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404\\_30324.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200204/t20020404_30324.html)  
中華人民共和國國家統計局 第五次全國人口普查公報 (第 1 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200203/t20020331\\_30314.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200203/t20020331_30314.html)  
中華人民共和國國家統計局 第五次全國人口普查公報 (第 2 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200203/t20020331\\_30315.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/200203/t20020331_30315.html)  
中華人民共和國國家統計局 第六次全國人口普查公報 (第 1 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/201104/t20110428\\_30327.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/201104/t20110428_30327.html)  
中華人民共和國國家統計局 第六次全國人口普查公報 (第 2 号)

[http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/201104/t20110429\\_30328.html](http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjgb/rkpcgb/qgrkpcgb/201104/t20110429_30328.html)  
中華人民共和國國家衛生和計畫生育委員會 流動人口發展報告 (2016)內容概要

<http://www.nhfp.gov.cn/xcs/s3574/201610/58881fa502e5481082eb9b34331e3eb2.shtml>  
內閣府男女共同參畫局 平成 26 年版男女共同參畫白書 概要版

[http://www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/gaiyou/index.html)  
厚生勞働省 「平成 25 年版厚生勞働白書—若者の意識を探る」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/>  
厚生勞働省 平成 25 年 國民生活基礎調查の概況

[www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf)

総務省 平成 23 年社会生活基本調査

<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/>

総務省統計局 労働力調査（詳細集計）平成 27 年（2015 年）

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/>

## 謝 辞

本論文をまとめるにあたり、多くの方々に大変お世話になりました。ここに深く感謝の意を表します。

指導教員である渡辺信英教授と志田民吉教授には、終始あたたかいご指導と激励を賜り、心からお礼を申し上げます。渡辺教授には、大学院入学当初からお世話になり、本論文を進めるにあたり、常に的確なご指導と心温まる励ましをいただきました。志田教授には、修士課程の時から 6 年間、研究に関して一から教えて頂き、研究者としての視座と姿勢を学ばせて頂きました。また、研究会の中でも、論文全体の構成から、細かな表現にいたるまで先生に賜った丁寧なご指導は終生忘れることはありません。考えのまとまらない私の議論に辛抱強くお付き合いいただき、行き詰まった時には優しく背中を押して頂いたおかげで、ここまで辿り着くことができました。

本論文の審査過程において、審査員である根岸直樹教授と小坂徹教授には、幅広い視点から数々のご助言とご指導を賜りました。心より感謝を申し上げます。

大学院の 6 年間、常にともにしてくださった先輩の皆様、留学生の皆様にもいつも勇気と励ましを頂きました。長い時間がかかりながらも本論文の完成まで辿り着くことができたのは、先生方・院生の皆様のおかげです。

また、大学院事務室の皆様には、論文の審査にあたり、全力でサポートしていただきました。心よりお礼を申し上げます。

最後に、離れた中国から、長年にわたり研究を応援し励まし続けてくれた両親と、日本の友人の方々にも心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 2 月吉日

齋 少傑